



# 日本における調停と海外における調停の比較・考察、及び国際商事紛争解決地としての日本の未来

菅野，智恵子

---

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2019-09-25

(Date of Publication)

2021-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7567号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007567>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



# 博 士 学 位 論 文

日本における調停と海外における調停の比較・考察、及び国際商事  
紛争解決地としての日本の未来

神戸大学大学院法学研究科

専攻           ：理論法学専攻

指導教員   ：齋藤 彰 教授

学籍番号   ：143J177J

氏名           ：菅野 智恵子

提出年月日：令和元年7月10日

## 論文要旨

国際ビジネス紛争の解決方法として、近年、国際調停が脚光を浴びており、日本でも2018年11月に京都国際調停センターが開設された。また、2019年8月には、調停による国際和解合意に関する国連条約（シンガポール条約）が署名される予定であり、発効すれば、国際商事調停での和解に執行力が付されるようになる。

本論文では、このような状況の中、まず、日本の既存の調停（司法型と民間型）海外の調停、特にシンガポール、香港、イングランドの調停について概観する。

次に、調停のスタイル（評価型か交渉促進型か）、主張・証拠の引継ぎ、プロモーションの観点から、比較・考察する。

調停スタイルについては、国際紛争解決を念頭に置くと、評価型が主流である日本の調停の課題として、国際標準である交渉促進型の調停スタイルを学ぶことも重要である。ただ、筆者としては、完全な交渉促進型の調停よりは、事実認定・法的評価は行うもののそれは腹案にとどめ、最初は当事者の対話を促進し、膠着状態に陥った場合や、意見を求められた場合等に自分の意見を述べるという混合型が、合意成立には効果的だと考える。また、いずれのスタイルにしても、調停人が、当事者の言い分を良く聞き、何が真の紛争の原因で、当事者は何を一番求めているのかを理解することが重要だと考える。

調停での主張や証拠の訴訟等への引継ぎについては、日本においては一般的に禁止されていないが、海外においては調停において当事者間の本心での話し合いを促進するため、引継ぎ禁止が定められるのが原則である。日本において、司法調停については、現状、調停での主張や証拠が訴訟に引き継がれないとするのは難しいが、民間の国際商事調停の場合は、JCAAや京都国際調停センター等、主張や証拠の引継ぎを制限する規則を持つ調停機関を選択するか、当事者間で証拠制限契約を締結することを検討すべきである。

プロモーションについては、これまで、アジアにおける国際紛争解決推進の潮流から取り残されてきた日本であったが、ここに来て、日本政府もプロモーションに取り組み始めた。京都国際調停センターが設立されたこともあり、今後、ますます日本における国際商事調停についての情報発信が重要になってくる。

更に、本論文では、日本において、現在ある国際商事調停の発展への障害・問題点について、どのような取り組みが行われているかを述べるとともに、今後どのような方策が必要かも検討・提示する。

これまでの日本の問題点としては、①国際調停機関・施設の不足、②日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップの不足、③国際調停人・代理人の人材不足、④外弁法（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）上の問題、⑤裁判所の国際ADRに対する理解の不十分さが挙げられる。それに対する現在及び将来の取組みとして、京都国際調停センター・日本国際紛争解決センターの開設、法務省による予算措置、外弁法改正等について述べていく。さらに、日本における国際商事調停の発展のための方策として、⑥シンガポール条約の批准、⑦仲裁と調停の効果的連携（Med-Arb、Arb-Med-Arbの活用）、⑧裁判所との連携・国際商事ADR専門部創設を提言していく。

以上

## 目 次

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| 序章 はじめに .....                                            | 1  |
| 第1章 日本の調停と海外の調停の概観 .....                                 | 2  |
| 第1 日本における調停 .....                                        | 2  |
| 1 司法型調停 .....                                            | 3  |
| (1) 民事調停 .....                                           | 3  |
| ア 簡易裁判所における民事調停 .....                                    | 3  |
| イ 地方裁判所での民事調停 .....                                      | 4  |
| ウ 訴訟上の和解 .....                                           | 5  |
| (2) 家事調停 .....                                           | 6  |
| 2 民間型調停 .....                                            | 7  |
| (1) 弁護士会紛争解決センターでの調停 .....                               | 7  |
| ア 概観 .....                                               | 7  |
| イ 特徴 .....                                               | 8  |
| (2) 日本商事仲裁協会 (JCAA) での調停 .....                           | 9  |
| ア 概観 .....                                               | 9  |
| イ 国内商事調停規則と比較した国際商事調停規則の特徴 .....                         | 9  |
| ウ 調停の進行 .....                                            | 10 |
| エ 商事調停の内容の種類 .....                                       | 10 |
| 第2 海外における調停 (シンガポール・香港・イングランド) .....                     | 11 |
| 1 海外における調停の概観 .....                                      | 11 |
| (1) 国際商事調停について .....                                     | 11 |
| (2) 国際調停機関 .....                                         | 12 |
| 2 シンガポールにおける調停 .....                                     | 13 |
| (1) 概観 .....                                             | 13 |
| (2) シンガポール調停センター (SMC) .....                             | 14 |
| (3) シンガポール国際調停センター (SIMC) .....                          | 15 |
| 3 香港における調停 .....                                         | 16 |
| (1) 概観 .....                                             | 16 |
| (2) 香港調停センター (HKMC) / 中国本土・香港共同調停センター (MHJMC) .....      | 17 |
| (3) 香港国際仲裁センター (HKIAC) .....                             | 18 |
| 4 イングランドにおける調停 .....                                     | 18 |
| (1) 概観 .....                                             | 18 |
| (2) CEDR (Centre for Effective Dispute Resolution) ..... | 19 |
| 第2章 日本の調停と海外の調停との比較 .....                                | 20 |

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1  | 調停スタイルについての比較               | 20 |
| 1   | 調停スタイル                      | 20 |
| 2   | 日本における調停のスタイル               | 21 |
| (1) | 司法型調停                       | 21 |
| ア   | 簡裁の調停スタイル                   | 22 |
| イ   | 地裁の調停スタイル                   | 23 |
| ウ   | 訴訟上の和解の調停スタイル               | 24 |
| エ   | 家事調停の調停スタイル                 | 24 |
| オ   | 司法型調停のスタイルの小括               | 28 |
| (2) | 民間型調停                       | 30 |
| ア   | 東京弁護士会紛争解決センターによる調停のスタイル    | 30 |
| イ   | JCAA における調停のスタイル            | 31 |
| (3) | 日本の調停のスタイルのまとめ              | 32 |
| 3   | 海外における調停のスタイル               | 32 |
| (1) | シンガポールにおける調停のスタイル           | 32 |
| (2) | 香港における調停のスタイル               | 33 |
| (3) | イングランドにおける調停のスタイル           | 33 |
| ア   | 概観                          | 33 |
| イ   | 実際の CEDR の調停の例              | 34 |
| (4) | 海外の調停のスタイルのまとめ              | 36 |
| 4   | 日本と海外の調停スタイルについての比較         | 36 |
| 第2  | 主張・証拠の引継ぎについての比較            | 37 |
| 1   | 日本の調停における主張・証拠の引継ぎ          | 37 |
| (1) | 司法型調停                       | 37 |
| ア   | 簡裁の民事調停                     | 37 |
| イ   | 地裁の民事調停                     | 37 |
| ウ   | 訴訟上の和解                      | 38 |
| エ   | 家事調停                        | 38 |
| (2) | 民間型調停                       | 39 |
| ア   | 弁護士会調停                      | 39 |
| イ   | JCAA                        | 39 |
| ウ   | 京都国際調停センター                  | 39 |
| (3) | 日本における調停での主張・証拠引継ぎについての検討経緯 | 40 |
| 2   | 海外の調停における主張・証拠の引継ぎ          | 41 |
| 3   | 日本と海外の調停における主張・証拠引継ぎについての比較 | 42 |
| 第3  | プロモーションについての比較              | 42 |
| 1   | 日本における調停のプロモーション            | 43 |
| (1) | 司法調停                        | 43 |
| (2) | 民間調停                        | 43 |
| 2   | 海外における調停のプロモーション            | 43 |
| (1) | シンガポールにおける調停のプロモーション        | 44 |
| ア   | 政府によるプロモーション                | 44 |

|                                                   |           |
|---------------------------------------------------|-----------|
| イ 民間によるプロモーション .....                              | 45        |
| (2) 香港における調停のプロモーション .....                        | 45        |
| (3) イングランドにおける調停のプロモーション .....                    | 46        |
| 3 日本と海外の調停のプロモーションについての比較 .....                   | 47        |
| 第4 日本と海外の調停との比較についての小括 .....                      | 47        |
| <b>第3章 国際商事紛争解決地としての日本の未来 .....</b>               | <b>48</b> |
| 第1 日本の国際商事調停の発展への問題点及びそれに対する取り組み .....            | 48        |
| 1 国際調停機関・施設の不足について .....                          | 49        |
| (1) 京都国際調停センター (JIMC-Kyoto) の開所 .....             | 49        |
| (2) ADR 専用施設 (日本国際紛争解決センター) の開業 .....             | 50        |
| 2 日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップの不足 .....             | 52        |
| (1) プロモーション、意識啓発 .....                            | 52        |
| (2) 政府のバックアップ .....                               | 53        |
| 3 国際調停人・代理人の人材不足について .....                        | 55        |
| 4 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (「外弁法」) の改正について ..... | 55        |
| 5 裁判所の国際 ADR への理解 .....                           | 56        |
| 第2 日本における国際商事調停の発展のための方策 .....                    | 57        |
| 1 シンガポール条約の批准 .....                               | 57        |
| 2 仲裁と調停の連携 (Med-Arb、Arb-Med-Arb) の活用 .....        | 59        |
| 3 裁判所との連携 .....                                   | 61        |
| <b>終章 まとめ .....</b>                               | <b>62</b> |
| 1 日本の調停と海外の調停の概観 .....                            | 62        |
| 2 日本の調停と海外の調停との比較 .....                           | 62        |
| (1) 調停スタイルについての比較 .....                           | 62        |
| ア 調停スタイル .....                                    | 62        |
| イ 調停人に求められるもの .....                               | 64        |
| (2) 主張・証拠の引継ぎについての比較 .....                        | 67        |
| (3) プロモーションについての比較 .....                          | 68        |
| 3 国際商事紛争解決地としての日本の未来 .....                        | 69        |
| (1) 国際調停機関・施設の不足について .....                        | 69        |
| (2) 日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップについて .....          | 70        |
| (3) 国際調停人・代理人の人材不足について .....                      | 71        |
| (4) 外弁法 (外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法) の問題について ..... | 71        |
| (5) 裁判所の国際 ADR に対する理解について .....                   | 71        |
| (6) シンガポール条約の批准 .....                             | 71        |
| (7) 仲裁と調停の連携 (Med-Arb、Arb-Med-Arb) の活用 .....      | 72        |
| (8) 裁判所との連携 .....                                 | 72        |

|             |    |
|-------------|----|
| 4 おわりに..... | 73 |
|-------------|----|

## 序章 はじめに

国際取引が増えるなか、国際ビジネス紛争も増え、日本企業がその当事者になることも増えてきている。国際ビジネス紛争の場合、仲裁が世界的に活用されており、日本でも近年、国際仲裁の発展のための努力が行われている。一方で、国際ビジネス紛争の解決方法として、仲裁ほどまだ件数は多くないものの、国際調停が近年脚光を浴びている。

調停とは、紛争当事者が、手続主宰者（調停人）による仲介等の援助を得ながら解決合意の成立を目指す自主的な手続であり<sup>1</sup>、国際商事調停は、調停の中でも、国際商取引に関する紛争について、調停による解決をめざす紛争解決方法である。国際商事調停が最近脚光を浴びている理由としては、①裁判・仲裁と比べて圧倒的にコストが安いこと、②調停期日は1日～数日が一般的であり、裁判・仲裁と比べて迅速に解決できること、③当事者が結果をコントロールできること、④対立性が少ないため、将来的なビジネス関係が続く場合等により適合する、こと等が挙げられる。また話し合いによる紛争解決は、日本企業にもなじむ方法である。

国際連合国際商取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law, “UNCITRAL”）第51回大会において、2018年6月25日、調停による国際和解合意に関する国連条約（United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation）の最終草案が承認され、2018年12月21日、国連総会にて承認された。同条約は2019年8月7日にシンガポールで署名式が行われることとなっており、調停に関するシンガポール条約と称される予定である<sup>2</sup>。

調停については、従前、調停で和解合意をしても単なる契約と同様の効力にとどまり、国際的に執行することが難しいという問題があった。しかし、本条約により、国際商事調停については、仲裁に関するニューヨーク条約と同様、シンプルで定型的な手続によって調停合意が執行可能なものにすることができるようになる<sup>3</sup>。

日本では、調停というと、裁判所における調停手続が殆どであり、特に民間の調停は、それほど件数は多くない。また、国際取引に関する紛争解決方法としては、国際仲裁がメジャーであり、国際取引に関して調停を行うのは、日本商事仲裁協会でも年に1件ないし数件程度しかないのが実情である。しかし、商取引がますますグローバル化する中、国際調停を日本でできれば、日本企業にとって、法的・経済的リスクを低減することができ、費用・労力・安心感の面でメリットは大きい。よって、日本でも国際商事調停を推し進めていくべきである。

本論文では、このような状況の中、日本の既存の調停と海外の国際調停とを概観するとともに、①調停のスタイル（評価型（Evaluative）か交渉促進型（Facilitative）か）、②主張・証拠の引継ぎ、③プロモーションの観点から、比較・考察していきたい。ま

<sup>1</sup> 山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法 第2版』151頁（日本評論社、2015）

<sup>2</sup> United Nations Information Service, UNIS/L/271, “General Assembly Adopts the United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation”, <http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2018/unisl271.html> (2019.07.06)

<sup>3</sup> シンガポール条約3条1項。なお、本条約の対象となる調停は、2つ以上の当事者が別の国にビジネスの拠点がある等の必要があり（1条1項）、家事、相続、雇用についての調停は含まない（1条2項）。また、裁判所によって承認された調停は含まない（1条3項(a)）。



た、日本において、現在、国際商事調停の発展についてどのような取り組みが行われているかを示すとともに、今後どのような方策が必要かも考えていきたい。

## 第1章 日本の調停と海外の調停の概観

### 第1 日本の調停

日本では、「調停」といえば、一般的には、裁判所で行う民事調停や家事調停を思い浮かべることが多い。しかし、平成19年（2004年）に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）が施行されたことを契機に、各種の民間型ADRや行政型ADRが創設されており、調停については、大きく分けて、①司法型（民事調停、家事調停、訴訟上の和解）、②行政型（国民生活センター<sup>4</sup>、原子力損害賠償紛争解決センター<sup>5</sup>、紛争調整委員会<sup>6</sup>等）③民間型（弁護士会紛争解決センター、日本商事仲裁協会（JCAA）等）の3種類が存在する。

これらの2018年の申立て件数を見ると、②の行政型ADRは、国民生活センターは177件<sup>7</sup>、原子力損害賠償紛争解決センターは1121件<sup>8</sup>、紛争調整委員会は5201件<sup>9</sup>であり、一定の件数がある。しかし、③の民間型調停は弁護士会の紛争解決センターは2017年度で996件<sup>10</sup>、JCAAは2018年度は1件にすぎない<sup>11</sup>。これに対し、①司法型調停である民事調停の申し立て件数は2017年で地裁で3231件、簡裁で32,704件<sup>12</sup>、家事調停は139,274件<sup>13</sup>、訴訟上の和解は、第一審民事通常訴訟事件において2017年に53,032件（全体の36.3%）<sup>14</sup>と、司法型調停の数が圧倒的に多いことが分かる。

<sup>4</sup> 国民生活センター、「ADR（裁判外紛争解決手続）の紹介」、<http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html>、(2019.07.06)

<sup>5</sup> 文部科学省「原子力損害賠償紛争解決センター」、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/adr-center.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm)、(2019.07.06)

<sup>6</sup> 東京労働局「3. 紛争調整委員会によるあっせん」、[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kobetsu\\_roudou\\_funsou/roudou-soudan/3.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou/roudou-soudan/3.html)、(2019.07.06)

<sup>7</sup> 国民生活センター、「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和元年度第1回）」、[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190620\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190620_2.pdf)、(2019.07.06)

<sup>8</sup> 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成30年における状況について～

（概況報告と総括）4頁、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/pdf/PDF-13\\_adr\\_015.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/pdf/PDF-13_adr_015.pdf) (2019.07.06)

<sup>9</sup> 厚生労働省プレスリリース『「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します』、<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000521619.pdf> (2019.07.06)

<sup>10</sup> 日本弁護士連合会「仲裁ADR統計年報（全国版）」2017年度（平成29年度）版、[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2017.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2017.pdf)、(2019.07.06)

<sup>11</sup> JCAA「平成30年度事業報告書」3～4頁、[http://www.jcaa.or.jp/jcaa/docs/h30\\_1.pdf](http://www.jcaa.or.jp/jcaa/docs/h30_1.pdf) (2019.07.06)

<sup>12</sup> 最高裁判所 司法統計「第1-1表民事・行政事件の新受、既済、未済件数—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」、<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/802/009802.pdf> (2019.07.06)

<sup>13</sup> 最高裁判所 司法統計「第1表家事事件の種類別新受、既済、未済件数—全家庭裁判所」、<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/006/010006.pdf> (2019.07.06)

<sup>14</sup> 裁判所データブック2018 第2部事件の統計 35頁、[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/db2018\\_P33-P71.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/db2018_P33-P71.pdf) (2019.07.06) 2017年度の判決は58,640件であり、和解の53,032件よりやや多い程度である。

下記では、最も件数が多く日本の調停の特徴とも言える司法型の調停と、今後発展が望まれる民間型の調停に絞って、その概要を述べていきたい。

## 1 司法型調停

裁判所の調停には、大きく分けて民事調停と家事調停がある。

民事調停については、簡易裁判所（以下「簡裁」という。）に申し立てるのが原則であるが（民事調停法 3 条 1 項）、当事者の合意によって地方裁判所（以下「地裁」という。）に調停が申し立てることもできる（同条同項）。それに加えて、地裁に訴訟係属後、同裁判所において調停に付される場合（同法 20 条）がある。また、訴訟継続中に行う訴訟上の和解もある。

民事調停は、訴訟と並ぶ紛争解決制度として大正 11 年（1922 年）に創設され、平成 24 年（2012 年）には制度施行 90 周年を迎えており、日本の国民性に合致する制度として広く利用されてきた<sup>15</sup>。しかし、近年、司法調停の中の民事調停の新受件数は減少傾向にあり、例えば平成 25 年度（2013 年度）は 47,596 件の新受件数があったが、平成 29 年度（2017 年度）は 35,939 件となっている<sup>16</sup>。

以下では、まず、民事調停につき簡易裁判所と地方裁判所に分けて述べ、その後家事調停について述べていく。

### （1）民事調停

#### ア 簡易裁判所における民事調停

民事調停事件は、原則として、請求金額にかかわらず、簡裁に管轄がある（民事調停法 3 条 1 項）。よって、金銭の請求、損害賠償、不動産関連、労働、交通事故、知的財産権等様々な事件が係属する。

調停委員会が調停を主宰し、調停委員会は裁判官 1 名、調停委員 2 名で構成される。東京簡裁の場合、2018 年 2 月 1 日現在、470 名の調停委員がおり、弁護士委員が 250 名、専門家委員が 87 名、一般調停委員（弁護士、専門家以外）が 133 名となっている。専門家委員の内訳としては、医師、歯科医師、獣医師、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、交通事故損害認定専門家、消費生活センターアドバイザー等、多岐に渡る専門家を有している<sup>17</sup>。東京簡裁では、調停委員のうち、原則として 1 名は弁護士が入る。裁判官は簡裁によって、全件立ち会う庁と立ち会わない庁とあるが、東京簡裁においては原則全件立ち会っている<sup>18</sup>。

<sup>15</sup> 山本拓「民事調停の機能強化と今後の展望について」調停時報 194 号 2 頁（2016）  
<https://www.choutei.jp/system/Report/attachments/000/001/785/original/194-04.pdf>（2019.07.06）

<sup>16</sup> 最高裁判所 司法統計 前掲注 16、44 頁

<sup>17</sup> 近藤壽邦（東京簡易裁判所住田庁舎統括判事）「弁護士業務の有益なツールとしての民事調停～具体的な紛争・解決例を中心として～」2018 年 3 月 30 日弁護士会講演資料 2 頁

<sup>18</sup> 近藤壽邦「民事調停のすすめ」3 頁 LIBRA Vol.18 No. 7（2018/7）、  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018\\_07/p02-23.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018_07/p02-23.pdf)（2019.07.06）、及び東京簡裁調停官である吉田幸加弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 6 日）

東京簡裁の場合、大体 1 回の調停につき 1 時間、期日は 1 ヶ月ごとに開かれる。審理期間としては、2 ヶ月以内が 46%、3 ヶ月以内が 66%、6 ヶ月以内が 87%である<sup>19</sup>。

民事調停のメリットとして、合意した調停条項は債務名義となり（民事調停法 16 条）、申立に時効中断効が認められることが挙げられる（同法 19 条）。また、申立手数料は、訴訟の約半額であり、手続費用が安い。調停不成立の場合でも、2 週間以内に訴訟を提起すれば、訴訟費用として、調停費用との差額を支払えばよいことになっている（民事訴訟費用法 5 条、民事調停法 19 条）。

調停が不成立の場合でも、裁判所が相当であると認めるときは、事案の解決のため、民事調停法 17 条に基づく決定（いわゆる「調停に代わる決定」又は「17 条決定」）を行うことができる。東京簡裁の場合、17 条決定の割合は、全体の終了事由のうち、約 21%を占める。調停成立の場合の 31%と合わせると、52%が調停で解決している<sup>20</sup>。

なお、簡裁の裁判官の殆どは、裁判所書記官から内部試験で選考された簡易裁判官判事である<sup>21</sup>。弁護士から選考された民事調停官も裁判官と同等の権限をもって、調停手続を主宰している（民事調停法第 23 条の 2）。

## イ 地方裁判所での民事調停

地裁の調停事件は、申立て事件と付調停事件に分類される<sup>22</sup>。東京地方裁判所の場合、民事 22 部が調停・借地非訟・建築の専門部であり、東京地裁での民事調停は、民事 22 部が担当する。地裁の民事調停についての記載は、公刊物のほか、同部において調停官・調停委員を務めている弁護士へのインタビューをもとにしていることから、地裁での民事調停として述べることは、東京地裁 22 部での調停を前提とする。

### （ア）申立て事件

当事者の合意によって地裁に申立てられる事件であり、内容は様々である。ただ特に東京地裁においては、建築専門部があることから、共有物分割、不動産明渡し、賃料増減額等の不動産関連事件が最も多い。

### （イ）付調停事件

---

<sup>19</sup> 近藤・前掲注 17、2 頁

<sup>20</sup> 近藤・前掲注 17、5 頁

<sup>21</sup> 東京簡裁調停官である吉田幸加弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 6 日）及び同調停委員である池田毅弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 7 日）

<sup>22</sup> 伊藤敬史＝里岡玲子「東京地裁書記官に訊く―建築関係訴訟・借地非訟 編一」LIBRA 2010 年 11 月号 2-11 頁（東京弁護士会、2010 年）  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2010\\_11/p02-19.pdf#search=%2722%E9%83%A8%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%9C%B0%E8%A3%81%E8%AA%BF%E5%81%9C%E3%83%AA%E3%83%96%E3%83%A9%27](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2010_11/p02-19.pdf#search=%2722%E9%83%A8%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%9C%B0%E8%A3%81%E8%AA%BF%E5%81%9C%E3%83%AA%E3%83%96%E3%83%A9%27) (2019.07.06)

専門的知見が必要な事件の場合、調停委員の専門性を活用するために訴訟事件が調停に移されることがあり、これを付調停という<sup>23</sup>。付調停率は、建築関係訴訟においては平均で 22.6%、瑕疵主張がある事件については、39.2%にものぼる<sup>24</sup>。建築瑕疵等の建築関連事件、IT 関連事件、その他の不動産関連事件等、専門家調停委員を入れて話し合いをしたほうがよいと思われる事件が調停に付される。

原則として、争点整理が終わり、裁判官が検討・整理すべき項目（要件事実と類型的な証拠提出指示や法律判断）と専門家に検討を委ねるべき項目（専門的知見を必要とする争点）の区別がついた時点で付調停決定を行う<sup>25</sup>。なお、東京地裁では、建築関連事件で、純粋に建築の事件（新築のもの）については担当裁判官が調停も担当している。一方、中古建物の売買で瑕疵があった場合は、訴訟を担当する裁判官ではなく、民事調停官（民事調停法第 23 条の 2。裁判官と同等の権限をもって、調停手続を主宰）に配点されている<sup>26</sup>。

地裁の民事調停の調停委員会も、裁判官 1 名と調停委員 2 名で構成される。調停委員 2 名は弁護士 1 名と専門家 1 名の構成になることが多い。例えば建築事件については、調停委員は弁護士と建築士、騒音問題については弁護士と防音設備の専門家等が選任される<sup>27</sup>。

役割分担としては、弁護士調停委員が事情聴取を行ったり、説得を行ったりし、専門家調停委員が専門的見地からの意見を述べ、裁判官・調停官が、調停メモの起案（最初に記録を読んで状況と争点と調停委員への要望を 1 頁くらいにまとめたもの）及び調停の進行を担当することが多い。不成立の場合には、訴訟に戻す際に調停委員会の意見書を書くことが多く、意見書には、事件の概要、争点、争点ごとの意見を記載する<sup>28</sup>。事前の評議は必ず行うとのことである<sup>29</sup>。

東京地裁民事 22 部での調停の場合、1 回 1-2 時間、1 か月ごとに期日が開かれるのが通常である。調停官は基本的には、全件調停期日に入っているため、1 日 2-3 件程度を担当している。

建築関係事件の場合で、特に瑕疵が問題となる事案は現地調査を行うことが多い。

## ウ 訴訟上の和解

訴訟上の和解（民事訴訟法 89 条）とは、訴訟係属中に、両当事者が訴訟

---

<sup>23</sup> 伊藤＝里岡・前掲注 22、8 頁

<sup>24</sup> 最高裁判所、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第 7 回）「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」43 頁、[http://www.courts.go.jp/vcms/lf/hokoku\\_07\\_02minnji.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms/lf/hokoku_07_02minnji.pdf)（2019.07.06）

<sup>25</sup> 伊藤＝里岡・前掲注 22、8 頁

<sup>26</sup> 東京地裁民事第 22 部調停官の二本松裕子弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 10 日）

<sup>27</sup> 二本松・前掲注 26

<sup>28</sup> 東京地裁民事第 22 部調停官の二本松裕子弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 10 日）、同部調停委員の伊藤孝浩弁護士へのインタビュー（2018 年 12 月 10 日）

<sup>29</sup> 二本松、伊藤・前掲注 28



物をめぐる主張につき、相互に譲歩することによって訴訟を全部又は一部終了させる旨の期日における合意であり<sup>30</sup>、これも調停の一種といえる。

平成 29 年度（2017 年度）の終局区分別の既済件数のうちの和解の割合は、35.8%（52,957 件）にも上っている。判決が 41.4%（61,323 件）だから<sup>31</sup>、判決より若干少ない程度の数の事件が和解によって解決されていることになる。

民事訴訟法 89 条は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解の勧試ができる旨を述べている。しかし、実際には、①争点及び証拠の整理手続の終了時期、②結審前の時期に和解が勧試されることが多い<sup>32</sup>。これは、裁判所がこの段階を終えて始めて事件の概要を把握できることになるであろうことと、裁判所がある程度の心証を形成した後でないと、自己の有利性に確信がある当事者は、和解に応じようとはしないか、和解に応じても和解条件が自己に相当に有利でない限り和解は成立しないからである<sup>33</sup>。

なお、敗訴が見込まれる当事者のメリットは、全て負けるよりは、和解で少しはもらったほうがよいということで明らかであるが、勝訴が見込まれる当事者にとっても、訴訟上の和解のメリットはある。相手が上訴して最高裁まで行くかもしれないから、和解で早期解決をしたほうがよいということ、また、上訴されなくても、判決の後には任意に支払わない場合は、執行が必要であり、そこでまた時間と費用がかかるから、和解して早期に支払ってもらったほうが回収も早いということ等である<sup>34</sup>。

## （２）家事調停

家庭裁判所（以下「家裁」という。）の扱う事件数は全体として増加傾向にあり、平成 25 年度（2013 年度）には新受件数の総数が 916,397 件であったところ、平成 29 年度（2017 年度）は 1,050,187 件となった。調停事件については、最近 5 年間はほぼ横ばいであり、平成 29 年度（2017 年度）は、139,274 件である<sup>35</sup>。

調停委員会が調停を主宰し、調停委員会は裁判官 1 名、調停委員 2 名で構成される。筆者は、東京家裁において家事調停官（家事事件手続法第 250 条）として週 1 回勤務しており、離婚、婚姻費用、養育費、面会交流等の家事事件を担当し、渉外事件も担当している。家事調停官も、裁判官と同等の権限をもって、調停手続を主宰している。家事の調停委員については、基本的には男性と女性の調停委員が 1 名ずつとなる。東京家裁においては、遺産分割

<sup>30</sup> 上田徹一郎『民事訴訟法第 7 版』447 頁（法学書院、2011）

<sup>31</sup> 最高裁判所、「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」22 頁  
[http://www.courts.go.jp/vcms\\_1f/hokoku\\_07\\_02minnji.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_1f/hokoku_07_02minnji.pdf) (2019.07.06)

<sup>32</sup> 西口元「和解協議方法を巡る諸問題—調停型和解から交渉型和解へ」豊田愛祥ほか編『和解は未来を創る』156 頁（信山社、2018）

<sup>33</sup> 石川明『訴訟上の和解』7 頁、64 頁等（信山社、2012）

<sup>34</sup> 岡口基一＝中村真『裁判官！当職そこが知りたかったのです。』68－69 頁（学陽書房、2017）

<sup>35</sup> 最高裁判所、司法統計「家事新受事件の最近 5 年間の推移（家庭裁判所）」  
<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/162/010162.pdf> (2019.07.06)

事件の場合は、調停委員の1名は弁護士委員が担当している。なお、家事調停の項目は、筆者の経験で述べるが多いため、「家裁」と述べるときは東京家裁を前提とする。

家裁の1回の調停は約2時間であり、期日は大体1ヵ月ごとに開かれるのが通常である。家事事件は、感情的対立が激しいものも多いので、最初の手続説明は同席としても、その後は別席の調停となることが多い。

東京家裁では、涉外事件は、集中して一つの部にて取り扱うこととされている。英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語等メジャーな外国語であれば、当該言語を話せる調停委員が一人は担当するようにアレンジされる。また、調停主任も、留学経験がある裁判官が担当している。筆者がこれまで担当した涉外家事調停の当事者の国籍としては、中国、韓国、フィリピン、タイが特に多いが、それ以外にも、米国、オーストラリア、イギリス、中東、アフリカ、南米諸国等様々な国籍の当事者がいる。

国際的な子の奪取の民事的側面に関する条約（ハーグ条約）に基づく子の返還申し立て手続については、名古屋以東については、東京家裁、名古屋以西については大阪家裁で集中して扱っている。合議事件とされるのが実務である。申し立てがなされても、審理と並行して、子の返還自体又は関連する養育費や面会交流等の問題について、調停での話し合いを並行して行うことも多い。

## 2 民間型調停

民間型調停としては、弁護士会紛争解決センターでの調停と JCAA での調停を取り上げる。

### （1）弁護士会紛争解決センターでの調停

#### ア 概観

2018年9月現在、弁護士会の紛争解決センターは、全国で38センター設置されている<sup>36</sup>。市民の身近な紛争を迅速に解決するという目的で設立され、弁護士による調停・あっせんを提供している。

弁護士会の紛争解決センター全体の申し立て件数としては、2015年度952件、2016年度1097件、2017年度996件と、大体年間1000件程度であるが、これは、2002年度からほぼ変わらない件数である<sup>37</sup>。2017年度の統計によれば、紛争類型としては、「不法行為案件」が受理件数391件で一位を占め、次が「その他の契約紛争」で110件。次に多いのが、「請負契約を巡る紛争」、「不動産の賃貸借を巡る紛争」、「家族間の紛争」と続く<sup>38</sup>。紛争主体としては、2017年度の事業者

<sup>36</sup> 日弁連・前掲注10、「はじめに」

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2017.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2017.pdf)、(2019.07.06)

<sup>37</sup> 日弁連・前掲注10、11頁

<sup>38</sup> 日弁連・前掲注10、32頁

対事業者は 69 件にとどまり、事業者対消費者の紛争か (553 件)、消費者対消費者の紛争 (368 件) が多い<sup>39</sup>。2017 年度に全国の紛争解決センターで解決した事件のうち、30 万円以下の事件は 26.7%、30 万円～100 万円以下の事件は 35.1%、100 万円～300 万円以下の事件は 20.2%であり、少額の案件が多く申立てられているのも、消費者が申立てる事件が多いからであろう。

筆者は、2011 年より、東京弁護士会の紛争解決センターにあっせん人として登録されており、これまで、賃料改定、セクハラ、クレジットカードのトラブル、金融 ADR、国際家事 ADR 等の事件を担当してきた。東京弁護士会では、一般の ADR の他、医療 ADR、金融 ADR、国際家事 ADR、災害時 ADR の専門 ADR が設けられ、新しく、学校問題 ADR も加わった。2017 年度の専門 ADR の件数は、医療 ADR が 197 件、金融 ADR が 35 件、国際家事 ADR が 8 件、災害時 ADR が 10 件の合計 250 件であった。

専門 ADR では、専門家の弁護士があっせん人として入る。東京弁護士会の場合、医療 ADR であれば患者側代理人の経験豊富な弁護士、医療側代理人の経験豊富な弁護士の 2 名又は中立の弁護士を入れた 3 名であっせん手続を行う<sup>40</sup>。金融 ADR であれば、原則として、金融機関側での代理人経験が豊富な弁護士 1 名と、顧客側での代理人経験が豊富な弁護士 1 名の 2 名体制で手続を行う (事案によっては 3 名になる場合もある)<sup>41</sup>、国際家事 ADR であれば、原則として、国際家事事件の経験豊富な弁護士とソーシャルワーカー等の専門家の 2 名で行うこととしている。

原則、弁護士会の会議室であっせんを行うが、当事者が希望する場所で行うことも可能である。審理回数は平均 3 回程度である<sup>42</sup>。

## イ 特徴

弁護士会の紛争解決センターの司法型調停と比較した場合の一番の特徴は、柔軟な対応という点である<sup>43</sup>。東京弁護士会においては、目安としては、1 回 2 時間、3 回終了目標にしているが、裁判所と異なり、時間、期日、会議方法はフレキシブルである。筆者も、当事者が遠方の在住であった場合に、ビデオ会議による調停を行ったこともある。また、当事者・あっせん人が合意すれば、夜間の調停も可能であるし、集中して期日を入れることも可能である。たとえば、筆者が担当した案件においては、外国居住の当事者が来日している間の一週間くらいの間に、2 度期日を設定して、帰国までの間に暫定的な合意を結ぶことができた。

---

<sup>39</sup> 日弁連・前掲注 10、52 頁

<sup>40</sup> 東京弁護士会、「医療 ADR についての質問」<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/qa/iryouadr.html> (2019.07.06)

<sup>41</sup> 東京弁護士会、「金融 ADR についての質問」<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/qa/kinyuadr.html> (2019.07.06)

<sup>42</sup> 日弁連・前掲注 10、38 頁

<sup>43</sup> 入江秀晃「事例に見る民間調停の価値創造」東京大学情報学環紀要情報学研究 No.78 79-106 頁も同旨。  
[http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/manage/wp-content/uploads/2016/03/20100802-78\\_4.pdf](http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/manage/wp-content/uploads/2016/03/20100802-78_4.pdf) (2019.07.06)

調停人は原則として弁護士であるので、当事者は、調停人に一定の事実認定、法的評価を期待しているという点はあるが、期待の程度は裁判所の調停に対するほど強くはないと思われる。

さらに、裁判所の和解調書や調停調書は、判決と同様の効力があり、執行力があるが（民事訴訟法 267 条、民事調停法第 16 条、家事事件手続法第 268 条）、調停による和解契約は、私的契約に過ぎず、強制力はない。弁護士会紛争解決センターでの和解に強制力を持たせるためには、①和解後、仲裁手続に移行して合意内容どおりの仲裁決定を受けるか、②和解後、当事者双方が公正証書を作成するか、③和解後、合意した内容で、即決和解手続の申立てをするかが考えられる。但し、実際にはそこまで求める当事者は少ない。なお、③の即決和解については、東京の弁護士会三会和東京簡易裁判所との間で、弁護士会の紛争解決センターで実質上和解が成立している場合は、通常申立てから第 1 回期日までに 1 ヶ月程度かかるところ、即決和解期日を速やかに指定するという取り決めがある。

## （２）日本商事仲裁協会（JCAA）での調停<sup>44</sup>

### ア 概観

JCAA で扱う調停は基本的には商事調停である。2007 年に現在の商事調停規則<sup>45</sup>が制定されて以降、2018 年までの 11 年間で、調停の申し立て件数は 17 件のみであり、数としては多くない。2009 年には、主に国際商事紛争を対象として国際商事調停規則<sup>46</sup>が施行された。いずれの規則によっても、原則 3 か月以内で終了とされている。

JCAA はこれまで調停人候補者のデータは非公開であったが、2018 年 8 月に仲裁人・調停人経験者リストとして公開された。それによると、仲裁人・調停人経験者として、85 人の日本人と 34 人の外国人が掲載されている<sup>47</sup>。

JCAA における商事調停は、仲裁よりもさらに件数が少なく、その存在すら余り知られていないことから、本稿で実際の状況を示していきたい。

### イ 国内商事調停規則と比較した国際商事調停規則の特徴

JCAA には、国内調停を対象とした商事調停規則（以下「国内規則」という。）と国際商事紛争を対象とした国際商事調停規則（以下「国際規則」という。）が存在する。

---

<sup>44</sup> JCAA の調停については、JCAA の公開情報の他、JCAA 仲裁部・調停部小川新志氏へのメールでの 2018 年 12 月 19、26、27 日のインタビューによる。

<sup>45</sup> JCAA 商事調停規則、<http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/domest-chotei.pdf> (2019.07.09)

<sup>46</sup> JCAA 国際商事調停規則、<http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/6b54beba9b2106638348da88cf631941b441b62b.pdf> (2019.07.09)

<sup>47</sup> JCAA 「仲裁人・調停人経験者リスト（日本人、外国人）」 <http://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html> (2019.07.06)



JCAA の国内規則と国際規則の違いとしては、まず、調停申立料金及び調停人の報酬につき、国内規則の場合は、両方とも係争額に比例するところ（国内規則 5 条、別表 1、同規則 22 条、別表 2）、国際規則の場合は、申立料金は一律 54000 円であり、調停人の報酬も時間制であることが挙げられる（国際規則 13 条、調停費用規定）。

また、国際規則は、調停手続について、「調停人は、当事者の希望を考慮しつつ、手続用語を定め、適当と認める方法で調停手続を実施する。」（国際規則 9 条）と規定するのみで、国内規則による調停よりも、手続が柔軟である。国際規則を使用した第 1 号案件におけるプラント建設紛争においては、調停であっても、限定的なディスカバリーや双方 2 名までの証人尋問を行った例がある<sup>48</sup>。また、調停人の選任についても、国内規則の場合は、当事者が合意により調停人を選任しても、なお JCAA が適合性を判断するが（国内規則 10 条）、国際商事調停規則においては、調停人は当事者の合意で選任可能である（国際規則 7 条）。

但し、国際規則による調停は、国内規則による場合と異なり、認証紛争解決手続（認証 ADR）ではないため、認証 ADR であれば申立てにより認められる時効中断が認められないという点に注意する必要がある。

## ウ 調停の進行

JCAA における調停の進行は、当事者の合意や事案によって、1、2 日で集中的に行うこともあるし、裁判所のように、1 ヶ月に 1 回、1 回 2 時間等の方式で行うこともある。また、申立の時点で、双方が、提出書面の内容、ページ数、争点、について合意しているケースもあるが、調停人から提出書面について指示することもある<sup>49</sup>。

和解が成立した場合、当事者は合意により、調停人を仲裁人に選任し、和解の内容を仲裁判断とするよう要請できる（国際商事調停規則 11 条<sup>50</sup>）。なお、JCAA の商事仲裁規則には、仲裁の開始後、仲裁手続を停止して調停を行うことができる旨が定められており（商事仲裁規則 54 条、55 条<sup>51</sup>）、調停が成立しなかった場合、仲裁手続が再開するとされている（商事仲裁規則 54 条 4 号）。

## エ 商事調停の内容の種類

2007 年に現在の商事調停規則が施行されて以来、2018 年までに 17 件の調停が申し立てられたが、その紛争の内容としては、建設工事を巡る紛争、契約の中途解約を巡る紛争、製品の瑕疵を巡る紛争等様々であり、紛争金額も、200 数

<sup>48</sup> 手塚裕之「当事者代理人から見た国際調停の実際」同志社大学及び日本仲裁人協会（JAA）主催の調停に関する国際セミナー（2017 年 12 月 1 日開催）

<sup>49</sup> JCAA 仲裁部・調停部小川新志氏へのメールでの 2018 年 12 月 19、26、27 日のインタビューによる。

<sup>50</sup> JCAA 国際商事調停規則、前掲注 46

<sup>51</sup> JCAA 商事仲裁規則、[http://www.jcaa.or.jp/arbitration/docs/Arbitration\\_Rules\\_2015j.pdf](http://www.jcaa.or.jp/arbitration/docs/Arbitration_Rules_2015j.pdf) (2019.07.06)

万円から約 1,000 億円まで多様であった。17 件の申し立ての結果としては、不応諾が 4 件、和解成立が 7 件、和解不成立が 3 件、取り下げ 2 件、その他の手続終了 1 件となっている<sup>52</sup>。

直近 3 年間における調停件数は、2016 年ゼロ、2017 年 2 件（国内商事調停 1 件、国際商事調停 1 件）<sup>53</sup>、2018 年 1 件<sup>54</sup>である。

2017 年の国内商事調停については、請求額が 500 億円を超える大規模案件であり、契約書の紛争解決条項として、調停で解決しない場合には仲裁で解決するという、いわゆる多段階紛争解決条項が締結され、この調停合意を元に、当協会に対して調停の申し立てがされたものであった。国際商事調停の 1 件は、契約締結段階では調停合意は成立していなかったが、紛争発生後に調停合意を締結したものである。同案件は当事者間に和解が成立して終了した<sup>55</sup>。

## 第2 海外における調停（シンガポール・香港・イングランド）

次に、海外における商事調停一般について概観した上で、海外（シンガポール、香港、イングランド）における調停について見ていきたい。

### 1 海外における調停の概観

#### （1）国際商事調停について

一般的に、国際商事調停は、日本の調停と異なり、1 日ないし 2 日の短期間に朝から夜まで集中した交渉の場を設けることが特徴である。調停期日には、和解案の承認権限を持つ決定権者が参加すること、又は電話で承認が取れる状況であることを条件とすることが多く、日本の調停のように、「持ち帰って検討」することは想定されていない。

国際商事調停の一般的な流れとしては、①当事者の合意による調停人の選任、②調停合意書の締結、③準備手続の開催、④事案説明書面の提出、⑤調停期日、⑥和解合意書の作成となる<sup>56</sup>。

第一に、当事者は、合意により、紛争の内容に適した実務経験豊富な弁護士又は専門家を調停人に選任することが出来る。この点、裁判官、調停委員の選任が事件配点にゆだねられる司法型調停とは異なる。

第二に、当事者及び調停人は、調停の手続について調停合意書を締結する。同合意書においては、調停に付す旨の合意、スケジュール、調停人の報酬や支払い、守秘義務等が規定され、当事者及び調停人が署名する。日本の司法調停と異なり、重要なことは、調停手続の中で提出された和解提案や証拠提

<sup>52</sup> 小川・前掲注 49

<sup>53</sup> JCAA 平成 29 年度事業報告書 4 頁 [http://www.jcaa.or.jp/jcaa/docs/h29\\_1.pdf](http://www.jcaa.or.jp/jcaa/docs/h29_1.pdf) (2019.07.06)

<sup>54</sup> JCAA 前掲注 11 4 頁

<sup>55</sup> JCAA 前掲注 53、4 頁

<sup>56</sup> ダグラス K フリーマン＝都留綾子「国際商事調停—国際紛争解決の新潮流」38 頁 NBL No.1132 (2018.10.15)

出については、「without prejudice」で（他の権利を損なうことをせずに）行うとして、のちに訴訟又は仲裁手続が開始された場合でも、当該手続では使用できないことを定めることである<sup>57</sup>。

第三に、準備手続が開催される。準備手続では、事案説明書面の上限枚数や提出時期、期日の段取り、和解合意書の方式等を定める。海外等遠方の当事者がいる場合には電話会議等で実施されることも多い。

第四に、各当事者が事案説明書面を提出する。事案提出書面は、訴訟のように膨大な主張書面ではなく、枚数や証拠の提出に制限があることが多い。案件や調停人にもよるが、CEDR の調停人によれば、3 頁程度とすることが多いとのことであった。筆者が経験した米国の調停でも、ポジションペーパーは 5 頁以下という提案がなされた。

第五に、当事者が一同に解する調停期日は、場所としては、調停機関の会議室、法律事務所の会議室、ホテル等がよく利用される。なお、著名な調停人の Anthony Piazza 氏は、調停地としてマウイ島を好んで利用しており、その理由として、当事者がリラックスして調停に臨める上、早く調停を終えて観光したいという関係者の利益が一致し、協力して和解がまとまりやすいからと述べていた<sup>58</sup>。

国際商事調停では、一般的には、最初に、両当事者同席の上 (joint session)、調停人から手続の説明や、当事者からそれぞれの主張が行われ、アジェンダを確認する。その後は、別席 (caucus session) とされることが多く、調停人が各当事者の部屋を行ったり来たりしながら (“Shuttle” と評される)、話を詰めていくという方法が取られることが多い。caucus session では、一方の当事者が自分の懸念点や相手方に話せない内部事情等について忌憚なく調停人と話ができる。基本的なルールとして、caucus session で話した事項については、当事者の了解がない限り、相手方当事者には開示しないことが約束される。当事者が不合理な主張に拘泥して協議が進まないという場合は、調停人が客観的な問題点を指摘する等、双方が歩み寄れる手助けをする<sup>59</sup>。当事者の希望や状況により、調停人は適宜 joint session に戻って手続を進行する。

最後に、当事者が和解案に合意できた場合、和解合意書については、調停期日において、各当事者の代理人が作成し、その日のうちに署名を行う。

## （２）国際調停機関

海外においては国際商業会議所 (International Chamber of Commerce (“ICC”))、アメリカ仲裁協会／国際紛争解決センター (American Arbitration Association (“AAA”)/The International Centre for Dispute Resolution (“ICDR”))、香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre (“HKIAC”)) 等、著名な国際仲裁機関の殆どが国際調停も取扱う。

---

<sup>57</sup> フリーマン＝都留・前掲注 56、39 頁

<sup>58</sup> Anthony Piazza 氏 2017 年 11 月 30 日同志社大学 Workshop での発言

<sup>59</sup> フリーマン＝都留・前掲注 56、40 頁

仲裁機関でない、主要な国際調停専門機関としては、Centre for Effective Dispute Resolution (“CEDR”)、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre (“SIMC”））が挙げられる。米国においては、JAMS が調停機関として定評がある。2016 年に設立された SIMC は 2017 年の新受件数は 22 件である<sup>60</sup>。日本でも、2018 年 11 月に日本初の国際調停専門機関として、京都国際調停センターが開設されたところであるが、京都国際調停センターについては、後に詳述する。

筆者は、2016 年 9 月にシンガポールの主要な調停機関であるシンガポール調停センター（Singapore Mediation Centre (“SMC”））とシンガポール国際調停センター（SIMC）を訪問した。また、筆者が事務局次長を務める京都国際調停センター運営委員会のメンバーは、設立準備委員会であった当時の 2017 年 7 月に、シンガポール・香港の調停機関・調停施設の見学を行い、筆者も香港の複数の調停施設を訪問した。

さらに、筆者は、2017 年 6 月にイギリスの調停機関である CEDR の研修を受け、認定調停人の資格を取得後、同年 9 月にロンドン郊外において行われた CEDR の調停を Observer として見学する機会に恵まれた。また、2018 年 5 月には、SIMC の Specialist Mediator に登録されるためのワークショップを受講した。また、代理人弁護士として担当している国際紛争案件でも、今後、海外での調停が予定されているものが 2 件ある。

これらの経験を踏まえ、この章では、海外における調停、主にシンガポール、香港、イングランドでの調停について述べていきたい。

## 2 シンガポールにおける調停

### （１）概観

シンガポールの裁判所全体の約 90% のケースを扱う下級裁判所（The State Courts）及び家庭裁判所（The Family Justice Courts）はそれぞれ 1994 年と 1995 年に調停サービスの提供を開始した。State Court においては、2012 年以来、当事者が解決手段として除外しない限り、すべての適切な民事紛争について ADR に付されている<sup>61,62,63,64</sup>。また、シンガポールでは、紛争解決の方法とし

---

<sup>60</sup> SIMC 事務局長 Mr Aloysius Goh からの 2018 年 5 月 12 日付メール

<sup>61</sup> SMC e-newsletter March 2018 “The use of mediation within the courts”、  
<https://mailchi.mp/mediation.com.sg/mediate-jan-1001993> （2019.07.06）

<sup>62</sup> 裁判所のホームページにも、訴訟と比較した調停のメリットが詳しく述べられている。  
シンガポール裁判所”Overview of Mediation”、

[https://www.statecourts.gov.sg/cws/Mediation\\_ADR/Pages/An-Overview%20of%20Mediation.aspx](https://www.statecourts.gov.sg/cws/Mediation_ADR/Pages/An-Overview%20of%20Mediation.aspx) (2019.07.06)

<sup>63</sup> 調停は、少額事件（the Small Claims Tribunal）、労働事件（the Employment Claims Tribunal）、子の利益を保護に関連する家事事件（in family justice to protect the interests of the child）については、必要的である。

<sup>64</sup> なお、最高裁判所（The Supreme Court）には調停サービスがないため、調停に適する案件は、民間の国内調停機関であるシンガポール調停センター（SMC）に持ち込まれ、2017 年に SMC に申立てられた 538 件

て調停を勧めることが弁護士義務となっており、それを行わない場合弁護士倫理違反になる。また、ADR 手続を不合理に拒否した場合は、訴訟費用の制裁の命令（adverse cost order）がなされる可能性がある<sup>65</sup>。かつては、「正義の実現」は裁判所における裁判によりなされると考えておられたが、現在では、「正義の実現」は話し合いでなされ得るとの考えにシフトしてきている。

国際紛争については、シンガポール政府は、アジア、そして世界における国際的紛争解決の重要拠点（ハブ）としての位置付けを得るべく、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）に加え、2014 年にシンガポール国際調停センター（SIMC）を、2015 年にシンガポール国際商事裁判所（SICC）を開設するなど、様々な紛争解決のシステムを創出してきた<sup>66</sup>。

1990 年代に導入されて以来、シンガポールの紛争解決システムの中の欠かせないものとなってきた調停についても、国内調停機関としてはシンガポール調停センター（SMC）が 1997 年に設立されていたが、クロスボーダーの商事紛争に対応できる国際調停機関の必要性が高まり、2013 年の国際商事調停ワーキンググループの協議結果に基づき、2014 年にシンガポール国際調停センター（SIMC）が設立された。

その後、2017 年には、シンガポールにおける調停サービスをさらに強化するため、シンガポール調停法（Singapore Mediation Act 2017）が改正された<sup>67</sup>。この改正法によって、国際調停を含む調停での合意は、シンガポールの裁判所で登録されると、判決と同一の効力を有し、強制執行ができるようになった（12 条）<sup>68</sup>。これにより、調停の利用がさらに促進されることが期待される。

以下では、シンガポールの主な調停機関であるシンガポール調停センター（SMC）及びシンガポール国際調停センター（SIMC）の概略を述べる。

## （2）シンガポール調停センター（SMC）<sup>6970</sup>

SMC は、シンガポールにおいて初めて設立された民間の調停センターで

---

の調停のうち、半数以上が、最高裁判所からのケースであった。SMC・前掲注 58

<sup>65</sup> The Supreme Court Practice Directions (Amendment No 1 of 2016)

<https://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/rules/pd-amd-no-1-of-2016.pdf> (2019.07.06)

<sup>66</sup> 前田敦利＝高橋玄「シンガポールにおける紛争解決の新たな動き」(2016.12.13)

<https://business.bengo4.com/articles/116> (2019.07.06)

<sup>67</sup> シンガポール法務省「Mediation Act to commence from 1 November 2017」、

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/mediation-act-to-commence-from-1-november-2017.html> (2019.07.06)

<sup>68</sup> Singapore Mediation Act 2017、

<https://sso.agc.gov.sg/Act/MA2017/Uncommenced/20170709?DocDate=20170512>、(2019.07.06)

証拠制限につき 10 条（Admissibility of mediation communication in evidence）、背景につき、シンガポール法務省・前掲注 67

<sup>69</sup> SMC ホームページ、<http://www.mediation.com.sg/> (2019.07.09)

<sup>70</sup> 筆者が 2016 年 9 月 6 日に訪問した際の Ms.Sabina Shiraz へのインタビュー及び 2017 年 7 月 17 日に京都国際調停センター設立準備委員会の委員で訪問した際のインタビューによる（大林良寛弁護士作成議事録）



あり、1997年に最高裁長官を会長とするシンガポール法曹協会（Singapore Academy of Law）の下部組織として、裁判所における民事紛争についての調停サービスを促進するために、設立された非営利組織である<sup>71</sup>。

シンガポール最高裁判所の建物の中に事務局があり、裁判所との関係が非常に強いが、これは、SMCの信頼感へつながっている<sup>72</sup>。SMCのボードメンバーには裁判官の他、弁護士、ビジネスマンが含まれている<sup>73</sup>。ボードメンバーに弁護士やビジネスパーソンも含まれているのは、彼らのサポートを得て、案件を増やすためである<sup>74</sup>。

取扱件数が徐々に増加しており、2011年には145件だったのが<sup>75</sup>、2016年は499件が申し立てられ<sup>76</sup>、2017年は538件、合計の係争金額として270億シンガポールドルの紛争が申し立てられた。2017年の538件の申立てのうち、実際に調停が行われたのは465件で、調停件数は前年比15%増加であった<sup>77</sup>。

紛争の種類としては、会社関係、売買・サービス関連、労働、IT、保険、離婚等様々な紛争を扱っているが、最も多いのは、建築紛争に関する調停で、全体の約40%を占める<sup>78</sup>。

### （3）シンガポール国際調停センター（SIMC）<sup>79</sup>

SIMCは、クロスボーダーの商事紛争に対応できる国際調停機関として、2014年に設立された。SMCは主に国内調停を扱うのに対し、SIMCは国際調停を扱い、両機関で棲み分けがなされている。

SIMCは、プロモーションに非常に力を入れている。SIMCに対する政府のサポートも大きく、国を挙げて、国際紛争解決のハブとしてシンガポールにおける国際調停についても振興に取り組んでいる<sup>80</sup>。日本語のパンフレットも作成しており、日本にも年に何度も宣伝に訪れる。取り扱い件数は、2017

<sup>71</sup> SMC “Brief History”、<http://www.mediation.com.sg/about-us/>（2019.07.06）

<sup>72</sup> The Honourable Justice Andrew Phang のスピーチ 23 頁も同旨、<https://www.supremecourt.gov.sg/Data/Editor/Documents/Keynote%20Speech%20-%204th%20Asian%20Mediation%20Conference.pdf>（2019.07.06）

<sup>73</sup> SMC “Our people”、<http://www.mediation.com.sg/about-us/>（2019.07.06）

<sup>74</sup> 2017 年 7 月 17 日に京都国際調停センター設立準備委員会委員で訪問した際のインタビュー（大林良寛 弁護士作成議事録）

<sup>75</sup> SMC Case Officer の Ms. Madeline Kim から筆者宛の 2016 年 10 月 19 日付け E メール

<sup>76</sup> SMC News release “Bumper number of mediation matters for Singapore Mediation Centre in 2016”  
<http://mediation.com.sg/assets/homepage/News-Release-Bumper-number-of-mediation-matters-for-SMC-in-2016-Final-Amended.pdf>（2019.07.06）

<sup>77</sup> SMC News release “Total disputed sums mediated at Singapore Mediation Centre crosses \$2.7 billion in 2017 – the highest ever in the centre’s history”  
<http://www.mediation.com.sg/assets/Uploads/News-Release-Total-disputed-sums-mediated-at-Singapore-Mediation-Centre-crosses-2.7-billion-in-2017-the-highest-ever-in-the-centres-history-FINAL.pdf>（2019.07.06）

<sup>78</sup> SMC “Our achievements”、<http://www.mediation.com.sg/about-us/>（2019.07.06）

<sup>79</sup> SIMC ホームページ、<http://simc.com.sg/>（2019.07.06）

<sup>80</sup> 2019 年 3 月 12 日には、東京において、「日本・シンガポール国際法務・紛争解決会議」が開催され、シンガポールから、法務副大臣、法務省、SIMC、SIAC、国際紛争解決を専門とする弁護士等が来日した。

年で 22 件<sup>81</sup>、2018 年で 27 件<sup>82</sup>と徐々に増えてきている。

また、SIMC は、SIAC と提携した、Arb-Med-Arb（仲裁→調停→仲裁）の方式をプロモーションしている。これにより、仲裁を申立てた後も、調停をトライでき、調停で合意できなくともスムーズに仲裁手続に戻ることができるほか、調停で合意した場合は、仲裁手続において仲裁廷が Consent Award を出すこともできる。これは一般的に執行可能な仲裁判断となるため、単なる調停による合意よりも実効性がある。実際にも、この Arb-Med-Arb 方式は活用されており、SIMC の取扱件数の増加の一因ともなっている。SIMC は、SIAC と同じ Maxwell Chambers の中に事務局があり、調停についても、Maxwell Chambers の部屋が使用可能である<sup>83</sup>。

SIMC は、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）の開設にも協力しており同センター開所前の 2018 年 5 月には、JIMC の調停人を対象に研修を行った<sup>84</sup>。

アフリカ、アジア、オーストラリア、ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカからの国際的な調停人パネル及び、様々な産業分野から集められた技術家専門パネルを有する。筆者も、SIMC の専門家調停人（Specialist Mediator）に登録されている。

### 3 香港における調停

#### （1）概観

香港では、2009 年に民事司法改革（Civil Justice Reform）が実施され<sup>85</sup>、2010 年には、調停に関する実務指針 31（Practice Direction 31 on Mediation）<sup>86</sup> が制定されることによって、全ての民事事件についてまず調停による解決を図ることが推奨されるようになった。調停を行うかどうかは当事者の判断によるが、合理的な理由なく調停を拒絶した当事者は訴訟費用を負担させられるリスクがある（adverse cost order）<sup>87</sup>。

2010 年には、当事者の調停への理解を深め、調停での紛争解決を促進するために、香港司法機構（Judiciary）によって調停インフォメーション・オフィス（Mediation Information Office）が開設された。香港司法機構のホームページには、一般向けに調停の紹介ビデオも用意されている<sup>88</sup>。

<sup>81</sup> Goh・前掲注 60

<sup>82</sup> 2019 年 1 月 8 日付 SIMC 事務局から SIMC 登録調停人宛の E メール

<sup>83</sup> Maxwell Chambers、<https://www.maxwellchambers.com/rooms-facilities-small/>（2019.07.06）

<sup>84</sup> 2018 年 5 月 19 日、20 日に SIMC Specialist Mediation Workshop (Japan) が同志社大学で開催された。

<sup>85</sup> Civil Justice Reform、<https://www.civiljustice.hk/eng/home.html>（2019.07.06）

<sup>86</sup> Practice Direction 31 on Mediation、

<https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/pd/pdcontent.jsp?pdn=PD31.htm&lang=EN>（2019.07.06）

<sup>87</sup> Practice Direction 31 の Part A. 4 は以下のように規定する。

“In exercising its discretion on costs, the Court takes into account all relevant circumstances. These would include any unreasonable failure of a party to engage in mediation where this can be established by admissible materials. Legal representatives should advise their clients of the possibility of the Court making an adverse costs order where a party unreasonably fails to engage in mediation.”

<sup>88</sup> 香港法務庁の Mediation についての情報ページ、<https://mediation.judiciary.hk/en/imo.html>（2019.07.06）



また、2013 年には調停条例 (Mediation Ordinance) <sup>89</sup>が施行され、調停の促進とともに、調停手続の秘密性保護が図られている。調停人の判断の執行力については立法化されていないが、調停に基づく和解契約は非常に高い割合で遵守されているとのことである<sup>90</sup>。

香港における調停の効率性・専門性を高めるため、2013 年に香港国際仲裁センター (HKIAC)、香港調停センター (HKMC)、香港 Law Society (ソリシターの弁護士会)、香港 Bar Association (バリスターの弁護士会) により共同して Hong Kong Mediation Accreditation Association Limited (“HKMAAL”) が設立され、調停人の認証については HKMAAL が行うこととなった。2017 年現在香港には 2000 人ほどの調停人がいるが、職業調停人は 30 人程度である<sup>91</sup>。

香港ではアドホックの調停も多いが、機関調停の場合の主な調停機関としては、香港調停センター (HKMC)、香港仲裁センター (HKIAC) が挙げられる。以下、香港の調停機関の概略を述べる。

## (2) 香港調停センター (HKMC) <sup>92</sup>／中国本土・香港共同調停センター (MHJMC) <sup>93</sup>

HKMC は 1999 年に NPO として設立され、香港内における調停サービスの提供と調停人の選任等の商事調停の管理を行っている。香港では最も古い調停機関であり、香港法務庁から承認を受けている。

HKMC による調停実績の蓄積、一帯一路 (one belt one road) 構想によるクロスボーダー取引・協力の高まりを踏まえて、中国貿易促進委員会 (China Council for the Promotion of International Trade, “CCPIT”) と HKMC との連携により、2015 年 9 月に、中国本土・香港共同調停センター (MHJMC) が設立された。MHJMC の設立については香港法務庁のサポートも受けている。

MHJMC は、国際的な紛争向けの Cross-border Dispute Resolution Mechanism (CBDRM) というプラットフォームを提供している<sup>94</sup>。これは、MHJMC の調停に基づく和解契約の内容を、MHJMC が協定を結ぶ仲裁機関の仲裁判断 (consent award) にして、ニューヨーク条約に基づいて執行可能とすることを目的とするものである。MHJMC は、2017 年 7 月時点で、約 20 の仲裁機関と相互協定を締結しており、さらに他の仲裁機関とも協定を結んでいく予定である<sup>95</sup>。

<sup>89</sup> Mediation Ordinance、<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap620> (2019.07.06)

<sup>90</sup> Mr Francis Law Wai Hung (President of HKMC / Founding Chairman of MHJMC) 及び Ms Amy Wong (Secretary General of HKMC / MHJMC) からの 2017 年 7 月 17 日のインタビュー

<sup>91</sup> Law Wai Hung・Wong、上掲注 90

<sup>92</sup> HKMC ホームページ、<http://www.mediationcentre.org.hk/en/home/home.php> (2019.07.06)

<sup>93</sup> MHJMC ホームページ、<http://www.mhjmc.org/en/index.php> (2019.07.06)

<sup>94</sup> MHJMC “Cross-border Dispute Resolution Service”  
[http://www.mhjmc.org/en/Page\\_Format\\_6.php?fm=28&con=73](http://www.mhjmc.org/en/Page_Format_6.php?fm=28&con=73) (2019.07.06)

<sup>95</sup> Mr. Francis Law Wai Hung (President of HKMC / Founding Chairman of MHJMC) 及び Ms. Amy Wong (Secretary General of HKMC / MHJMC) への 2017 年 7 月 17 日のインタビュー

シンガポールの SIAC と SIMC における Arb-Med-Arb Protocol との違いとしては、MHJMC は、香港以外の複数の国（イギリス、シンガポール、オーストリア等）の仲裁機関と提携していることが挙げられる。

MHJMC の取扱件数は、2017 年は 32 件だったものが、2018 年には 143 件と急激に増加して、調停成立率は 85% のことである。紛争の内容としては、知的財産権、国際貿易、株式についての争い、投資、不動産等の案件が多い<sup>96</sup>。

### （３）香港国際仲裁センター（HKIAC）<sup>97</sup>

香港での著名な国際仲裁機関であり、国際調停も扱っている。香港ではアドホック調停が多いこともあり、HKIAC の調停件数は限定されているが<sup>98</sup>、2017 年の HKIAC 調停件数は 15 件、2018 年は 21 件であった<sup>99</sup>。HKIAC の一部として、調停をプロモーションする目的で 1994 年に設立された Hong Kong Mediation Council という組織がある<sup>100</sup>。

他の手続との連携という観点からは、調停手続の後に当事者が合意して仲裁に移行したケース（Med-Arb）、訴訟手続から調停に移行してくるケース（court-referred mediation）もある<sup>101</sup>。また、HKIAC は 2018 年の仲裁規則の改正において、Arb-Med-Arb に対応できるように対応した（当事者は、調停等他の ADR を行う場合、仲裁手続の中止を申し立てることができ、当該手続終了後、再開を申し立てることができる。HKIAC Rules 13.8）。

## ４ イングランド<sup>102</sup>における調停

### （１）概観

イングランドにおける調停に関する主要な法律は、民事訴訟規則（Civil Procedure Rules、“CPR”）である<sup>103</sup>。訴訟前の行動についての実務指針

<sup>96</sup> 社会新聞 2019 年 3 月 26 日記事「香港和解中心設内地平台 去年處理 143 宗個案按年增 2 倍」、<https://www.hk01.com/%E7%A4%BE%E6%9C%83%E6%96%B0%E8%81%9E/310364/%E5%A4%A7%E7%81%A3%E5%8D%80-%E9%A6%99%E6%B8%AF%E5%92%8C%E8%A7%A3%E4%B8%AD%E5%BF%83%E8%A8%AD%E5%85%A7%E5%9C%B0%E5%B9%B3%E5%8F%B0-%E5%8E%BB%E5%B9%B4%E8%99%95%E7%90%86143%E5%AE%97%E5%80%8B%E6%A1%88%E6%8C%89%E5%B9%B4%E5%A2%9E2%E5%80%8D> (2019.07.06)

<sup>97</sup> HKIAC ホームページ、<https://www.hkiac.org/> (2019.07.06)

<sup>98</sup> 2017 年 7 月 17 日の Sarah Grimmer 事務局長へのインタビュー

<sup>99</sup> HKIAC “2018 Statistics”、<https://www.hkiac.org/about-us/statistics>、(2019.07.06)

<sup>100</sup> HKIAC “Hong Kong Mediation Council”、<https://www.hkiac.org/mediation/what-is-mediation/hong-kong-mediation-council> (2019.07.06)

<sup>101</sup> Grimmer・前掲注 98

<sup>102</sup> UK では、England & Wales, Scotland, North Ireland, Channel Islands, Ile of Man に分かれ、それぞれが独立性を有する別個の法域であるが、本稿では、England & Wales の法域区分について、イングランドと述べることにする。

<sup>103</sup> Donald Lambert, et al. “Getting the deal through Mediation 2018” England and Wales P31-37, <https://gettingthedealthrough.com/area/54/jurisdiction/65/mediation-england-wales/> (2019.07.06)、31 頁

(Pre-Action Conduct (PDPAC) Practice Direction) 第 8 項において、裁判の当事者は、ADR を行うこと自体は義務的ではないものの、調停等何らかの ADR の手続を検討する必要があるとされている。それを行わなかった当事者に対しては、後の訴訟で、訴訟費用の制裁の命令 (Adverse costs order) が出される可能性がある<sup>104</sup>。

イングランドの法務省は、ADR の促進に熱心に取り組んでおり、多くの裁判所において裁判所付属の調停スキームが存在する。例えば以下のようなものもある<sup>105</sup>。

- 10,000 ポンド以下の請求について、当事者全員が調停に合意する場合、紛争は自動的に the Small Claims Mediation Service (少額債権調停サービス) に移送される。この調停は通常電話で行われる (当事者が直接話すものではない)。
- Court of Appeal (控訴院) では、Court of Appeal Mediation Scheme (CAMS、控訴院調停スキーム) が設置されており、基本的には、250,000 ポンドまでの契約に基づく請求、250,000 ポンドまでの人身障害に基づく請求、500,000 ポンドまでの遺産相続に関する請求、境界紛争については、自動的に CAMS に移送されることとされている。なお、CAMS のスキームにおいては、調停人は CEDR によって選任される。
- 専門家裁判所の一つである技術建設裁判所 (Technology and Construction Court) において、裁判官が調停人となる「裁判所和解手続」(Court Settlement Process(CSP)) とよばれるスキーム

イングランドでの民間の著名な調停機関としては、CEDR, Civil Mediation Council (CMC)、ADRGroup、CIArb、UK Mediation 等が挙げられる。以下、イングランドで最も代表的な調停機関といえる CEDR の概観について述べる。

## (2) CEDR (Centre for Effective Dispute Resolution)<sup>106</sup>

CEDR は、イングランド発祥の調停及び ADR の先駆的な紛争解決機関であり、1990 年に非営利団体として設立された<sup>107</sup>。90 年代後半に司法長官の Lord Woolf が主導した大規模な司法制度改革において ADR の活用が促進されたことにより、CEDR は脚光を浴びることとなった<sup>108</sup>。当初は国内事件の調停が中心であったが、現在では国際事件の調停も増えており、国際的な調停スキルの教育プログラムにおいて高い評価を得ている<sup>109</sup>。

---

<sup>104</sup> Lambert・前掲注 103、31 頁

<sup>105</sup> Lambert・前掲注 103、32 頁

<sup>106</sup> CEDR ホームページ、<https://www.cedr.com/> (2019.07.06)

<sup>107</sup> CEDR “About CEDR”、[https://www.cedr.com/about\\_us/](https://www.cedr.com/about_us/) (2019.07.06)

<sup>108</sup> 斎藤彰・ジェームス・クラクストン「国際商事調停人のスキルトレーニング (上)」JCA ジャーナル 2017 年 10 月第 64 巻 10 号、11 頁

<sup>109</sup> 斎藤彰=クラクストン前掲注 108、11 頁

また、上記の通り、訴訟が Court of Appeal Mediation Services (CAMS)に移送された案件の調停人は CEDR によって選任される等、イングランドを代表する調停機関である。筆者が Observership において見学した CEDR の調停の概要等については、後述する。

## 第2章 日本の調停と海外の調停との比較

ここまで日本の調停と海外の調停の概観を見てきたが、以下では、日本の調停と海外の調停について、①調停のスタイル、②主張・証拠の引継ぎ、③プロモーションの観点から、比較・考察していきたい。

### 第1 調停スタイルについての比較

#### 1 調停スタイル

調停においては、一般に厳格な手続規律が求められるわけではない。むしろ、より柔軟な手続を提供して当事者が自由闊達な話し合いを進めることができるような環境を整備し、解決合意への到達を促すことができるのが調停の強みである<sup>110</sup>。調停の進め方にも調停人によって個性があるが、調停の理念的なモデル又はスタイルとしては、主に、①評価型 (Evaluative) と②交渉促進型 (Facilitative) に分けることができる。

①評価型調停とは、調停人が当事者からみれば外在的な基準・規範に基づいて紛争ないし両当事者の主張を評価し、調停人が当該基準・規範に基づく調停案を各当事者に提示するタイプの調停モデルである。調停人と当事者の縦のコミュニケーションを重視するものである<sup>111</sup>。

調停人が援用する基準・規範が裁判規範であれば、調停案は裁判予測に基づくものとなる。この調停によれば、迅速・廉価に正しい法情報を得て、紛争解決を行うことができる。但し、当事者間で直接的な対話・交渉がなされず、調停人の規範によってすくい上げられない事実関係や当事者のニーズがある場合は、調停手続においてもそれらの問題が取り上げられず、従って紛争の根本的な解決に至らない可能性がある。このモデルの例は、一般的には、裁判所における調停である。

一方、②交渉促進型調停とは、当事者間の水平的なコミュニケーションを再生・維持することに最大の重点を置き、調停人の援助を受けつつ、両当事者が当該問題について建設的な交渉を行い、法以外の規範・事実をも取り込んだ、両当事者にとって納得のいく調停合意を形成することを目指すものとされる<sup>112</sup>。調停人は黒子に徹し、まずは両当事者が相互に言い分を聞いたり、建設的な交渉をしたりできるよう、対話の過程をコントロールすることに専念する。また、当事者のイシュー（議題）とポジション（相手に対する要求）を把握した後、

<sup>110</sup> 山本=山田・前掲注1、162-163頁

<sup>111</sup> 山本=山田・前掲注1、141-143頁

<sup>112</sup> 山本=山田・前掲注1、141-143頁

その主張の背後にあるニーズ（動機）やインタレスト（利益）を引き出すことで、争いの実相が明らかになるとされる<sup>113</sup>。このような交渉促進型のモデルは海外における調停に多い。

交渉促進型の調停手続の段階は次のように分けられる。まず、準備段階を経て、調停手続の当日は両当事者と調停人が手続の枠組みを共有する開始段階（Opening）から始まり、紛争の背景にある両当事者の利害等に関する情報を探知するエクスプロレーション（Exploration）の段階を経て、自発的な合意に向けたバーゲニング（Bargaining）の段階へと入り、合意形成後にその内容を確認し安定化させる終結段階（Settlement）へと至る<sup>114</sup>。

具体的な調停の進め方としては以下のとおりである。調停人は、アクティブ・リスニング（当事者の話を要約する、オープンな質問で広い情報や感情を引き出すなどの方法による傾聴）の方法により、申立書に出てきている請求だけでなく、当事者の隠れたニーズやインタレストを探り、又両当事者に共通の利益があるかを検討する。そして、当初の請求だけでなく、様々な可能性をクリエイティブに考え、又、より将来のことにフォーカスして、選択肢を作り出すことを奨励する。その上で調停人を通じた交渉を行い、合意を目指す。なお、調停がデッドロックに陥った場合は、調停人はそれぞれの当事者のケースにおける弱点を指摘したり、調停が成立しなかった場合は何が起こるか、訴訟の場合のリスクとその場合の期間や費用を当事者に冷静に確認させる機会を与えたりする（リアリティ・テスト）<sup>115</sup>。

本章では、日本の調停と海外の調停において、評価型、交渉促進型のいずれの調停スタイルが用いられているかについて、比較しながら述べることにしたい。

## 2 日本における調停のスタイル

司法型調停は、裁判所が主導する調停であり、評価型が主流の調停と言える。但し、家事調停については、例えば子どもについての面会交流等、夫婦や親子等の当事者間の関係の維持や再生が必要な場面も多いため、交渉促進型の側面も取り入れられている。調停の進行としては、いずれも、当初の手続説明は同席で、その後は別席で話を聞くという調停方法であることが殆どである。司法型調停については、近年の民事調停の機能の強化への取組もふまえて紹介する。一方、民間調停は、調停人にもよるが、交渉促進型を取り入れる場合もある。

以下、調停の種類ごとに述べていく。

### （１）司法型調停

<sup>113</sup> 菅原郁夫「ADRにおける2つの理念型と調停技法」法律時報 85 巻 4 号（2013 年 4 月号）、レビン小林久子「調停者ハンドブック」78-90 頁（信山社、1998）等

<sup>114</sup> 齋藤＝クラクストン・前掲注 108、15 頁

<sup>115</sup> 齋藤彰＝ジェームス・クラクストン「国際商事調停人のスキルトレーニング（下）」JCA ジャーナル 2017 年 11 月第 64 巻 11 号、5 頁

## ア 簡裁の調停スタイル

従前の裁判所の民事調停については、合理的な基準に基づかずに「まあまあ、ここらでおさめて仲良くやりましょう」というだけの「まあまあ調停」や、双方当事者の主張を足して二で割るだけの「折半調停」といったような調停のやり方がなかったわけではなかった<sup>116</sup>。しかし、近時、社会経済の複雑多様化に伴って、民事調停事件の内容も複雑困難化し、調整の難しいケースが増えていること、また、弁護士が関与する事件も増加する傾向にあること、国民の権利意識の高揚やインターネットの普及等により、法律情報を自ら調べた上で調停手続に臨む当事者本人も多くなる等していることから、民事調停についても、法的判断や専門的知見に裏打ちされた合理的なあっせん案を求める利用者が増加している<sup>117</sup>。このようなニーズを受けて、裁判所において、民事調停の機能の強化への取組が行われ、その研究結果が、「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」と題する報告書にまとめられた。

これによると、調停の紛争解決機能を高めるためには、調停委員会が事実関係を整理・認定した上で、合意的な解決案を策定し、場合によっては適宜の時期に解決案を当事者に提示して積極的に説得調整を行い、調停が成立しなかった場合には調停に代わる決定の活用も検討する、という法的観点を踏まえた調停運営が求められるとされている<sup>118</sup>。積極的な評価型の調停運営といえる。

但し、ここでいう事実認定は、訴訟のような高度の蓋然性が求められるものではなく、「こちらの方が正しそうだ」といった程度の心証で足りるとされ、その事実認定を前提に、合理的で落ち着いた良い解決案を策定すべきとされている<sup>119</sup>。訴訟のように時間をかけて主張・立証するわけではない調停において、紛争解決機能を高めるためには、非常に妥当な考え方と思われる。実際、東京簡裁でも、基本的には事実認定・法的評価を行った上で、調停が進められている<sup>120</sup>。

調停における事実認定は、合意を成立させるために行うものである。そうすると、事実認定の制度はおのずと訴訟とは異なり、訴訟と同様の心証が必要なわけではない。証拠が乏しい場合には、当事者からの事情聴取を踏まえて、争いのない事実、客観的に動かし難い事実、経験則から検討して、どちらの言い分がより整合的かという観点から事実を把握していく<sup>121</sup>。

事案がある程度確定した後、まず、当事者から解決案を提示させるが、一方で、調停委員会もざっくりとした解決案を策定する。それを最初から積極的には示さないが、腹案として持っている同解決案の範囲内で調整すること

<sup>116</sup> 山本・前掲注 15、6 頁

<sup>117</sup> 竹川忠芳ほか「民事調停座談会」調停時報 200 号 23 頁 [安藤発言] (2018)

<sup>118</sup> 司法研修所編『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』50 頁等 (法曹会、2015)

<sup>119</sup> 司法研修所・前掲注 118、74 頁

<sup>120</sup> 吉田、池田・前掲注 21

<sup>121</sup> 司法研修所編「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」144 頁 (法曹会、2013)



が多い<sup>122</sup>。

さらに、裁判所は上記の調停に代わる決定（17条決定）を行うことができ、最近と同決定を活用する方向となって来ている。17条決定は、当事者が異議を出さないことを停止条件として、裁判上の和解と同一の効力を有するものであるから、判決とは異なり、当事者の意思が関与しているといえる。但し、17条決定はすぐに行うべきものではなく、調停委員会から、当事者に対して、判断の根拠となる理由について説明した上で、解決案を示し、説得活動を十分に行之、それでもなお合意が成立しない場合に17条決定をすることが多い<sup>123</sup>。

なお、調停委員会は、職権で事実の調査をすることができ（民事調停法12条の7）、調停委員会は、必要な調査を官庁や適当である者に囑託することができる（民事調停規則16条）。

以上のように、簡裁の調停においては、訴訟と比べて事実認定の精度は高くないものの、近年は積極的に事実認定・法的評価を行った上で、必要に応じて調停委員会から解決案を提示しているから、基本的には、評価型のスタイルとなっている。

## イ 地裁の調停スタイル

訴訟が提起された後、調停に付される付調停の場合、原則としては、争点の整理が行われてから付調停決定が行われることとなっている。しかし、実際には、調停に付されてから、専門家調停委員が入った上で、具体的な争点の整理を行う場合も少なくない<sup>124</sup>。また、弁論準備の中で、並行して調停に付すこともある<sup>125</sup>。よって、付調停の場合の調停は、訴訟手続から独立している調停というよりは、訴訟手続に付属している調停といえる。

申立て事件、付調停事件に関わらず、争点の整理・認識の確認を行う場合は同席で行うことが多いが、その後は別席が多い<sup>126</sup>。

また、建築瑕疵が問題になる場合は、現地調査も行っている。当事者としては、専門家がいる22部において、事実認定と評価をしてもらいたいと思っている場合が多く、建築士等の調停委員の専門的知見をもとに、調停委員会としての事実認定及び法的評価を行うことが当事者からも期待されている。実際、東京地裁22部の調停でも、必要な調査を行い、調停委員会の事実認定及び法的評価を行った上で、調停を進めている<sup>127</sup>。

殆どのケースにおいて、特に大きな争点については、当事者に対し、調停委員会としての心証を示しているとのことである<sup>128</sup>。

従って、地裁の民事調停は、評価型の調停といえよう。

<sup>122</sup> 司法研修所・前掲注118、145頁

<sup>123</sup> 司法研修所・前掲注118、147頁

<sup>124</sup> 二本松、伊藤・前掲注28

<sup>125</sup> 二本松・前掲注26

<sup>126</sup> 二本松・前掲注26

<sup>127</sup> 二本松・前掲注26

<sup>128</sup> 二本松・前掲注26

## ウ 訴訟上の和解の調停スタイル

訴訟上の和解のスタイルとしては、裁判官が心証を持った上で和解を行う評価型の典型である。判決を書く裁判官が和解を担当するため、司法型和解の中でも、最も評価型の要素が強いと言える。一方、当事者も訴訟を提起している以上、裁判所に判断してもらいたいと思ってきているので、評価型の調停について抵抗は少ないと思われる。

なお、近時の裁判所の和解手続においては、裁判所から心証開示をされることが多い<sup>129</sup><sup>130</sup><sup>131</sup>。当事者にとっては、心証が開示されるほうが、和解に応じるかどうか、応じるとしてどの程度の和解がよいかの判断ができるため、当事者にとってはのぞましいであろう<sup>132</sup>。裁判所による心証が開示されなければ、勝訴するに違いないと思い込んで和解に応じなかったところ、敗訴してしまうという事態が起こってしまうからである。

但し、裁判官は和解の技法について研修を受けている訳でなく、和解スタイルは裁判官によってまちまちである<sup>133</sup>。一般的には、上記のとおり、裁判官は記録を検討して心証を固め、心証を開示しながら当事者に和解を打診するケースが多い。しかし、草野芳郎元判事の「和解技術論」によれば、草野元判事は、当事者の交渉を中心とする和解運営を基本としていたとのことであり、要件事実のみにとらわれることなく、何が真の争点かを把握してその解決を目指すことが大切であること、互譲中心ではクリエイティブな要素がなくなってしまうから、合意中心のイメージで和解を考える等を述べている<sup>134</sup>。

裁判上の和解は、一般的にはまさに評価型の調停であるが、裁判官によっては、まず交渉促進型の調停を行う場合もあることが分かる<sup>135</sup>。

## エ 家事調停の調停スタイル

### (ア) 概観

家事調停の場合、当事者の感情が紛争解決を妨げていることが多いため、当事者が互いに主張や証拠の提出を重ねて、裁判所が厳密な事実認定を行うというプロセスは、却って当事者の反発を招き、紛争を悪化させて、紛争の

<sup>129</sup> 伊藤眞ほか「当事者本人からみた和解—実態調査の結果を踏まえて」判例タイムス 1008 号 15 頁〔西口発言〕(1999)

<sup>130</sup> 岡口素一＝中村真『裁判官！当職そこが知りたかったのです。』69-79 頁

<sup>131</sup> 柴崎哲夫＝牧田謙太郎『民事裁判手続 裁判官はこう考える 弁護士はこう実践する』194 頁- (学陽書房、2017)

<sup>132</sup> 石川明 『訴訟上の和解』21-22 頁 (信山社、2012)。

<sup>133</sup> 例えば西口元裁判官は、対席 (同席) 和解を提唱している。伊藤・前掲注 52、6 頁

<sup>134</sup> 草野芳郎『和解技術論 (第 2 版)』36-39 頁等 (信山社、2003)

<sup>135</sup> 草野・前掲注 134、39 頁、中本敏嗣『『和解の草野』の真髄』豊田愛祥ほか編『『和解は未来を創る』492 頁 (信山社、2018)

解決のためにならないこともある。よって、評価型一辺倒の調停は適さず、交渉促進型の要素を取り入れることが重要である。例えば離婚後の子どもの面会交流については、互いの住所や家庭・学校の状況によって、どの位の頻度でどこで会えるのか等の事情は異なるし、親と子の未来の関係を作っていく話であるから、評価型にはなじまず、調停委員会は当事者の交渉を促進する役割を果たすのが望ましい。また、離婚についても、訴訟になった場合の離婚事由があるか等には評価が入ってくるが、結局は本人達の気持ちの問題なので、交渉促進型の調停が必要になる。

但し、家事事件手続法別表第2に掲げる事項に関する事件（いわゆる「別表第2事件」）である親権者の変更、養育料の請求、婚姻費用の分担、遺産分割等は、調停として申し立てられても、話し合いがつかず調停が成立しなかった場合には自動的に審判手続に移行するので、話し合いが纏まらない場合は、審判になった場合に予想される結果を基にして、調停委員会が和解案を提示することも少なくない。

特に、婚姻費用の分担、養育費請求事件の場合は、申立人が申立書において、相手方に対し「相当額」を請求すると記載する例もかなり多い。婚姻費用及び養育費については、当事者で合意が形成される場合はそれを尊重するものの、多くは、実務で婚姻費用又は養育費の計算に用いられる裁判所の「算定表」の基準による金額を出し、そこから個別事情を考慮するという方法によることが多く、評価型があてはまる類型である。申立人としては、裁判所が相当と判断する通常のコ額を求めるということであるが、基準の金額が分からなければ、交渉もできないので、この場合は、当事者に対し、早めに裁判所が算定表による基準を示すことが多い。一方、当事者が請求する額又は支払うとする額の主張が裁判所の用いる算定表から大幅に乖離しているときも、早めに算定表の基準を提示している。その上で、個別の事情がある場合は、その基準から調整を行うようにしている。

また、離婚調停の場合も、離婚の申立人の側に法定の離婚事由がなく、訴訟に移行しても離婚が認められない可能性が高い場合で、相手方が離婚に対して消極的なケースでは、調停委員会から、離婚を希望する申立人に対し、調停が不成立になり訴訟に移行した場合に敗訴するリスクを指摘の上、調停における条件の上乗せの検討を勧めることもある。また、逆に、別居期間が相当程度長く、訴訟に移行すれば離婚が認められる可能性が高い場合等では、離婚に対して消極的な相手方に対し、訴訟に移行した場合のリスクを伝えた上、仮に調停において離婚する場合の離婚条件を検討してみたらどうかと提案することもある。それと同時に、訴訟は、公開の法廷で審理が行われ、弁護士費用もかかり、紛争解決までの期間も長期間となる等のデメリットを伝えることも多い。もちろん、このようなケースであっても、当事者がどうしても合意できない、又は訴訟に行ってもよいということであれば、調停委員会としては、調停不成立にする他はない。

財産分与については、よく問題になるのは、評価時期の問題であるが、この点に争いがあるために、話し合いが進まない場合は、その部分についての調停委員会としての考え方を示して、調停を進めることも多い。

このように、家事調停においては、基本的には、調停委員会は各当事者の主張を聞いて、間に立って当事者間の対話を促進する役割を負いつつも、ポイントごとに、審判や訴訟に移行した場合を念頭においた上で、裁判所としての基準を示して、それを前提として、調停を進行させることが多い。つまり、評価型と交渉促進型の混合型ということができる。

## (イ) 家裁での実際の調停例（渉外の家事調停の場合）

筆者は、東京家裁で渉外家事の集中部に所属し、渉外家事の調停も担当している。渉外家事であっても、基本的には進行は通常の家事事件とほぼ同じであるが、プラスアルファとして、渉外事件の特殊性がある。そこで、渉外案件を事例として、東京家裁での家事調停の進行を紹介したい。

### i 事案<sup>136</sup>

3歳の子が申立人となり（母は南米人）、子を認知した日本人の父親（相手方）に対して、養育費を請求した事案である。父親は高収入であり、申立人は養育費について1ヶ月80万円を主張した。

### ii 事前の準備

まず、当事者の一方又は両方が外国人の場合は、申立ての受付時に当事者の日本語能力を聞き、日本語が話せない場合は英語能力について質問した上で、調停での言語の希望を聞く。その上で、当事者が日本語ができない場合は、調停委員2人のうち1人は、当事者の使用する外国語を話せる委員、又は当事者が英語ができる場合は、英語が話せる委員が選任される。本件では、英語が堪能な調停委員が選任された。

渉外家事事件については、期日の前に、準拠法を確認する必要がある。養育費については、「扶養義務の準拠法に関する法律」が適用され、扶養権利者の常居所地方法によって定められるが、本事案では子は日本に住んでいるため、日本法が問題なく適用される事案であった<sup>137</sup>。

渉外も国内の家事調停も共通であるが、申立時には、申立人から進行についての見込みについての回答書が提出される。相手方に対し、調停申立書が送達される際には、答弁書及び進行についての見込みのフォームが同封され、

---

<sup>136</sup> 事案の内容を一部修正・一般化した形で記載する。

<sup>137</sup> なお、離婚の場合は、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）が適用され、その効力は、「夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において、夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による」とされている（通則法27条、25条）。また、親子間の法律関係は、「子の本国法が父又は母の本国法（中略）と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による。」とされている（通則法32条）。親権や面会交流については、この条文が適用される。

それらは第一回期日までに家裁に返送することとされている。

### iii 進行

東京家裁の調停室で調停が行われる。東京家裁の調停室は 2019 年 6 月末日現在 89 部屋あり、基本的には毎日全ての部屋を使用しており、その他、各階に申立人待合室、相手方待合室があるが、午前 10 時や午後 1 時半の期日の時間の直前は、待合室が大変混雑する。窓がない部屋もあるが、絵画が飾られる等の工夫はなされている。

調停委員は、事前に記録を読み、期日当日は調停開始時間より 30 分ほど早めに来て、相調停委員と本期日の進行について打合せをする。必要なときは裁判官を呼び事前評議をする。

第 1 回目については、通常は同席の上、調停の進行について説明を行い、争点について確認を行った上で、別席で各当事者の話を聞く。但し、ハラスメントや DV を理由とした離婚事案の場合は、当事者の希望により最初から別席とすることが多く、暴力の恐れがある場合には、集合時間、待合室の階も別にする対応をしている。基本的には、事情聴取は調停委員が行う。

本事案の第 1 回期日においては、調停委員は、両当事者に対し、認知までの経緯、現在の生活状況、子どもの監護状況を聞き、経緯及び争点についての各当事者の考えを把握した。また、養育費の額の検討のため、第 2 回期日までに両当事者に収入資料を提出させた上、養育費の額の主張をさせた。

しかし、本件では、申立人が当初の 80 万円の養育費の主張から一步もおりない一方で、相手方は月額 20 万円以上は払えないと主張して、両者が全く譲らず、膠着状態に陥った。そこで、調停委員会としては、裁判所実務に従った算定表による方法（判例タイムズ 1111 号）によって、養育費は月額 30 万円と試算し、金額と計算根拠を双方に提示の上、この基準からの個別事情による調整を試みることにした。

申立人の事情としては、現在母子で日本の親戚の家に身を寄せているが、生活保護をもらいたくても、資料を本国に取りに行かなければならないところ、そのお金もないから生活保護も受けとることができず、生活が非常に苦しいとのことであった。また、申立人は外国で母子 2 人で生きて行くのに不安が大きい、相手方のほうは贅沢な生活をしていると主張した。他方、相手方としては、算定表どおりの養育費であれば支払うが、それ以上の養育費は支払うつもりはなく、それが飲めないのであれば、審判移行してほしいとの立場であった。

そこで、調停委員会から、相手方に対し、養育費の増額は無理だとしても、例えば、一時帰国費用としての一時金を支払うことは可能かを打診したところ、それであれば検討できるとして、相手方は、申立人に対し、養育費月額 30 万円に加えて一時金 100 万円を最終案として提示した。

調停委員会は、申立人に対しては、養育費の請求が審判に移行した場合には、現在の試算から（上がる可能性もあるが、）下がるリスクもあることと、審判であれば、算定表どおりの養育費の支払のみになり、一時帰国費用等＋

$\alpha$  の支払はなくなることを述べて、相手方の案を検討するように述べたところ、申立人は相手方の案で合意し、調停が成立した。

#### iv 調停条項

本事案は離婚事件ではなかったが、涉外離婚の場合で、外国で婚姻届出を提出している場合、調停調書を外国の官庁に出す必要があるところ、国によっては、協議離婚を認めず、裁判離婚しか認めない場合がある。そこで、東京家裁では、涉外離婚の場合は、調停調書の冒頭に、「本調停調書の記載は、家事事件手続法 268 条の規定により、確定判決と同一の効力を有する」との文言を付している。

#### v 小括

本件につき、膠着状態に陥った後、調停委員会が標準算定表による養育費の基準を示した点や解決方法について提案を行った点は、評価型の進行であった。但し、当事者の一時帰国費用が必要であるというニーズをくみ取った点においては、交渉促進型の要素が加味されたものといえよう。

### オ 司法型調停のスタイルの小括

#### (ア) 評価型の要素の強弱

上記の通り、司法型調停は、一般的には評価型のスタイルをとることが多い。当事者は、裁判所に申し立てた以上、裁判所の事実認定、評価を期待しているからである。その中でも、最も評価型の要素が強い司法型調停は、判決を行う裁判官が一定の心証を持った上で行う訴訟上の和解である。一方、最も評価型の要素が少ないのは、当事者間の感情を解きほぐしながら、交渉促進を進める必要がある家事調停であるといえる。民事調停については、瑕疵を含む建築紛争は評価型の要素が強いが、他の民事調停は紛争のタイプによるものの、概ね訴訟上の和解と家事調停の中間くらいと思われる。

#### (イ) 調停委員会による和解案提示

このように評価型の要素が強い司法型調停においては、紛争解決において調停人（調停委員会）のイニシアティブの果たす役割は大きく、調停人が和解案を提示する場合も少なくない。そして、実際にも、調停委員会が和解案を示したほうが、和解の成立率が高いとするデータがあり、非常に興味深い。

このデータによれば、調停委員会が解決案を提示した事件と提示しなかった事件で、成立の割合が大幅に異なり、調停委員会が解決案を提示した事案は 77% の紛争が調停成立したのに対し、提示しなかった事案では調停の成立



率が 30%にとどまった<sup>138</sup>。さらに、この研究においては、以下の通り、事案をいくつかの類型に分け、類型ごとに、解決案提示の有無による調停成立率を出している。

- ・ 全類型
  - 解決案を提示した事件 77%
  - 解決案を提示しなかった事件 30%
- ・ 第 I 類型：事実関係に争いがあり、その事実認定が調整活動のポイントになるもの（例：貸金か贈与か、解雇か自主退職か等が争われる事案）
  - 解決案を提示した事件 73%
  - 解決案を提示しなかった事件 17%
- ・ 第 II 類型：法的評価や法律判断がポイントになるもの（例：建物明渡請求調停事件において正当事由が争われる事案、交通事故の双方の過失割合の評価が争われる事案）
  - 解決案を提示した事件 81%
  - 解決案を提示しなかった事件 43%
- ・ 第 III 類型：履行義務の存在自体には争いがないが、履行方法等が調整活動のポイントになる場合（例：借受金の額には争いがないが、一括払いができない事案等）
  - 解決案を提示した事件 84%
  - 解決案を提示しなかった事件 60%
- ・ 第 IV 類型：感情的対立等の調整が特にポイントとなるもの（例：親族間の共有物分割請求の事案等）
  - 解決案を提示した事件 74%
  - 解決案を提示しなかった事件 16%

上記の通り、第 I 類型の事実関係に争いがある事案の場合は、調停委員会が解決案を提示しなかった事案の成立率は 17%と非常に低いのに対し、解決案を提示した事案の調停成立率が 73%と違いが大きかった。また、第 IV 類型の感情的対立の調整が問題になる事案の場合も、解決案を提示しなかった事案の成立率は 16%だったのに対し、提示した事案の調停成立率は 74%であった。

当事者が裁判所に調停を申し立てる場合は、当事者は、裁判所に対し、紛争にかかる事実を認定し、これを前提として合理的な解決案を策定することを期待している。なかでも、事実関係自体に争いがあったり、感情的対立が激しかったりする場合は、単なる和解は難しいことが多く、裁判所が事実認

---

<sup>138</sup> 司法研修所・前掲注 118、34-37 頁

定の上、合理的な基準を示すことが有効である。この研究結果は、裁判所が合理的基準として解決案を示せば、当事者もそれに従うことも多く、従って、紛争解決の促進をはかることが可能であることを示している<sup>139</sup>。

もちろん事案ごとに判断する必要があるが、双方の当事者がこのような期待をしている場合には、裁判所が解決案を提示して、紛争解決促進をはかるべきであろう。

## (2) 民間型調停

### ア 東京弁護士会紛争解決センターによる調停のスタイル

#### (ア) 概観

筆者の所属する東京弁護士会では、交渉促進型調停及び、同席が可能な場合は、同席調停が推奨されている。交渉促進型調停の研修プログラムも定期的に開催される。研修では、当事者の請求に対する事実認定、法的評価を行うといよりは、当事者の事情を背景までよく聞いて、当事者の隠れた利益を探り、それに対してスタイルしていくという交渉促進型の調停技法を学んだ<sup>140</sup>。但し、実際のところ、調停スタイルは調停人によるので、裁判所的な評価型調停を行う調停人もいる。

筆者があっせん手続を行う場合は、最初は同席で手続の説明を行い、その後同席で進めるか別席で進めるかは当事者の希望を聞くことが多い。同席を了承して当初同席のまま進める場合も、解決金の額等で溝がなかなか埋まらないときは、個別で話を聴き、双方の事情を個別で聞くようにしている。なお、申立書で主張された請求は、当事者間の紛争の氷山の一角にすぎないことも多く、個別で話を聴いてみると、申立書等に出ていなかった隠れた事情や感情が出てくることがあり、これを手当てすることで、紛争の解決の糸口が見つかることがある。

#### (イ) 東京弁護士会紛争解決センターの実際の調停例

事例に即して、東京弁護士会紛争解決センターでの調停の流れを紹介しよう。

##### i 事案<sup>141</sup>

会社を経営していた申立人が、銀行（相手方）に対し、相手方は追加の融資を約束したにもかかわらず、実際には融資はなされず、そのために申立人の会社が事実上の倒産に追い込まれたと主張して、損害賠償を請求した事案

<sup>139</sup> 司法研修所・前掲注 118、81 頁

<sup>140</sup> 元九州大学大学院教授レビン小林久子氏や九州大学入江秀晃准教授のトレーニングも開催された。

<sup>141</sup> 事案の内容を一部修正・一般化した形で記載する。

である。相手方は、ローン実行を約束したという事実はないから、損害賠償は支払えないと主張した。

## ii 進行

最初は申立人・相手方とも同席で、手続の説明を行い、さらにそれぞれの主張を聞いた。その後、別席にし、申立人から、ローン実行の約束の有無という争点も含め、申立に至る背景事情を聞き、相手方からも、争点や周辺の事情を聞いた。

申立人は、相手方に騙されて、損害を受けたから賠償金を払ってもらいたいと主張した。しかし、会社の現在の状況を聞いたところ、申立人は既に当該会社を第三者に売却しており、会社を立て直すための資金が今すぐ必要という訳ではないことが分かった。一方、数回目の聴取で、別の事情として、相手方から追加のローンを受けるために申立人の親族の不動産について抵当権を設定したが、それは大事な不動産であるから、抵当権を外してもらいたい、という話が出てきた。

申立人の主張に対し、相手方は、①融資の約束はしていないから、銀行として、申立人に損害賠償はできない。②当該抵当権設定は、新たな融資への担保ではなく、既存のローンの追加担保の趣旨ではあった。しかし、全面的に解決するのであれば、和解案として、当該不動産の抵当権を抹消することは検討可能であると述べた。

本件は、「損害賠償なし、抵当権を外す」という和解内容で成立寸前まで行ったが、他の事情があり、合意には至らなかった。しかし、問題を当初の損害賠償請求だけに限定することなく、申立人の別のニーズも交渉のテーブルに載せることによって、紛争の解決の糸口が見つかった事例であり、交渉促進型の調停が機能した事例であった<sup>142</sup>。

## イ JCAA における調停のスタイル<sup>143</sup>

JCAA における調停のスタイルは、事案や調停人によって様々である。裁判所の民事調停に近いスタイルで行うケースもあるし、最初は交渉促進型で進め、うまくいかない場合は評価型に切り替える、という混合型の手続を行うケースもある。また、別席調停と同席調停の組み合わせが多く、例えば、当事者の溝がある程度埋まるまでは別席、溝が埋まってきたら同席で一気にまとめる、ということもしばしば見られる。

代理人が就いていない場合は、訴訟や仲裁になった場合の見解を調停人が述べることも見られるが、調停人による和解案の提示の有無については、当事者の合意によることが一般である。

<sup>142</sup> 但し、前述の草野元判事の例のように、評価型の調停でも交渉促進型の手法は取り入れることができるのであり、2つの手法は、相容れないものではない。

<sup>143</sup> 本項目については、JCAA 小川新志氏へのメールでの2018年12月19、26、27日のインタビューによる。

これらによれば、JCAA は、評価型と交渉促進型の混合型が多いと思われる。

### (3) 日本の調停のスタイルのまとめ

日本において、大きな割合を占める司法型調停では、簡裁、地裁、家裁で程度の違いはあるものの、裁判所に調停を申し立てる以上、当事者としては、裁判所からの一定程度の事実の認定、法的評価を求めており、評価型の要素がかなり強い調停となっている。さらに、上述したとおり、裁判官から和解の提案があったほうが調停の成立率が高まっている。裁判所への信頼が厚い日本の司法型調停ならではの特徴で、大変興味深い。なお、裁判官に対して、調停技法についての研修がないため、裁判官により調停の質、方法にバラつきがあると思われる。調停技法についての一定の研修は必要であろう。

これに対し、民間調停機関における調停のスタイルは、調停人のバックグラウンドにより異なるが、東京弁護士会紛争解決センターのように、交渉促進型の調停をめざす機関もある。今後、国際商事調停を増やしていく取り組みの中で、交渉促進型の調停の拡大を期待したい。

## 3 海外における調停のスタイル

次に、海外における調停のスタイルについて、国ごとに見ていきたい。

### (1) シンガポールにおける調停のスタイル

シンガポールは基本的には交渉促進型のスタイルが多く、調停トレーニングも、交渉促進型で行われるが<sup>144</sup>、実際の調停では、評価型の手法も適宜組み合わされている。

シンガポールの代表的な国内調停機関である SMC については、設立当初は交渉促進型の調停を実施していたが、現在では当事者の希望によって評価型のタイプの調停を実施することもあり、いずれかのタイプに固執することはしていないとのことである<sup>145</sup>。国際調停を行う SIMC の調停においては、ケースや当事者のニーズによって、評価型と交渉促進型の中間のスタイルが多い<sup>146</sup>。SIMC に登録されている調停人パネルの紹介文を見ても、状況に応じて、両方のスタイルを使い分けているという調停人が多い。なお、下級裁判所 (State Courts) で行われる調停については、交渉促進型、共同での問題解決を目指すというアプローチであるものの、請求事実についての法的議論もリアリティ・テスト<sup>147</sup>の方法で行われることから<sup>148</sup>、交渉促進型と評価型のミックス

<sup>144</sup> George Lim, S.C. et al, “Mediation in Singapore a Practical Guide” (Sweet & Maxwell, 2017) p.64

<sup>145</sup> 2017 年 7 月 17 日に京都国際調停センター設立準備委員会の委員で訪問した際のインタビューによる

<sup>146</sup> 2018 年 5 月 19 日、20 日に行われた SIMC Specialist Mediation Workshop (Japan)

<sup>147</sup> この調停で合意による解決の機会を逃した場合、その後何が起り、どの程度の期間と費用が必要となるかを、当事者に冷静に確認させる機会を与えさせるスキル (斎藤彰=クラクストン・前掲注 104、5 頁)

<sup>148</sup> Singapore Law Watch, <https://www.singaporelawwatch.sg/About-Singapore-Law/Overview/ch-03-mediation>

型といえる。

以上からすると、シンガポールの調停は、交渉促進型が基本であるものの、完全な交渉促進型の調停スタイルではなく、当事者やケースの内容、調停の段階に応じて交渉促進型と評価型が使い分けられているといえる。

## (2) 香港における調停のスタイル

香港では、交渉促進型調停が推進されており、香港での調停人の役割はファシリテーターとされている<sup>149</sup>。2013年に施行された調停条例（Mediation Ordinance）も、調停の意義として、調停人が紛争またはその一面について裁定することなく、当事者が、紛争について以下を行うことを援助するプロセスであるとし、交渉促進型であることを明記している<sup>150</sup>。

- (a) 紛争のイシューを特定する（identify the issues in dispute）；
- (b) 情報の探知及び選択肢の創出（explore and generate options）；
- (c) 互いのコミュニケーション（communicate with one another）；
- (d) 紛争の全部または一部の解決（reach an agreement regarding the resolution of the whole, or part, of the dispute）。

また、調停人の認証を行う機関である HLMAAL においても、交渉促進型を前提として調停人を評価している<sup>151</sup>。さらに、HKIAC での調停についても、調停人のスタイルは基本的には交渉促進型（facilitative）であり、当事者が調停人から特別なアドバイスを得たい場合にのみ評価型（evaluative）になるとのことであった<sup>152</sup>。

このように、香港の調停は、典型的な交渉促進型のスタイルといえよう。

## (3) イングランドにおける調停のスタイル

### ア 概観

イングランドの調停も、基本的には、交渉促進型のスタイルであり、調停人の助言や意見を提供するというよりは、当事者のインタレストにフォーカスする交渉促進型のアプローチである<sup>153</sup>。評価型のスタイルは、どうしても和解がまとまらない時、又は当事者から要請があった場合に限って、用いられる。

筆者は、神戸大学で開催された CEDR の国際商事調停スキルの公式プログラムに参加したが、この中でも、調停は当事者が自発的な合意に達するためのプ

---

(2019.07.06)

<sup>149</sup> 2017年7月17日の香港の調停インフォメーション・オフィス (<https://mediation.judiciary.hk/en/imo.html>) の説明

<sup>150</sup> Mediation Ordinance、前掲注 89

<sup>151</sup> Renate Dendorfer-Ditges, et al. “Getting the deal through Mediation 2018” Hong Kong P48, <https://gettingthedealthrough.com/area/54/jurisdiction/40/mediation-hong-kong/> (2019.07.06)

<sup>152</sup> Grimmer・前掲注 98

<sup>153</sup> Lambert・前掲注 103、34 頁

ロセスであり、調停人は、調停の進行役・司会者ではあるが、求められない限り自分の意見を述べずに、当事者が行う交渉を中立・公平な立場から支援して、自発的な合意へ導く補助をする役割であることが強調されていた。また、当事者に問題点や解決策を考えさせることを重視し、当事者から求められない限り、調停案を出すことはしないとのことであった。

## イ 実際の CEDR の調停の例<sup>154</sup>

筆者は、上記 CEDR のプログラムに参加し、CEDR 認定の国際調停人の資格を取得した後、2017 年 9 月に、イギリスのエセックス州にて observership として、実際の調停を見学する機会に恵まれた。事案の概要・調停の進行を以下述べていきたい。



調停を行った部屋



調停人の Ms.Schuler（右）と筆者（左）

### （ア）事案の概要

労働者（申立人）から以前の勤務先（相手方）に対して申し立てられた労働事件である。

申立人は、相手方が発行した Reference（信用照会書）が不正確であった（自己に不利益な事実が記載されていた）ために、転職できなかったとして、相手方に対し、転職した場合に得られたであろう給与及び弁護士費用の損害賠償を求めた。相手方としては、Reference には、実際にあった事実を記載したに過ぎず、そこに会社としてネガティブな評価を加えた訳ではなく、損害賠償責任を負う理由はない、と争った事案である。

### （イ）調停の進行、調停スタイル

定額調停（Fixed Price Mediation）<sup>155</sup>で行われた。Fixed Price Mediation とは、CEDR において、イギリス国内の請求額 GBP250,000 以下の一定の事件につき、定額で行われる一日の調停である。本件では、請求額が GBP75,000 だったので、GBP500（現在は改訂されて GBP600）の手数料で行われた。

<sup>154</sup> 事案の内容を一部修正・一般化した形で記載する。

<sup>155</sup> CEDR “Fixed Price Mediation Service”、<https://www.cedr.com/solve/fixed-price-mediation/>（2019.07.06）

調停スタイルとしては、完全な交渉促進型で行われ、以下のように進行的だった。

### i 事前の準備手続

調停人は、電話及びメールで、当事者との間で、調停の日時・場所を調整し、出席者等を確認した。

当事者は、調停人の指示に従い、事前に、2-3 頁のポジション・ステートメント及び主たる証拠を CEDR に送付した。

### ii 期日当日

相手方（会社側）の会議室で調停が行われた。調停人は、調停開始時間より 30 分ほど早めに来て、調停を行う部屋を確認の上、机や椅子のセッティングをし、フリップボードを持ち込んだ。また、予め依頼しておいたコーヒーや水を部屋にセットした。

調停開始後、まず初めは同席で、本調停の進行について調停人から当事者に説明をした。調停人は、ユーモアを交えながら話をして、当事者をリラックスさせた。双方とも本人のみで弁護士は来ていなかったが、申立人（労働者）の夫が相手方の同意を得て同席した。次に、申立人、相手方それぞれが提出したポジション・ステートメントを見ながら、主張の確認をした。その後は別席で進められた。

調停は、交渉促進型の手法で行われた。調停人は、当事者の主張に耳を傾け、その要旨をサマライズした後、それに対して質問を行っていった。特に申立人に対しては、当該請求に関連する過去の事実関係を聞くほか、現在の求職状況等、結局今申立人にとって何が必要なのかを知るための周辺事情に関する質問も多く行った。

両当事者から話を聞き、事情が一定程度分かると、フリップチャートを使い、争点を整理した。調停人の意見は当事者に言うことはなく、主役はあくまでも当事者というスタンスで、調停人が質問をしながら、当事者自身で考えさせることを徹底した。相手方は、NPO であって現実的に高額な賠償は不可能とのことだったので、調停人からは、例えば、申立人の求職活動に必要な新たな Reference（在職の事実、ポジション、期間のみの証明）を出すことは可能かを質問した。他方、申立人に対しては、相手方の経営事情を伝えた上、申立て書において請求している弁護士費用というのは何を含むのか、これまで支払った実際の費用はどれくらいか、現在の生活状況はどうか等の質問をして、現実的な額、申立人としてのボトムラインの金額を考えさせた。

膠着状態になった際には、調停人から、当事者に対し、調停が成立しなかった時はどうなるか、訴訟になったとすればどうなるのか等の質問を行った（リアリティ・テスト）。また、事態を動かすため、両当事者が同席をして、直接申立人が相手方代表者に対して話す機会を与えた。

結局、本件については、会社側は一定の金銭の支払いを提示したが、当事



者が納得せず、当日成立しないことが明らかになった。

そこで、調停人は、当事者を同席にし、会社側に対し、会社側の提示については、翌週月曜（調停は金曜であった）まで有効とすることについて同意を得た上、労働者に対し、会社側の提示は、翌週月曜日（調停は金曜であった）まで有効であることを伝え、週末をはさんで考える時間を与えた。また、最後に、調停がどのような成果があり、どこまで合意に達したかについてまとめを行った。

### iii 期日後

調停後、改めて、調停人から両当事者に対し、調停において達成したことを箇条書きにしたメールを送り、もう一度調停を行う必要等があれば連絡をほしい旨のフォローアップを行った。

## （４）海外の調停のスタイルのまとめ

海外における調停は、交渉促進型が基本であり、香港とイングランドは、典型的な交渉促進型の調停が行われている。一方、シンガポールは、交渉促進型のスタイルを基本としつつも、事案及び状況によっては評価型を加味しており、国により多少の違いが見られる。

## 4 日本と海外の調停スタイルについての比較

日本の調停、特に司法型調停は、評価型が一般的であり、調停人が事実認定とその法的評価をもとに、和解案を提示する場合も少なくない。当事者としても、中立的な第三者の合理的な判断を聞きたいとして、それを望んでいる場合も多い。しかし、海外の調停では、より当事者の自治に委ねる交渉促進型（又は、交渉促進型と評価型の混合）が一般的であり、海外の調停における調停人は、当事者双方に求められない限り自分の意見は述べないという点で、大きな違いがみられる。

海外の調停では、当事者が主役という考えが根本にあるので、調停人の質問も、司法調停のように、事実認定を行うための情報収集のためだけではなく、問題や解決方法について当事者に考えさせることも目的としている。CEDR の調停では、調停人が、なるべく、自分の意見をはさまずに、粘り強く、当事者の意見を聞いていたのが印象的であった。後半になって、当事者の主張が動かなかった際には、やんわりと互いの当事者に譲歩を迫っていたが、あくまでも当事者が決めるというスタンスであり、この点、日本の調停、特に司法調停と大きく異なる部分だと感じた。

また、フリップチャートを使い、解決した争点、未解決の争点を可視化するのは、当事者の頭の整理にもなり、大変わかりやすかった。フリップチャートを使うのも、当事者の頭を整理し、自分で考えさせる目的があるのだろうと感じた。日本でも調停室に備えおくことを検討すべきと思った。

また、日本の 1 回 2 時間、1 か月ごとの期日ではなく、海外の国際調停の標準

である1-2日のみで朝から晩まで集中して行う調停というのは、当事者にとっても、集中的に話し合い、当日に合意しようというインセンティブも働くので、特に、当事者が海外等遠方から集まる場合には良い仕組みであると思った。

さらに、調停が終わったあと、最終合意はできずとも、調停において一部合意したことのまとめを当事者に送付することは、当事者の達成感にもつながり、また、当事者の頭の整理になって、次のアクションを考える上でも参考になると感じた。これも、調停の結果は当事者の交渉の結果である、という当事者主義の考えになじむものだった。調停の不成立時に、今回は不成立であったが、これとこれは合意した等どこまで合意ができて、どこが合意できなかったかを、調停人と当事者の間で共有することについては、日本の調停でも取り入れるべきだと感じた。

## 第2 主張・証拠の引継ぎについての比較

ここまで、調停スタイルについて日本の調停と海外の調停を比較してきたが、次に、調停において提出した主張及び証拠が、後の裁判や仲裁で利用できるかという点についての日本の調停と海外の調停の違いを見ていきたい。

### 1 日本の調停における主張・証拠の引継ぎ

調停で提出した主張及び証拠を後の裁判等で使用できるかという点については、日本においては、明確な規定がない。よって、当事者が調停の経過等の事情を後の訴訟で主張しようとする場合、特にそれを制限する当事者間の契約や調停機関のルール等がない限り、その主張は禁じられない。また、司法型調停のうち、特に訴訟上の和解は、訴訟と同じ裁判官が和解も担当するため、調停の主張や証拠は当然引き継がれることになる。以下、類型ごとに見て行く。

#### (1) 司法型調停

##### ア 簡裁の民事調停

簡裁での調停結果については、その後簡裁や地裁で訴訟が提起されたとしても、自動的にその結果は訴訟には引き継がれない。しかし、当事者が調停の経過を訴訟において主張・立証することは妨げられないため、当事者が調停での争点整理結果等を記載した準備書面を提出すること等により、一定の情報は訴訟に引き継がれ得る。

##### イ 地裁の民事調停

東京地裁22部では、付調停の場合、訴訟を担当する裁判官がそのまま調停を担当する場合があり、その場合は完全に主張と証拠が引き継がれる。なお付調停の事案につき、調停不成立になった場合、担当裁判官が異なる場合であって

も、実務上、調停に代わる決定を行う、当事者が調停の経過や争点整理の結果等を記載した準備書面を作成して訴訟資料とすること等により、調停の過程で得られた一定の情報は訴訟に引き継がれている<sup>156</sup>。また、上述のとおり、地裁の民事調停が不成立の場合は、調停を主宰した裁判官が事案の概要、争点、争点ごとの意見を述べる意見書を付けることも多く<sup>157</sup>、その場合は、調停での議論や結果が引き継がれることになる。

## ウ 訴訟上の和解

訴訟上の和解手続は、訴訟を担当する裁判体自身、あるいはその一部である受命裁判官が行うのが殆どであることから（民事訴訟法 89 条）、和解が不成立で訴訟手続に戻った場合に、和解手続において形成された心証は、事実上訴訟手続に引き継がれる。

この点、立法論としては、訴訟上の和解においても、訴訟担当裁判体と別個の和解手続裁判体を設けて、和解を後者に担当させるということも考え方もある。しかし、私見としては、当事者にとっては判決を行う裁判官の心証をあらかじめ聞いた上で和解するかどうかを判断できるし、判決になる場合であっても、裁判所の心証に対応した主張・反論をすることもできるというメリットもあるので、訴訟上の和解については、一つの訴訟手続の中で和解が行われるという構造上、主張・証拠の引継ぎを認めるのが合理的だと考える。

## エ 家事調停

家裁での調停結果は、その後訴訟が提起されたとしても、自動的に引き継がれない<sup>158</sup>。家事調停手続と人事訴訟手続とは手続的に断絶したものとされ、個々の事件についての記録や心証の引継ぎは予定されていないからである。

調停事件において提出された書証等は当然に訴訟の書証になるものではないし、人事訴訟事件を担当する裁判官としても、調停委員会を構成する裁判官がその立場で形成した心証を人事訴訟事件の審理及び裁判にあたって引き継いではならないと理解されている。これは、主張や証拠を引き継ぐとすると、公開をはばかる私生活上の言動・諸事情等を考慮しながら紛争を解決できる等の家事調停の利点が損なわれるおそれがあるからである。

他方で、調停と訴訟は関連性を有する連続した紛争解決手続ともみられるから、調停事件が人事訴訟事件に前置していること、及び調停と訴訟のいずれも家庭裁判所が管轄しているというメリットを生かすような効率的な手続運営を行うことが望ましく、制度上可能かつ相当な範囲での連携を図るべきともいえる<sup>159</sup>。東京家裁の人事訴訟においては、第 1 回期日までに調停の経緯を代理人

<sup>156</sup> 首相官邸、平成 14 年 7 月 22 日第 6 回 ADR 検討会資料 6-4「説明資料（裁判手続との連携）」3 頁、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/adr/dai6/6siryou4.pdf>（2019.07.06）

<sup>157</sup> 第 1 章、第 1、1 イ（イ）参照

<sup>158</sup> 青木晋『人事訴訟の審理の実情』（第 4 版）3-7 頁（判例タイムズ、2018 年）

<sup>159</sup> 青木・前掲注 158、4 頁

から聴取、第 1 回期日では調停の経緯を踏まえて早期に争点を確認する、調停段階で作成された調書、調査報告書等を書証化する等の方法も行われている<sup>160</sup><sup>161</sup>。また、東京家裁の意見交換会の中では、調停が不成立の場合は、当該事件の争点と、合意できた点と合意できなかった点について確認して不成立調書にする取り扱いを積極的に取り入れるべきという意見も出されている<sup>162</sup>。

これは、前述した CEDR の調停でも行っていたことであり、当事者の共通認識を得られるということと、その後の交渉や訴訟の際の効率的な訴訟運営に資するものであるから、このような取り組みには賛成である。

## （２）民間型調停

### ア 弁護士会調停

主張・証拠の訴訟等への利用については、東京弁護士会の紛争解決センターや第二東京弁護士会の仲裁センター<sup>163</sup>、公益社団法人民間総合調停センター<sup>164</sup>では禁止規定はおいていないため、当事者で別途の契約がない限り、調停で主張したことや提出した証拠を後の裁判や仲裁で 사용할 ことができることになる。

### イ JCAA

調停については、商事調停規則と国際商事調停規則の２種類の規則があるが、両規則とも、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解及び調停人の示した提案を、訴訟手続又は仲裁手続において証拠とすることはできないとしている（JCAA 商事調停規則 20 条 5 項<sup>165</sup>、JCAA 国際商事調停規則 12 条 3 項<sup>166</sup>）。

### ウ 京都国際調停センター

2018 年に開設された京都国際調停センターについても、原則として、調停手

---

<sup>160</sup> 青木・前掲注 158、5 頁

<sup>161</sup> 但し、調停事件の記録の取り扱いとしては、訴訟部から調停部より記録の取り寄せをすることはなく、家事手続法 254 条に基づいて、当事者が記録の謄写請求を行って、それを書証として提出させる扱いとしている（青木・前掲注 143、6 頁）

<sup>162</sup> 青木・前掲注 158、5 頁

<sup>163</sup> 第二東京弁護士会の仲裁センターHP: <http://niben.jp/soudan/service/chuusai/> （2019.07.06）

<sup>164</sup> 大阪弁護士会等が運営する。公益社団法人民間総合調停センターホームページ: <http://www.minkanchotei.or.jp/index/company/welcome.html> （2019.07.06）

<sup>165</sup> JCAA 商事調停規則 20 条 5 項：「いずれの当事者も、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解および調停人の示した提案を、訴訟手続又は仲裁手続において証拠として提出することはできない。」、<http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/domest-chotei.pdf> （2019.07.06）

<sup>166</sup> JCAA 国際商事調停規則 12 条 3 項：「いずれの当事者も、当事者の合意がない限り、調停手続で他の当事者の提出した主張もしくは表明した見解または調停人の示した提案を訴訟手続または仲裁手続において証拠として提出してはならない。」、[http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i\\_chotei\\_kisoku.pdf](http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i_chotei_kisoku.pdf) （2019.07.06）

続の当事者等は、仲裁手続、訴訟手続等において、証拠として提出してはならないと定めている（JIMC 調停規則第 7 条<sup>167)</sup>

### （３）日本における調停での主張・証拠引継ぎについての検討経緯

なお、ADR 法の改正の検討の際に平成 14 年に設置された ADR 検討委員会において、主張及び証拠の引継ぎについては、実は、以下のとおり、①引継ぎを明文で積極的に制度化する考え方と②明文で禁止する考え方の二通りがあり、検討会内部でも賛否両論があった<sup>168)</sup>。

- ① せっかく調停等の ADR 手続で議論したのだから、たとえ ADR 手続で合意に至らなかった場合でもその成果についてはできるだけ裁判の場において活用したいという考え方で、ADR 手続の過程で得られた情報・合意結果の裁判手続への積極的な引継ぎを制度化したほうが良いという考え方。  
つまり、一定の ADR について訴えが提起された場合に、ADR が裁判所へ事件記録を送付する等、ADR での交渉の成果を引き継ぐことを制度化すべきである。又は更に進んで、ADR 手続で認定された事実について裁判所を拘束すべきとする考え方。
- ② UNCITRAL モデル法と同様で、国際商事調停の標準的な考え方であって、ADR でいろいろ出された情報については、安易に裁判で持ち出されないようにすべきであり、そうしないと調停の場において本心を話することが出来なくなり、ADR の利用が阻害されるという考え方。主宰者あるいは当事者の守秘義務とも関連し、引継ぎを制限するよう制度化すべきであるという考え方。すなわち、原則引継ぎは禁止で、一定の情報についてはあらかじめ当事者間で合意のある場合のみ訴訟での利用を可能とするという考え方。

しかし、①に対する反論としては、引継ぎは、現在でも当事者からの申し出によって事件記録の提出は可能である、あらかじめ当事者間で証拠制限契約を結んでいない限り、訴訟での利用を可能とすることで十分と思われるから、明文で引継ぎを認める必要がない、というものがあつた。

他方、②に対する反論としては、仮に主張・証拠の引継ぎの制限をするとすると、どういった種類の情報の引継ぎを制限するのか、引継ぎの制限の方法、そもそも主張すること自体を禁止するのか、あるいは主張を許しても証拠として採用することを禁止するのか。あるいは、すべての ADR にそういった措置を講ずるのか、ある一定の ADR に対してその措置を講ずるのか等という議論が出てきてしまうというものがあつた<sup>169)</sup>。

<sup>167)</sup> JIMC 調停規則：<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20181115133452> （2019.07.06）

<sup>168)</sup> ADR 検討委員会第 6 回議事録、資料 6-4 11-12 頁、  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/adr/dai6/6gijiroku.html> （2019.07.06）、ADR 検討委員会第 14 回議事録、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/adr/dai14/14gijiroku.html> （2019.07.06）

<sup>169)</sup> 首相官邸、前掲注 156 3 頁

検討の結果、最終的にはいずれの考え方も採用されず、ADR 法において、主張及び証拠の引き継ぎに於ける規律は置かないという立法的決断がなされた<sup>170</sup>。

## 2 海外の調停における主張・証拠の引継ぎ

これに対し、海外の調停では、原則として主張や証拠の訴訟等への引継ぎは禁止される。シンガポール国際調停センター（SIMC）の規則（9.2 条<sup>171</sup>）や香港国際仲裁センター（HKIAC）の調停規則（12 条<sup>172</sup>）等の国際調停機関の規則においても主張や証拠の引継ぎ禁止が定められている。UNCITRAL 調停モデル法（11 条）も同様である。

UNCITRAL 調停モデル法で調停において後の裁判等で使用できないとされるのは以下に列挙された情報・証拠である<sup>173</sup>。

- (a) 当事者のなした調停手続開始の申出または当事者が調停手続への参加を望んでいたという事実
- (b) 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見または行った提案
- (c) 調停手続の過程において当事者が行った陳述または自白
- (d) 調停人が行った提案
- (e) 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実
- (f) もっぱら調停手続のために準備された書面

すなわち、国際商事調停では、調停の手続の中で提出された当事者の意見、提案、証拠等については、和解限りの情報交換（without prejudice communication）として、和解が成立せずに、後に訴訟または仲裁手続が開始された場合でも、調停における当事者の主張、意見、証拠等は当該手続では使用しないことを定めるのが一般的といえる<sup>174</sup>。

これは、調停手続においては、当事者は自己の弱みをうかがわせる陳述や証拠をも提示して、誠実かつ率直な紛争解決交渉を行い、迅速な合意形成に努めることが期待されているから、そのための制度的保障として、調停で提示された情報が後の訴訟や仲裁で利用されえないような方策が必要になるという考えからであ

---

<sup>170</sup> 山田文「調整型手続における秘密性の規律」徳田和幸ほか編『現代民事司法の諸相 谷口安平先生古稀祝賀』427 頁（成文堂、2005）

<sup>171</sup> SIMC 調停規則：<http://simc.com.sg/mediation-rules/>（2019.07.06）

<sup>172</sup> HKIAC 調停規則：<https://www.hkiac.org/mediation/rules/hkiac-mediatio-rules>（2019.07.06）

<sup>173</sup> 2018 UNCITRAL 調停モデル法：  
[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex\\_ii.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex_ii.pdf)（2019.07.06）

<sup>174</sup> 長谷部由起子「和解を成立させるために提出された情報の取扱い—訴訟手続における利用の可否」豊田愛祥ほか編『和解は未来を創る—草野芳郎先生古稀記念—』115 頁（信山社、2018）



る<sup>175</sup>。仮に、調停で出た主張や証拠がすべて仲裁や訴訟で使われるとなると、調停の場において本心又は自己に不利になる可能性がある事実を話すことが出来ず、調停のメリットが失われてしまう<sup>176177</sup>。また、調停手続での話し合いがその後の訴訟手続への連続性を意識した形になる場合は、調停が簡易な訴訟手続又は訴訟前のディスカバリー的な手続として訴訟が利用されてしまうことになり、調停手続の裁判化が生じ、調停手続の独自性及びメリットが失われてしまうことも、主張や証拠の引継ぎ禁止とされる理由の一つに挙げられる<sup>178179</sup>。

### 3 日本と海外の調停における主張・証拠引継ぎについての比較

効率的な紛争解決を重視するのであれば、また日本のように裁判所における司法調停を前提とすれば、調停での主張・証拠は、訴訟等にも当然引き継ぐべきということになる。しかし、それよりも、紛争解決のために、当事者が調停の非公開で本音で話し合うというインセンティブやメリットを守ることを重視するのであれば、UNCITRAL や海外の調停規則で定められているように、調停での主張・証拠は、訴訟等に引き継ぐべきではないということになろう。

実際、筆者も家事調停で、特に代理人が付いているケースについて、代理人が訴訟を見据えて、調停では証拠や主張を出し渋るということを何度も経験しており、調停での主張・証拠が訴訟に引き継がれることによって、本来の調停のメリットや機能が低下する場合があることは実感している。

ただ、司法型調停が多い日本においては、すぐに法律で一律に主張・証拠の引継ぎを禁止するのも難しく、それが ADR 法改正の検討の際に引き継ぎ禁止が規定されなかった一因でもある。そこで、現状の対応としては、個別の事案に応じて、調停に臨む前に当事者間で証拠制限契約を結ぶことを検討する、もしくは、主張・証拠引継ぎ制限が調停規則によって定められている JCAA や京都国際調停センター<sup>180</sup>等の国際調停を行っている調停機関で調停を行うとするのがよいと考える。

### 第3 プロモーションについての比較

---

<sup>175</sup> 山田・前掲注 170、418-419 頁

<sup>176</sup> 山田文「家事調停不成立後の家事審判への移行」山本克己ほか編『民事手続方の現代的課題と理論的解明 徳田和幸先生古稀祝賀』（弘文堂、2017）550 頁も同旨。

<sup>177</sup> 長谷部・前掲注 174、111 頁

<sup>178</sup> 山田・前掲注 170、432 頁

<sup>179</sup> 山田・前掲注 176、555 頁

<sup>180</sup> 京都国際調停センター及び JCAA の証拠引継ぎ制限を定める規則は以下の通りである。

京都国際調停センター機関調停規則 7 条（守秘義務）2 項

<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20181115133452>（2019.07.06）

JCAA 商事調停規則 20 条（非公開と守秘義務）5 項

<http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/domest-chotei.pdf>（2019.07.06）

JCAA 商事国際調停規則 12 条（非公開と守秘義務）3 項 [http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i\\_chotei\\_kisoku.pdf](http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i_chotei_kisoku.pdf)（2019.07.06）



次に、調停のプロモーションについて、日本と海外の違いを見ていきたい。

## 1 日本における調停のプロモーション

### (1) 司法調停

裁判所のホームページに、民事調停<sup>181</sup>や家事調停<sup>182</sup>の説明があるが、裁判所として、特に表立って調停のプロモーションに力を入れているわけではない。しかし、毎年、簡易裁判所の裁判官や書記官が講師となって、弁護士会に対し、「民事調停のすすめ」という研修を行っている。

法律上の仕組みとしては、家事事件は別表第 1 事件を除く人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件については、まず調停を行うものと定められている（調停前置主義、家事事件手続法 244 条）。民事事件についても、賃料の額の増減額の請求に関する事件（民事調停法 24 条の 2 第 1 項）等は調停前置が適用される。

このように、家事事件や一定の事件について、制度として必ず調停が利用されるように設計されている点は、調停の利用を促進する法制度といえることができる。

### (2) 民間調停

弁護士会の紛争解決センターでは、ホームページの記載の充実やチラシを区役所に配布する等の取り組みを行い、また、弁護士会会報を通じて弁護士への宣伝も行っているが、あまり目立った効果は見られず、件数も増えていないのが実情である（年間 1000 件程度で推移<sup>183</sup>）。ライバルとなる裁判所の調停は、手続費用も安く、裁判所という信頼感もあり、競争するのが厳しいという面は否めない。

また、JCAA についても、商事仲裁については、定期的に日本企業向けにはセミナー等を開催しているが、これまで、商事調停については、セミナーも殆ど開催していなかった。

ただ、2018 年 11 月に開設された日本初の国際調停機関である京都国際調停センターは、法務省の後援もあり、セミナーやイベントを開催するなど、積極的なプロモーションを展開している。京都国際調停センターについては、詳しくは、後記第 3 章第 1、1 に譲る。

## 2 海外における調停のプロモーション

<sup>181</sup> 裁判所ホームページ「民事調停をご存じですか」<http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/1806minzi/index.html> (2019.07.06)

<sup>182</sup> 裁判所ホームページ「調停手続一般」[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_03/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_03/index.html) (2019.07.06)

<sup>183</sup> 日弁連・前掲注 10、7 頁

次に、海外における調停のプロモーションについて国ごとに見て行く。

## （１）シンガポールにおける調停のプロモーション

シンガポールは、官民を挙げて、調停を含む国際紛争解決のプロモーションに取り組んでいる。

### ア 政府によるプロモーション

積極的に外資を誘致し国際的なビジネスの拠点を目指すシンガポールは、早くから国際紛争を解決するインフラが国際的ビジネスの拠点には不可欠と考え、積極的に国際紛争解決制度についての振興策を導入してきた<sup>184</sup>。その振興策の一つとして、シンガポール政府は、もともと税関の施設だった建物を 2 年かけて改装し、2009 年に複合型紛争解決施設の **Maxwell Chambers** を開設し、同施設内にシンガポール国際仲裁センター（SIAC）、シンガポール国際調停センター（SIMC）をはじめ ICC や AAA/ICDR などの主要な国際紛争解決機関にスペースを提供した。また、シンガポールで仲裁や調停を行う仲裁人・調停人の報酬については、非課税にしたり、ビザ要件を緩和したりするなど、シンガポールの諸制度がシンガポールへの国際紛争解決承知への妨げにならないように、様々な施策を導入している<sup>185</sup>。国際仲裁については、このような国の施策と SIAC 自身の積極的な海外へのプロモーションが功を奏し、申立件数が、2011 年の 188<sup>186</sup>件 から 2018 年には 402 件<sup>187</sup>と目覚ましい伸びを見せた。

これら国際紛争解決全般についてのプロモーションに加え、国際調停については、2017 年のシンガポール調停法（**Singapore Mediation Act 2017**）の改正が改正され、国際調停を含む調停での合意がシンガポールの裁判所で登録されると、判決と同一の効力を有し、強制執行ができるようになった（12 条）。これも、シンガポールで調停を行うインセンティブになり、同国での調停を促進する制度である。

シンガポールは、世界における国際的紛争解決のハブを目指し、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）、シンガポール国際調停センター（SIMC）、シンガポール国際商事裁判所（SICC）と、国際紛争解決のフルメニューを備え、政府自らが先頭に立ってプロモーションを行っている。そのような状況の中、UNCITRAL における「調停による国際和解合意に関する国連条約」案の策定や交渉について、シンガポールが積極的な役割を果たしたことで、署名式を主催

---

<sup>184</sup> 小原淳見「国際仲裁・新たな潮流一待ったなしのインフラ整備の必要性」自由と正義 2016 年 7 月号、24 頁

<sup>185</sup> 小原・前掲注 184、24 頁

<sup>186</sup> SIAC, Statistics, <http://www.siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/facts-figures/statistics> (2019.07.06)

<sup>187</sup> [http://www.siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/facts-figures/statisticsSIAC Press release, http://www.siac.org.sg/images/stories/press\\_release/2019/\[Press%20Release\]%20SIAC%202018%20Cases%20Exceeded%20400%20for%20Second%20Year%20Running.pdf](http://www.siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/facts-figures/statisticsSIAC%20Press%20release,%20http://www.siac.org.sg/images/stories/press_release/2019/[Press%20Release]%20SIAC%202018%20Cases%20Exceeded%20400%20for%20Second%20Year%20Running.pdf) (2019.07.09)

してシンガポール条約と名付けるのに成功したことは、国際商事紛争解決ハブとしてのシンガポールの地位向上につながり、素晴らしい戦略であったといえる。

## イ 民間によるプロモーション

シンガポール調停センター（SMC）では、調停の宣伝方法として、企業及び弁護士に対して、根気良く、セミナー等で商事調停のメリットについて繰り返し教育を行ったとのことであった。こうした地道な努力で徐々に商事調停の利用が浸透していったとのことだった<sup>188</sup>。

シンガポール国際調停センター（SIMC）によれば、設立当初はプロモーション活動のために1か月に2回は各国にプロモーションのために出張に行っていたとのことである<sup>189</sup>。現在でも、かなりの頻度で日本にもプロモーションに来ている。また、調停規則やパンフレットについても日本語のものを作成している。SIMCは、設立当初は、政府の資金的援助によりプロモーション活動を実施していたが、その後、案件が来るようになってからはその案件の手数料収入等でプロモーション活動を行うようになったとのことである<sup>190</sup>。

### （2）香港における調停のプロモーション

香港も、シンガポールと同様、国の施策として、調停のプロモーションに取り組んでいる。

香港では、前述の通り、2009年のPractice Direction 31（調停に関する実務指針31）で民事事件全件について調停の利用が推奨されている。代理人弁護士に対しては調停による解決を促進する義務が課されており、当該義務を果たさなければ懲戒の対象となることや、不合理にADRを拒否したときにAdverse Cost Order（訴訟費用の制裁の命令）のおそれがあること等は、調停の利用を促進させるものである。

また、訴訟当事者に対し、裁判外での調停を利用するにあたって必要な情報の提供・サポートを行うため、調停インフォメーション・オフィスが香港高等法院内に設置されている。具体的には、調停を利用しようとする当事者に対して、無料のinformation sessionを通じて調停や調停機関についての情報を提供する。また、調停人の名簿も常置して閲覧可能としている。

さらに、国際仲裁・調停を扱うHKIACは、香港政府の管理する金融センタービルにオフィスを構えているが政府はほぼ無償でこのスペースを提供している。また、HKIAC自身も、定期的に来日して、日本企業や日本の弁護士に対し、香港における国際紛争解決についてのプロモーションを行っている。

香港の調停のプロモーションへの取り組みで興味深いのは、子どもへの調停教

<sup>188</sup> 2016年9月6日、SMCのDeputy Executive DirectorのSabiha Shiraz氏へのインタビューによる。

<sup>189</sup> 2017年7月17日に京都国際調停センター設立準備委員会の委員で訪問した際のMr. Aloysius Gohへのインタビューによる。

<sup>190</sup> Goh・前掲注189

育である。HKEMC (Hong Kong Efficient Legal Professional Mediation Centre)<sup>191</sup>では、小学4年生～中学3年生まで向けの調停のトレーニング講座を開設しており、学校などで利用されているとのことである<sup>192</sup>。また、香港調停センター (HKMC) でも、2017年に、「調停の達人」(Master of Mediation)と題して、小学4年生から6年生までを対象としたトレーニングを開催し、グループディスカッションやロールプレイを行っている<sup>193</sup>。



HKEMC の子ども向け調停研修のパンフレット

### (3) イングランドにおける調停のプロモーション

イングランドにおいては、訴訟前の行動及びプロトコールについての実務指針 (The Practice Direction on Pre-action Conduct and Protocols (Pre-action PD))<sup>194</sup>があり、これによって、当事者は訴訟前に、調停を含む ADR を検討する必要があることが明示されている<sup>195</sup>。またソリシター (事務弁護士) も、依頼者に対し、調停について助言する義務を有する。これらに従わなかったときは、前述したとおり、後の訴訟で、訴訟費用の制裁の命令 (adverse costs order) が出されたり、必要なステップが取られるまで裁判が中断したりする可能性がある<sup>196</sup>。また、民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules、“CPR”)においても、当事者が ADR を利用することが推奨されている (CPR 1.4<sup>197</sup>)。さらに、国際商事紛争を扱う商事裁判所 (Commercial Court) も、Commercial Court Guide において、ADR はコストを押さえ、遅れを少なくし、関係性を守り、幅広い解決方法を提供するものであるとし (1.2 条)、当事者に ADR の利用を推奨するとしている (1.1 条)。このような裁

<sup>191</sup> HKEMC のホームページ: <https://www.hkemc.com.hk/en/index.php> (2019.07.06)

<sup>192</sup> HKEMC の子ども向け調停のトレーニング講座のパンフレット、2017年7月18日の訪問で HKEMC からヒアリング

<sup>193</sup> HKMC Member e-newsletter 2018 November、  
[http://www.mediationcentre.org.hk/uploadfiles/file/9th%20issue\\_HKMC\\_E-newsletter\\_Nov\\_2018.pdf](http://www.mediationcentre.org.hk/uploadfiles/file/9th%20issue_HKMC_E-newsletter_Nov_2018.pdf) (2019.07.06)

<sup>194</sup> Ministry of Justice、[http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/pd\\_pre-action\\_conduct](http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/pd_pre-action_conduct) (2019.07.06)

<sup>195</sup> Practical Law Dispute Resolution ”The attitude of the courts to mediation (England and Wales)” 1 頁 (Thomson Reuters, 2019)

<sup>196</sup> 第1章、第2、4(1)参照

<sup>197</sup> Ministry of Justice、<http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part01#IDAYPVIC> (2019.07.06)

判所の取り組みにより、調停の利用が促進されている。

また、前述の通り、控訴院調停スキームでは CEDR が調停人を選任して調停を行っており<sup>198</sup>、このような裁判所と民間の調停機関との連携が、民間調停発展のために一役買っている。

CEDR は、国際的な調停スキルの教育プログラムにおいて高い評価を得ており、日本を含む世界各国で、CEDR の調停トレーニングが開催されている。これを通じて、CEDR による調停のプロモーションも行われている。

### 3 日本と海外の調停のプロモーションについての比較

シンガポール、香港、イングランドは、調停について裁判所や法務省も積極的に推進しており、いわば官民一体となってプロモーションを行っている。特にシンガポールは、国際紛争解決について、SIAC（仲裁）、SIMC（調停）、SICC（訴訟）と国際紛争解決に関するフルメニューをそろえ、シンガポール条約の署名式を主宰し、日本においても、シンガポール政府主催で、紛争解決機関や弁護士を引き連れてセミナーを開催する等、政府が先頭にたって、シンガポールは国際紛争解決のハブであるとして、シンガポールにおける国際紛争解決の売り込みを行っている。

これに対し、日本においては、これまで国際仲裁・調停について、政府や JCAA も積極的なプロモーションを行っておらず、日本だけが、アジア及び世界の国際紛争解決推進の流れに取り残されてきた。しかし、ここにきて、ようやく日本政府も、司法外交をうたい、国際仲裁を中心に日本における国際紛争解決を推し進めていく方針となった。また京都国際調停センターが 2018 年 11 月に開設されたので、日本においても、日本における国際調停のプロモーションを今後強化していく必要がある。

国際取引の際、又は商事紛争が発生した際、安心して日本を紛争解決地に指定してもらうためには、日本だけでなく海外に日本における国際調停の存在とその良さをアピールしていく必要がある。国際取引についての紛争解決方法として、国際仲裁は徐々に広まってきたが、国際商事調停のケースは少なく、日本企業に対しての意識啓発・広報はこれからである。京都国際調停センターが設立され、ますます日本から情報発信していくことが重要になってくる今後、シンガポールの官民一体のプロモーションの取組み等は非常に参考になろう。

### 第 4 日本と海外の調停との比較についての小括

これまで見てきたとおり、日本の調停と海外の調停では、そのスタイル、主張・証拠の訴訟への引き継ぎ、プロモーションの積極さがかなり異なっている。

日本が今までのように、国内の調停だけを考えるのであれば、評価型のスタイルの調停で、主張の訴訟への引き継ぎが可能であり、プロモーションもしない、ということでも良いのかもしれない。しかし、現在のように国際取引が増え、関連紛争も増加するなか、国際紛争解決についても、評価型一辺倒の伝統的な司法調停のよ

---

<sup>198</sup> 第 1 章、第 2、4 (1) 参照

うな国際標準から遠い調停を続けていけば、外国企業から敬遠されるばかりか、日本企業からでさえも利用されなくなってしまう。

国際紛争解決を念頭に置くと、日本の調停の今後の課題として、国際標準である当事者重視の交渉促進型の調停スタイルを学んでいくことが重要である。ただ、筆者としては、完全な交渉促進型の調停よりは、法律家として、事実認定をし、法的評価は行うものの、あくまでもそれは腹案にとどめ、最初は当事者の対話を促進し、膠着状態に陥った場合や、双方の当事者から意見を求められた場合等、適切な機会に、自分の意見を述べるというミックス型が、合意成立には効果的だと考える。

調停での主張や証拠については、司法調停については、現状、調停での主張や証拠が一般的に訴訟に引き継がれないとするのは難しいと思われるが、民間型の国際商事調停の場合は、JCAA や京都国際調停センター等、主張や証拠の引継ぎを制限する規則を持つ調停機関を選択すべきである。又は当事者間で証拠制限契約を締結することも考えられる。

プロモーションについては、特にシンガポールの官民一体の取り組みが大変参考になるところである。この点は日本の今後の国際調停のキーポイントであるので、更に第3章（第1，2）でも述べたい。

### 第3章 国際商事紛争解決地としての日本の未来

ここまで、日本の既存の調停と海外の調停とを概観するとともに、事例や実情を紹介しながら、調停スタイル、主張・証拠の引継ぎ、プロモーションの観点から、比較・考察してきた。本章では、日本が国際商事紛争解決地として発展するために障害となっていた点に対し、現在どのように取り組んでいるかを示すとともに、さらにどのような方策が必要かを考えていきたい。

#### 第1 日本の国際商事調停の発展への問題点及びそれに対する取り組み

まず、日本における国際調停を発展させるために、これまでどのような障害や問題点があったであろうか。一部前述したことと重なるが、海外の国際調停と比較すると、以下の点が挙げられよう。

- ① 国際調停機関・施設の不足
- ② 日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップの不足
- ③ 国際調停人、代理人の人材不足
- ④ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（「外弁法」）上、外国弁護士が日本における国際調停に代理人として参加できるかが不明確<sup>199</sup>。
- ⑤ 裁判所の国際ADRに対する理解の不十分さ

上記の問題点については、現在、以下のような取り組みが行われているか、又は今後の取り組みが期待されるところである。

<sup>199</sup> 法務省、2018年9月25日付け外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会報告書  
<http://www.moj.go.jp/content/001270766.pdf> (2019.07.06)



## 1 国際調停機関・施設の不足について

### (1) 京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）<sup>200</sup>の開所



同志社大学今出川キャンパス



調停室として使用予定の部屋（中）

（左写真出典：同志社大学ホームページ <http://www.doshisha.ac.jp/information/campus/imadegawa/imadegawa.html>）

これまで、国際商事調停専門の機関は日本に存在しておらず、日本商事仲裁協会（JCAA）において国際商事調停が年に1、2件ある程度であった。しかし、上述したとおり、近年の国際取引の高まりとそれに伴う国際紛争解決制度整備の必要性を受け、2018年11月に、公益社団法人日本仲裁人協会と同志社大学の連携により、同志社大学内に、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）が開設された。同センターは、日本初の国際調停専門機関として、今後日本の国際調停をリードしていくことが期待されている。

調停機関として、調停規則等ソフトインフラも備え、国際標準の調停を日本で行うことを目指しており、海外の著名な国際調停人を含む調停人名簿も整備している。

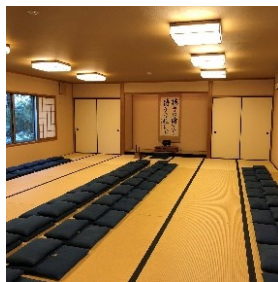
機関調停の実施場所としては、京都にある同志社大学の同時通訳ブースを含むハードインフラが利用できる。また、京都の高台寺とも協定を結び、調停場所として、高台寺も可能となっている。さらに今後、他の寺社も調停場所として追加される予定である。



高台寺

<sup>200</sup> 京都国際調停センターホームページ、<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/>（2019.07.06）





高台寺の調停可能な部屋の例

著名な調停人の Anthony Piazza 氏は、マウイ島を調停地として好んで利用している理由を、当事者がリラックスして調停に臨める上、早く調停を終えて観光したいという関係者の利益が一致し、和解がまとまりやすいからと述べている。外国人に人気の高い国際的観光地である京都も、まさにこれに該当する。また、寺社という神仏が祭られている厳粛な場所で調停を行うことは、当事者が精神的に落ち着いた話し合いを行い、互いに歩み寄る雰囲気醸成する助けになると思われる。このような日本ならではの和の精神を取り入れた世界初の試みはもっと世界にアピールしていくべきだと考える。

また、センター利用料についても、他の国際調停機関と比較して安価に設定され、2019年6月時点で、申し立て費用は一律5万円、同志社大学の施設利用料を含むセンターの管理料金は、係争額に応じて10万円～50万円とされ、中小企業等でも利用しやすい価格となっている<sup>201</sup>。

証拠引継ぎの観点からは、JIMCの規則中には、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解及び調停人の示した提案等を、訴訟手続又は仲裁手続において証拠とすることはできないと定めており（JIMC 機関調停規則第7条2項<sup>202</sup>）、この点でも、国際標準の調停を目指している。

## （2）ADR 用専用施設（日本国際紛争解決センター）の開業

<sup>201</sup> 京都国際調停センター、<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/services>（2019.07.06）

<sup>202</sup> JIMC 機関調停規則第7条2項：「調停手続の当事者、調停人、調停人補助者及び調停手続の運営に関与した者を含むあらゆる第三者は、仲裁手続、訴訟手続、又はその他の同様の手続において、以下に掲げるものにつき、これらに依拠し、これらを証拠として提出し、又は、これらについて証言若しくは供述をしてはならない。ただし、法律の定めるところにより、又は、和解合意の履行若しくは執行のために必要とされる場合は、その限度において開示すること又は証拠として使用することができる。

- (a) 当事者が行った調停手続開始の申出又は当事者が調停手続への参加を望んでいたという事実
- (b) 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見又は行った提案
- (c) 調停手続の過程において当事者が行った陳述又は自白
- (d) 調停人が行った提案
- (e) 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実
- (f) もっぱら調停手続のために準備された書面

<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20181115133452>（2019.07.06）



大阪中之島合同庁舎 2018年4月26日のオープニングセレモニーで会場として使用  
(左写真出典:大阪地方検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/osaka/page1000060.html>)

京都国際調停センター開設の前は、日本の国際商事 ADR というと、対応する機関としては、これまでは JCAA しか存在しなかった。しかし、JCAA はビデオ会議、通訳システム、防音設備等を備えるような仲裁・調停専用の部屋はなく、通常の会議室しかないため、日本である程度の人数が集まって国際仲裁の審問等を行う場合は、ホテルか法律事務所の会議室を借りて行うしかなかった。しかし一方で、シンガポール、香港、マレーシア、ソウルには最新の設備を備えた ADR 専用施設があることと比較すると、ADR の開催地の選択として日本は見劣りがした。

そのような事態を打開し、日本における国際仲裁等の国際紛争解決手続の利用を推進するべく、2018 年 2 月に、一般社団法人日本国際紛争解決センター (JIDRC) が設立された<sup>203</sup>。そして、同年 4 月 26 日に開催されたオープニングセレモニーを経て、翌 5 月から日本国際紛争解決センター(大阪) (JIDRC-Osaka) が、大阪の中之島合同庁舎 2 階に開設された。同センターは、仲裁・調停等の裁判外解決手続 (ADR) や関連セミナー等のため必要となるハードインフラを提供する。中之島合同庁舎には、同時通訳ブース等を備えた国際会議場があり、同会議場等で仲裁事件に係る審問手続等を実施することも可能である。実際にも、すでに国際仲裁事件の審問手続が行われた。

その他の活動内容としては、国際 ADR に係る広報や人材育成等に向けたセミナーやシンポジウムの開催が中心であり、それらの実施に当たっては、関西圏を中心とする経済団体、弁護士会・法律事務所、地方自治体等の協力を得て行っている<sup>204</sup>。同センター大阪の施設使用の事務手数料は、日本における国際仲裁・国際調停の振興に資するよう、企業が使いやすいように非常に安価に設定されており、2019 年 6 月末時点で、大会議室で 4 時間 5 万円、中会議室で 4 時間 1 万円、小会議室で 4 時間 5000 円となっている。

なお、日本国際紛争解決センターは、法務省の国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための調査業務委託 (予算額 5 年間で約 7 億 8000 万円) を受託し、そ

<sup>203</sup> JIDRC ホームページ、<http://www.idrc.jp/index.html#> (2019.07.09)

<sup>204</sup> 松井信憲「国際商事仲裁の現状」ジュリスト 2019 年 8 月号 (No.1535) 18 頁

の予算を利用して、2020年3月には、2019年末に竣工予定である「虎ノ門ヒルズビジネスタワー（仮称）」に国際ADRの専用施設を確保し、東京においても、施設利用の提供を開始する予定である<sup>205</sup>。この施設の事務手数料については今後の検討事項であるが、日本企業の仲裁・調停の活用促進の観点から、他の国際ADR施設と比べて同等もしくは安価な価格が設定されることが考えられる。

2020年夏のオリンピックを控え、スポーツ仲裁裁判所（CAS）が開設する臨時仲裁庭のためにも仲裁専用施設が必要である上、SIAC等複数の国際ADR関連機関がすでにJIDRC東京の施設に興味を示し、JIDRCと覚書を締結し又は締結する予定である<sup>206</sup>。2020年3月のJIDRC東京の開設が待たれるところである。

## 2 日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップの不足

### （1）プロモーション、意識啓発

国際商事紛争において、日本企業が当事者になる場合は、本来、日本を仲裁地・調停地、審問地にすれば、自社に有利なはずであるが、日本企業が、日本に良いADR機関や施設があることを知らなければ、強いバーゲニング・パワーを持っているときまでも、日本における紛争解決を提案できず、相手国企業の提案のままの紛争解決条項となり、実際紛争が発生した場合に外国での紛争解決を余儀なくされる等の可能性もある。また、相手方の外国企業にも、日本に良いADR機関や施設があることを知ってもらわなければ、契約書の紛争解決条項に紛争解決地として日本を入れることに強い難色を示されることになる。こうした状況を改善するためには、日本におけるADRについて、日本・海外のユーザー（弁護士、企業）への宣伝活動が必要である。

日本においては、国際調停という紛争解決方法がまだ余り知られていないことから、国際調停という解決方法の存在、そのメリットを知ってもらう、という啓蒙活動から始める必要がある。この点、後記（2）のとおり、最近では、政府のバックアップを得ながら、弁護士、日本企業向けに国際調停に関するセミナーが開催されるようになってきたところである。

一方、海外に対しては、京都国際調停センター・JIDRCの関係者等が、国際会議にパネルとして参加したり、英語の論文を雑誌に掲載する等して情報を積極的に発信したり、日本と取引が多い国（従って、紛争になる可能性も高い国）にターゲットを絞ってその国において、京都国際調停センターやJIDRCの施設等の宣伝を行ったりすること等が考えられる。

他方、中・長期的に考えると、国際調停のプロモーションのために重要なのは、大学、さらには小・中・高向けの教育活動と思われる。近年設けられてきた法学部及びロースクールでのADR関連授業の一層の充実をはかるほか、香港で行われているように、小・中・高向けに、学校に出張して子供向けの調停の研修を行うのも良い試みだと考える。話し合いによって、トラブルを解決する

<sup>205</sup> 松井・前掲注204、20頁

<sup>206</sup> SIACとJIDRCとの間の2019年6月4日付協力覚書締結のニュース <http://www.siac.org.sg/> 等

ことができるということを小学生、中学生のうちから、ロールプレイ等を通じて学んでもらえれば、調停という制度になじみを持ってもらえる上、学校生活上の人間関係調整の力を伸ばすのにも役に立ち、一石二鳥であろう。

## （２）政府のバックアップ

シンガポール、香港、マレーシア、韓国等の周辺アジア諸国は、政府の資金面、法律面の整備等の全面的バックアップのもと、国際紛争解決機関や施設を強力に宣伝してきている。これらの国を競争相手として戦い、少なくとも、日本企業が契約の相手方である外国企業に、自国で国際仲裁・国際調停を行うことを主張できるようにするためには、これらの諸国の紛争解決機関と同等の設備（使用料も含む）や法律の整備が必要である。そして、これには、他国に劣らない政府の厚いサポートが必要である。

これまで日本における ADR については、海外において殆ど宣伝が行われていなかった上、政府も、これまで日本における国際仲裁・調停については、いわば民間の問題として対応をしてこなかった。しかし、その風向きは、今、変わりつつある。

日本における国際紛争解決については、まず、国際仲裁の活性化という観点で、自由民主党政務調査会司法制度調査会において検討が行われ、2017 年 6 月の提言では、わが国における国際商事紛争の仲裁センター機能を抜本的に強化し、アジア No.1 の国際商事仲裁立国を目指すべきとされた<sup>207</sup>。これを受け、2017 年 9 月に、政府において、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置され、2018 年 4 月に公表された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（以下「中間とりまとめ」という。）では、国際仲裁人材の育成、仲裁専用施設の整備、関連法制度の見直し検討のほか、国内外における企業等に対する意識啓発・広報を早急に進めるべきとされた<sup>208</sup>。また、中間取りまとめは調停についても触れており、世界的に国際調停の利用が進み、京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討すべきとした<sup>209</sup>。その後、令和元年 6 月に公表された同調査会の提言においても、国際仲裁の活性化に向け、政府一体となって更に取組を進めるべきことが指摘されている<sup>210</sup>。

このように、他のアジア諸国の取組みと比較すると、スタートは大分遅れたものの、日本政府も、司法の国際競争力強化という観点から、国際仲裁の振興

<sup>207</sup> 自由民主党政務調査会司法制度調査会最終提言（平成 29 年 6 月 1 日）「司法外交の新基軸 5 つの方針と 8 つの戦略」7 頁、[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/135089\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/135089_1.pdf)（2019.07.06）

<sup>208</sup> 内閣官房「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」4 頁、[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai\\_chusai/pdf/honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/pdf/honbun.pdf)（2019.07.06）

<sup>209</sup> 自由民主党政務調査会司法制度調査会・前掲注 207、6 頁

<sup>210</sup> 自由民主党政務調査会司法制度調査会 2019 提言「司法システムの新たな展開～3 つの視点と 4 つの柱～」（令和元年 6 月 4 日）27-31 頁、[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/139701\\_1.pdf?\\_ga=2.22457533.721680863.1562242947-1554098146.1562242947](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/139701_1.pdf?_ga=2.22457533.721680863.1562242947-1554098146.1562242947)（2019.07.06）



と合わせて、国際調停についても支援を始めている。特に、京都国際調停センターの開設が決定してからは、法務省の後援又は協力のもと、様々な国際調停関連のセミナーが行われている。

2018年5月には、東京で、Orrick Herrington & Sutcliffe LLP 東京事務所、法務省、CIArb（英国仲裁人協会）の共催で、模擬国際仲裁・調停のセミナーが行われた。日米欧の弁護士が申立人側・被申立人側に分かれて、日米の企業間で特許紛争が起きたという架空事例について仲裁が申し立てられたという設定で、仲裁準備会を行った後、調停に移行して和解交渉を行うというやり取りを英語で演じるという日本初の試みであった。同セミナーは日本企業にも大変好評で、その後大阪・名古屋でも行われた。

2018年11月の京都調停センターのオープニングセレモニーでは、山下法務大臣からビデオメッセージで、国際調停・国際仲裁ともに重要な司法インフラとして整備を図ることで日本経済に大きなメリットをもたらすこと等が述べられた。また、海外の著名な調停人や裁判官等が講演を行った。当日の様子はテレビや新聞等でも報道された。

2019年3月には、日本仲裁人協会（JAA）は、法務省後援のもと、国際商事調停に関するシンガポール条約についてのセミナーを開催し、シンガポール副大臣のEdwin Tong氏が講演した。また、その翌日には、東京において、シンガポール法務省主催の「日本・シンガポール国際司法紛争解決会議」（Japan-Singapore International Legal and Dispute Resolution Conference）が開催され、法務省の辻事務次官が開会の辞を述べた。

さらに、法務省は、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための予算措置として5年間で約7億8000万円を講じ<sup>211</sup>、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための調査委託業務を実施することとした。業務内容としては、i) 英語で国際仲裁手続を取り仕切ることのできる専門性を持った仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、ii) 国内外の企業等に対する広報・意識啓発、iii) 日本において審問手続等を実施するための仲裁専用施設の確保・提供といった総合的・包括的に行い、かつ、実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策のあり方について調査分析を行うことをその目的としている。

この業務については、日本国際紛争解決センター（JIDRC）が受託しており、2020年3月の東京のADR施設開設もこの予算を使って行われる。同予算については、仲裁が前面に押し出されてはいるが、Arb-Med-Arb等仲裁と調停の連携が多くなっており、国際商事調停も推し進められている昨今、当然、国際商事調停のためにも利用できる施設となる。今回は5年間の予算措置であるが、この政府からの予算的なバックアップが今後も続くことを期待したい。当然、国際商事調停のためにも利用できる施設となる。

このように、日本における国際紛争解決について日本政府が積極的にかかわっていき、政府が国際調停を公式にサポートしていることを国内外に示して行くことに、大きな意義がある。そして、このような地道な宣伝により、まず国

---

<sup>211</sup> 松井・前掲注204、20頁

国際紛争の解決方法として、国際仲裁だけでなく国際調停という方法があること、国際調停には短期間で解決し、かつコストも安いという利点があること、日本においても世界標準の国際調停施設が利用可能であること等をより多くの企業や弁護士に知ってもらい、日本での国際調停の件数を確実に増やして、国際調停の認知度を高めて行くことが重要である。

### 3 国際調停人・代理人の人材不足について

国際商事調停は、JCAA において平成 19 年以降 17 件しか開かれていない。これまで日本において国際商事調停が行われた件数が少ないということは、当然ながら、それを担当できる調停人、代理人も少ないということになる。国際商事調停の研修についても、京都国際調停センター開設が決定する以前は、日本においては殆ど行われていなかった。

しかしながら、京都国際調停センター開設が検討され始めてからは、国際調停についての機運も高まり、2017 年以降は、日本において、英国の CEDR、シンガポール国際調停センター (SIMC)、英国仲裁人協会 (CIArb)、米国ペパーダイン大学ロースクール・ストラウス紛争解決研究所等の国際商事調停についてのワークショップが相次いで行われた。これらの研修の参加者としては弁護士が最も多かったが、うち、筆者も参加した 2019 年 2 月に同志社大学にて行われた米国ペパーダイン大学の調停プログラムについては、企業の法務部からも参加が多く、京都国際調停センター開設後、日本企業にも紛争解決方法としての国際商事調停の存在が少しずつ伝わってきつつあると感じた。

なお、国際仲裁については、法務省も、人材育成のために、海外仲裁機関へのインターンシップとして、法務省職員や若手弁護士を海外仲裁機関等に派遣を行う取り組みを始めており、国際調停についても同様の取り組みを行うことが期待される。また、2019 年 1 月には日本政府と香港との間で、国際仲裁及び国際調停に関する情報交換その他協力活動を行って行く旨の協力覚書の交換が行われ<sup>212</sup>、これに基づき、現在日本政府は香港側との間で今後の協力活動について協議を行っているとのことである<sup>213</sup>。香港は、上述のように交渉促進型の調停がさかんな地域であり、国際調停についても共同セミナーや人材派遣等の方法によって積極的に学んでいくべきであろう。

現時点では、日本における国際商事調停の案件は、国際仲裁以上にさらに限定されており、他の業務のように経験を積みながら仕事を覚えるということもできない。よって、これを補うべく、国内・国外での研修等を通じ、国際調停手続を英語で行える調停人、代理人を育成するのと並行して、日本において、国際商事調停件数を増やしていくのが急務である。

### 4 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（「外弁法」）の改正

---

<sup>212</sup> 法務省「日本国法務省と香港特別行政区法務庁との間の協力覚書（MOC）の交換について」

[http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai07\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai07_00005.html)（2019.07.06）

<sup>213</sup> 松井・前掲注 204、18 頁



について<sup>214</sup>

外弁法においては、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲裁事件」は、①国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であり、②当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店（以下「住所等」という。）を有する者であるものとされている（外弁法2条11号）。しかし、この要件については、外国企業の子会社である日本法人間の紛争に外国法事務弁護士等が関与できず、こうした弁護士に依頼したいと考える外国企業が、日本を仲裁地とすることを避ける傾向があると指摘される等、外弁法上の国際仲裁代理の規律が、当事者にとって日本を仲裁地として選択する上でのハードルの一つとなっている現状が指摘されていた<sup>215</sup>。また、国際調停については、現行法上、外弁法5条の3において、外国法事務弁護士等が代理することができる手続を「国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の代理を含む。）」と規定しており、その文言から、仲裁付託後の調停手続の代理は可能であるが、仲裁付託前の調停手続の代理はできず、アンバランスな状態となっていた<sup>216</sup>。

そこで、2018年、法務省及び日本弁護士連合会を事務局とする「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」が設置され、改正の検討が行われた。その結果、同年9月、国内外の企業が、日本において国際仲裁・国際調停をより利用しやすいものとなるよう、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士による国際仲裁代理・国際調停代理の範囲を拡大・拡充する方向性が取りまとめられた<sup>217</sup>。具体的には、改正案によれば、外国資本50%以上の子会社の紛争であれば、「国際仲裁」の定義に当たり、仲裁の代理人に外国弁護士が就任できることとなって、日本を仲裁地と定めるための大きな障害が一つ減ることとなる。国際商事調停についても、国際仲裁事件の定義規定にそろえた規定を整備するのが適当とされた。

改正案の早期成立が望まれるところである。

## 5 裁判所の国際ADRへの理解

日本の裁判所・裁判官にとっては、民間で行われる国際調停・国際仲裁については、余りなじみがないと思われる。仲裁関連の紛争件数は、平成28年において、東京地裁では年間4件、全国の合計でも年間8件にすぎない。平成16年から平成28年までみても、東京地裁では年間2-11件、全国合計で年間4-19件にすぎない<sup>218</sup>。東京地裁本庁においては、仲裁関係事件は民事通常部に広く配点されており、専門部又は集中部に事件を集約して処理するような態勢は取っていない。このような理由から、裁判所でも、知識経験の集積と共有が進んでいないのが実情と思われる<sup>219</sup>。

---

<sup>214</sup> 法務省・前掲注199

<sup>215</sup> 法務省・前掲注199、2頁

<sup>216</sup> 法務省・前掲注199、7頁

<sup>217</sup> 松井・前掲注204、19頁

<sup>218</sup> 永末秀伸「東京地裁本庁における『仲裁関係事件』の審理の状況等について」「JCAジャーナル」2017年7月号第64巻7号、9頁

<sup>219</sup> 永末・前掲注218、8頁

上記のような状況の中、大阪高等裁判所平成 28 年 6 月 28 日になされた仲裁判断の取消し決定は、日本の仲裁関係者に不安をもって受け止められた<sup>220</sup>。本事案は、仲裁人が、仲裁人に選任された後に、その所属する法律事務所の他国のオフィスに移籍してきた弁護士が、本仲裁事件の被申立人の兄弟会社の訴訟代理人を務めていたが、当該仲裁人はかかる事実を開示しなかった、ということが問題とされ、大阪高裁は、仲裁人に利益相反事由の開示義務違反があったことを認定の上、仲裁判断を取り消した事案である（後に最高裁で破棄され差し戻された（平成 29 年 12 月 12 日最高裁決定）。）グローバルかつ大規模な事務所において、どこまでのコンフリクトチェックを行うのが現実的に可能かという問題もある上、仲裁開始後に他国のオフィスに移籍してきた弁護士が、一方当事者の兄弟会社の代理を過去にしていたという、当該仲裁人にとってかなり遠い事実につき、実際に当該仲裁人が当該事実を知っていたかどうか立証されず、従って当該事実と仲裁判断の因果関係も認められない場合にまで、後になって当該事実が判明したというだけで、仲裁判断を取り消してよいとするのは問題であろう。この仲裁判断取消し決定は、日本の裁判所は仲裁判断を尊重してくれるのか、日本を仲裁地として大丈夫なのか、という点において、仲裁ユーザーからの信頼を揺らがす恐れのあるものであった。

このような決定が行われた理由の一つは、裁判所が国際仲裁事件についての経験が少なく、裁判所は仲裁判断に介入しないというニューヨーク条約及び国際仲裁の原則・理念についての理解が不十分であった可能性もあるだろう。この点への対応としては、国際商事調停・仲裁は、国際企業取引に関連するものであることから、例えば、東京地裁及び大阪地裁の商事部等、国際取引が多い大都市の商事部に集中させて対応することとすればよいのではないだろうか。仲裁・調停に関する案件を集中させることによって、知識・経験を共有し、裁判官の知識や理解の程度によって判断がぶれるようなことはなくなり、安定した判断を下せるようになると思われる。

## 第2 日本における国際商事調停の発展のための方策

上記の問題点への取り組み以外にも、次のような方策が日本の国際調停発展のために重要と思われる。

### 1 シンガポール条約の批准

2018 年 6 月 25 日、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）第 51 回会期に

---

<sup>220</sup> 例として、以下の論文がある。

中原千繪「仲裁判断取消事由としての仲裁人の利益相反事由の開示義務違反

～大阪高決平成 28 年 6 月 28 日を素材として～」朝日新聞、法と経済のジャーナル 2017 年 7 月 5 日

<https://judiciary.asahi.com/outlook/2017053100001.html> (2019.07.06)

浜辺陽一郎「利益相反に敏感に、厳しくやるか、目くじら立てずに済ませるか？

～グローバルな法律事務所の内実など、主張・立証できるわけがない～」Westlaw Japan 2016 年 9 月 26 日、

[https://www.westlawjapan.com/pdf/column\\_law/20160926.pdf](https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20160926.pdf) (2019.07.06)

浜辺陽一郎「仲裁は一回でも、それを争う裁判がフルコースとは・・・。

～仲裁取消をめぐる最高裁まで争った末に、差し戻された問題を巡って（平成 29 年 12 月 12 日最高裁決定 1）～」Westlaw Japan 2018 年 1 月 29 日、[https://www.westlawjapan.com/pdf/column\\_law/20180129.pdf](https://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20180129.pdf) (2019.07.06)

において、調停による国際和解合意に関する国連条約（United Nations Convention on International Settlement Agreements resulting from Mediation<sup>221)</sup>）及びこれに対応する改正モデル法（Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation (amending the UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation of 2002)<sup>222)</sup>）の最終草案が承認され、2018 年 12 月 21 日、国連総会で承認された<sup>223)</sup>。本条約の目的は、調停の当事者が、調停による和解合意に基づいて、国境を越えて強制執行できるようにすることであり、本条約の第 3 条 1 項は、「各締結国は、本条約で定める条件の下に、その手続規則に従って、和解合意を執行するものとする。」（“Each Party to the Convention shall enforce a settlement agreement in accordance with its rules of procedure and under the conditions laid down in this Convention.”）と定めている。なお、本条約が適用される「調停」の範囲は、国際商事調停に限られる（本条約第 1 条）。また、モデル法は、国際調停の効率的な手続を規定するとともに、本条約の内容を各国において実施するための法律のモデル法案である。

これまでは調停による和解合意は当事者同士の単なる同意に過ぎず、強制執行が可能でないことが欠点であった。そのため、契約書の紛争解決条項において、最終的には仲裁か訴訟を入れざるを得ず、調停を紛争解決手続として規定するインセンティブを低くしていた。本条約は、調停による和解合意を強制執行可能にする法的な枠組みをつくることで、調停の欠点を克服するものであり、非常に大きな意義を有するものである。

本条約は、2019 年 8 月 7 日にシンガポールで署名され、「Singapore Mediation Convention」（シンガポール条約）と呼ばれることが予定されている<sup>224)</sup>。本条約が発効するには、少なくとも 3 つの加盟国が批准する必要があるが<sup>225)</sup>、すでに米国、中国を含む 25 カ国が批准の意向を示しているという<sup>226)</sup>。中国や米国等日本と取引の多い国が加盟国となるのであれば、日本企業にとってもシンガポール条約の意義は大きくなる。本条約が発効して、調停による和解が強制執行可能になれば、調停は、国際紛争の解決手段としてより魅力的な選択肢となり、調停条項を契約書に入れる実効性が生まれることになる。

---

<sup>221)</sup> UNCITRAL, “United Nations Convention on International Settlement Agreements resulting from Mediation”, [https://www.uncitral.org/pdf/english/commission/sessions/51st-session/Annex\\_I.pdf](https://www.uncitral.org/pdf/english/commission/sessions/51st-session/Annex_I.pdf) (2019.07.09)

<sup>222)</sup> UNCITRAL, “Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation”, [https://www.uncitral.org/pdf/english/commission/sessions/51st-session/Annex\\_II.pdf](https://www.uncitral.org/pdf/english/commission/sessions/51st-session/Annex_II.pdf) (2019.07.09)

<sup>223)</sup> UNCITRAL, プレスリリース 2018 年 12 月 21 日、  
<http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2018/unisl271.html> (2019.07.09)

<sup>224)</sup> UNCITRAL, 前掲注 223

<sup>225)</sup> シンガポール条約第 14 条 1 項

<sup>226)</sup> CNA “US, China set to sign Singapore Convention for trade dispute mediation”  
<https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-convention-trade-dispute-mediation-signing-un-11763008https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-convention-trade-dispute-mediation-signing-un-11763008> (2019.07.30)

仮に、日本がシンガポール条約を批准し、日本における国際調停による和解も強制執行が可能となれば、日本企業が締結する契約の紛争解決条項にも、例えば「京都国際調停センターにおける調停」を最終的紛争解決手段として、記載できることになり、これにより日本における国際調停の申立件数がぐんと伸びることが予想される。逆に、シンガポールや他のアジアの国はシンガポール条約を批准するのに、日本は批准しないとすると、日本企業が当事者である国際調停も、シンガポール等に取り立ててしまうことになりかねない。もちろん、シンガポール条約の実効性を高めるためには、ニューヨーク条約のように多くの国が批准する必要があるが、同条約は、国際商事調停の利用を大幅に促進するものであり、京都国際調停センターが開設され、今後日本における国際調停を守り立てていくべき今、日本もシンガポール条約の批准を行うべきである。

## 2 仲裁と調停の連携（Med-Arb、Arb-Med-Arb）の活用

これまで述べてきたとおり、調停は争いを好まない日本企業になじむ上、今後取引関係等が続く場合等は調停のほうが双方の納得いく結論や未来志向の合意が出来て、関係を保つことができるという長所がある。また、仲裁は、費用と時間がかかりすぎる点が欠点であるところ、調停は仲裁や訴訟と比べてコストも時間もかからない。但し、上記シンガポール条約がニューヨーク条約のように多くの加盟国を得て実効性を得るようになるまでは、調停で合意できない場合、最終的にはどこで解決するのかという問題があることは事実である。そこで、調停と仲裁を組み合わせる紛争解決方法が考えられる。

クィーン・メアリー（ロンドン大学）と WHITE & CASE による、企業のインハウス・カウンセラー、弁護士、仲裁人等に対する 2018 年の国際仲裁の共同調査によれば、回答者が、国際商事紛争の望ましい紛争解決手段として考えるのは、裁判が 3%、仲裁が 97%である。仲裁が望ましいと考える 97%の内訳として、調停等の他の ADR との組み合わせが望ましいと考えるのが 49%、Arbitration のみが良いと考えるのが 48%であり、ユーザー側は、仲裁と、調停等の ADR の組み合わせを好むという統計が出ている<sup>227</sup>。仲裁はニューヨーク条約により執行力が担保されており、国際紛争の解決方法としてメジャーであるが、最近問題とされる仲裁のコストの高さ、手続の長期化という点からすると、仲裁に調停を組み合わせ、短期間で紛争解決をはかろうとすることには合理性がある。

調停と仲裁を組み合わせる方法は、大きく分けて 2 つある。1 つ目は、調停を先行させ、調停で解決しなかった場合に、仲裁に移行させるもので、Med-Arb と呼ばれる方法であり、段階的な紛争解決手続といえる。2 つ目は、仲裁を先行させ、仲裁の途中で調停へ移行するものである。この場合、調停が不成立だった場合は、仲裁手続に戻り、調停が成立した場合は、同意による仲裁判断（consent award）を下

---

<sup>227</sup> Queen Mary (University of London)= WHITE & CASE、” 2018 International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration “、6 頁

<https://www.whitecase.com/sites/whitecase/files/files/download/publications/qmul-international-arbitration-survey-2018-19.pdf> (2019.07.06)

すという手続が用意されている。この手続は、Arb-Med-Arb と呼ばれる。シンガポールでは、SIMC（シンガポール国際調停センター）と SIAC（シンガポール国際仲裁センター）が協定を締結し、①SIAC での仲裁申立、②SIMC での調停、③合意に至った場合、合意内容での SIAC での仲裁判断、という内容での Arb-Med-Arb を積極的に PR しているところである。

一方、京都国際調停センターは、一定の仲裁機関とは提携していないこともあり、Arb-Med-Arb のモデル条項はホームページに掲載していないが、Med-Arb のモデル条項案はホームページに掲載している<sup>228</sup>。今後、京都国際調停センターを利用してもらうためには、短期的には、紛争が起こった後に同センターの利用を合意してもらうのが一つの方法ではあるが、中・長期的には、契約書を締結する際の紛争解決条項に「京都国際調停センターによる調停」と入れてもらうことが非常に重要である。よって、京都国際調停センターが、最終的な紛争解決方法まで含む Med-Arb というユーザーが使いやすい条項をモデル条項として準備したことは、評価できる。将来的には、京都国際調停センターも、前記の中国本土・香港共同調停センター（MHIMC）のように<sup>229</sup>、メジャーな国内外の仲裁機関のいくつかと覚書を結ぶ等して、Arb-Med-Arb をスムーズに行えるような態勢を整備して宣伝していくことが望ましいであろう。

なお、上記 SIMC と JIMC については、調停専門機関であり、仲裁は別の仲裁機関で行うことが予定されているので、問題とはならないが、一般的には、Med-Arb 又は Arb-Med-Arb の手続において、調停人と仲裁人が同じでよいのかという問題が存在するので、注意を要する。

すなわち、通常、調停によって当事者にとっての価値を創造する友好的解決をするためには、当事者の有する真の利益を探索することが重要であるが、仲裁人としては、調停を行うことによって、仲裁判断に反映させるべきでない当事者の機密情報を得てしまい、将来の判断に影響を及ぼす可能性がある<sup>230</sup>。そして、それは仲裁取消しの理由になり得る。また、当事者にとっても、調停が不調に終わった場合は調停人が仲裁人になることがわかっているのだから、調停手続において、自らの過失を認めたり、証明方法の不存在を吐露したり等弱みを見せることはしないであろうから、率直な情報を提供することは難しくなる<sup>231</sup>。このような理由から、欧米等 Common Law（判例法）の国では、仲裁人が調停人を兼ねることについては消極的な考え方が一般的である<sup>232</sup>。

しかし、仲裁人が調停人を兼ねることについては、Civil Law（制定法）の国、特に中国<sup>233</sup>や日本ではそれほど抵抗を感じていないようである。日本については、訴訟上の和解がまさにこのパターンであり、訴訟手続を担当する裁判官がそのまま和

---

<sup>228</sup> 京都国際調停センター、モデル条項 <https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20190517100601> (2019.07.06)

<sup>229</sup> 第 1 章第 2、3 (2) 参照

<sup>230</sup> 小林洋哉「Med-arb における仲裁人のジレンマ」名古屋外国語大学現代国際学部紀要第 10 号 2014 年 3 月 54 頁

<sup>231</sup> 山本＝山田 前掲注 1、420-421 頁

<sup>232</sup> 坂本力也「英米法系諸国からみたハイブリッド仲裁」国際商取引学会年報 2016 vol.18、17-18 頁

<sup>233</sup> Jones Day Newsletter July 2011『『中国式』仲裁における現実の偏見リスク』

<http://jonesday-tokyo.jp/mail-magazine/number017.html> (2019.07.06)



解も担当するのが通常だからであろう。日本の国際仲裁機関である JCAA においてもその傾向はあり、1999 年から 2008 年までに扱った 121 件のうちの 48 件(40%)において、当事者の合意に基づき仲裁人が調停を行った<sup>234</sup><sup>235</sup>。そして、その 48 件中、47 件は、日本人単独仲裁人の事件か(27 件)、日本等 Civil law (制定法)のバックグラウンドの 3 人で構成される仲裁廷の事件(20 件)であったという。なお、調停を行った 48 件のうち、調停人が調停案を提案したのが 28 件(58%)にも上った<sup>236</sup>。

このように仲裁人が調停人を兼ねるとするのは、日本の司法調停に慣れている日本企業にとっては抵抗がないのかもしれないが、特に Common Law の国を相手方として Med-Arb 又は Arb-Med-Arb を行う場合に、仲裁人と調停人を同じ者としてよいかは、当事者の同意を得ることは当然としても、事案と相手方に応じて慎重に検討する必要があるだろう。

### 3 裁判所との連携

上記の Arb-Med-Arb は、調停の和解合意に執行力をつけることを目的の一つとするが、京都国際調停センターについて考えるに、日本国内での執行力について対応するのであれば、例えば、京都簡易裁判所と連携することも考えられる。

東京弁護士会紛争解決センターでは、東京簡易裁判所との取り決めがあり、東京弁護士会紛争解決センターにおけるあっせん合意については、当事者が希望する場合には、東京簡裁で即決和解の期日指定につき通常 1 ヶ月程度かかるところを、数日で期日を入れてもらうことができるようになっている。その場合、当事者は、あっせん合意の内容で執行力のある和解調書を取得することになる。よって、相手方が日本において強制執行できるような資産を有している場合等は、このような調停機関と簡易裁判所との取り決めも有効ではないだろうか。

また、第 3 章第 1、5 において上述したとおり、国際商事 ADR に対応できる専門部を作ることは早急に検討すべきである。さらに専門部創設とともに、将来的には、国際商事 ADR に関する訴訟手続の言語についても、英語を可能とすることを検討すべきである。日本における国際仲裁・国際調停の件数が増加すると、仲裁地又は調停の実施地の裁判所として、日本の裁判所において ADR 手続関連の訴訟が増えると思われるが、そのときに、書面を全部日本語に翻訳する必要があるとすることは、当事者にとって無駄なコストと時間がかかることになり、日本を仲裁地又は調停実施地と定める際のハードルとなるからである。

裁判所法 74 条の「裁判所では、日本語を用いる。」とする規定の改正は必要であるものの、国際商事調停・仲裁に関連する事件を、上述のとおり東京地裁と大阪地裁の商事部に集中させた上、英語が得意な裁判官を配置して、少なくとも証拠だけでも英語のまま提出することが可能となれば、当事者にとって、日本を仲裁地・調

<sup>234</sup> Tatsuya Nakamura “Brief Empirical Study on Arb-Med in the JCAA Arbitration” 10-11 頁 JCAA Newsletter No.22 (June 2009)、

<http://www.jcaa.or.jp/e/arbitration/docs/news22.pdf> (2019.07.09)

<sup>235</sup> そのうちの 25 件が和解に至った。

<sup>236</sup> Nakamura 前掲注 234、11 頁



停の実施地とすることへのハードルは低くなるだろう。なお、韓国の知財裁判所は国際裁判部を2016年2月に開設している。2019年3月の新聞報道によれば、日本の知財裁判所も、国際裁判部の開設を検討しているとのことであるから<sup>237</sup>、商事についても、同様に国際裁判部の開設を行うことは不可能ではないであろう。

日本での国際仲裁・国際調停を発展させるのであれば、関連手続が係属する可能性がある日本の裁判所手続も、同時に改革していく必要があると思われる。

## 終章 まとめ

ここまで、日本の調停と海外の調停とを概観した上、文献調査の他、筆者の経験や見学、インタビュー等をふまえながら、両者を比較・検討してきた。これを総括するとともに、考察を加えていきたい。

### 1 日本の調停と海外の調停の概観

まず、第1章では、日本の調停と海外の調停について概観した。

日本の調停は、司法型調停、民間型調停等に分類されるところ、司法型調停の件数が圧倒的であって、民間型調停の件数は少ない。また、国際商事調停は、JCAAの年に1-2件しかない。

一方、シンガポール、香港、イングランドは、いずれの国も、訴訟の前に調停を含むADRを勧めることを弁護士の義務とし、当事者が不合理にADR手続を拒否すると、Adverse cost order（訴訟費用の制裁の命令）がなされる恐れがある等、政府としても紛争解決の方法として調停を強く推進しており、これにより、民間の調停の利用件数は増加している。国際商事調停を扱える機関も存在し、代表的な機関としては、シンガポール国際調停センター（SIMC）、イングランドにあるCEDR等が挙げられる。また、国際商事調停は、日本の調停と異なり、1か月ごとに期日が入るというわけではなく、1-2日の短期間に朝から夜まで集中した交渉の場を設けて、合意を目指すことが特徴である。

### 2 日本の調停と海外の調停との比較

#### （1）調停スタイルについての比較

第2章第1では、日本の調停のスタイルと海外の調停のスタイルについて比較・検討した。

#### ア 調停スタイル

まず、調停スタイルには、主として、調停人が両当事者の主張を一定の規範に基

---

<sup>237</sup> 日本経済新聞 2019年3月15日付け記事「知財、英語で訴訟可能に 「国際裁判部」新設検討」  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO42460070U9A310C1MM8000/> (2019.07.06)

づいて評価し、調停人が当該規範に基づく調停案を各当事者に提示するタイプの評価型 (Evaluative) と、当事者間の交渉が成立するように調停人が当事者の対話を促す役割を有する交渉促進型 (Facilitative) がある。

日本の調停、特に司法型調停は、事実認定・法的評価を行った上で、心証を適宜開示し、時には調停案を提示して調停を行うという評価型のスタイルが特徴的である。一方で、海外における調停はというと、シンガポールは評価型との混合型であるものの、交渉促進型が原則であり、国際商事調停でもその調停スタイルが一般的である。海外の調停では、当事者が主役という考えが根本にあるので、調停人の質問も情報収集のみならず、問題や解決方法について当事者に考えさせることをも目的としている。

ただ、筆者としては、国際商事調停の標準のスタイルが交渉促進型だからと言って、日本の司法調停も、直ちに交渉促進型にすべきとは考えていない。司法型調停において、当事者が調停を裁判所に申立てる際には、裁判所に対し、紛争にかかる事実を認定して、合理的な解決策の策定を期待していることも多いという事情を鑑みれば、司法型調停については、最終的には評価型が求められていると思われるからである。

実際にも、第2章、第1、2(1)で述べたとおり、簡裁での民事調停においては、調停委員会が和解案を提示した場合は平均77%が成立し、提示しなかった場合は30%の成立にとどまっている。さらに驚きなのは、事実関係に争いがある類型 (第I類型) で、和解案を提示しなかった場合は17%しか成立しなかったのに対し、和解案を提示した場合は73%が成立したこと、又、感情的対立が激しい類型 (第IV類型) の場合も、解決案を提示しなかった場合は16%しか成立しなかったのに対し、和解案を提示した場合には74%が成立したというデータである。これは、当事者の交渉だけでは歩み寄ることができない紛争の場合に、中立の調停人のイニシアティブの果たす役割がいかに大きいかということを示している。実際に、筆者も、家事調停において、調停委員会としての心証や提案を述べることで、今までうんと言わなかった当事者が受け入れてくれるということを何度も経験はしているが、ここまでの差は、予想以上であった。これらの結果は、当事者の裁判所への合理的な解決案提示への期待を如実に表しており、また、裁判所への信頼が厚い日本ならではの調査結果ともいえる。

しかし、司法型調停において、裁判官や調停委員会が、事実認定や法的評価をした上での合理的な調停案を腹案として持つとしても、進行としては、まず交渉促進型で調停を進めることは可能であろう<sup>238</sup>。評価型は、当事者の主張に対する評価であるから、いわば最初から土俵が狭く設定されている。一方、交渉促進型は、基本的には当事者間の交渉であるから、当事者が自分自身で紛争の根本的問題点を把握し解決しようとする努力が必要になる。そして、請求として表れた事実にとどまらず、その争いの元であったり関連したりする他の問題も一緒に交渉のテーブルに出すことによって、和解運営の土俵も広くなる。また、当事者のニーズに応えられる範囲も広くなり、真の紛争解決ができることにもなる<sup>239</sup>。よって、筆者としては、

---

<sup>238</sup> 草野・前掲注134、167-172頁

<sup>239</sup> 草野・前掲注134、170-171頁

司法型調停であっても、最初は当事者自身での自主的な紛争解決を助ける、交渉促進型の調停を行い、それでも奏功しない場合に、評価型のスタイルで、裁判所としての考えを示した上で、検討させるという混合型での進め方がよいと考える。

なお、国際商事調停については、それ以上に、さらに交渉促進型の要素を強める必要がある。なぜなら、国際商事紛争は、国、法律、規範、文化、価値観も異なる当事者間の紛争であるから、調停人が当事者の主張を一定の基準・規範に基づいて評価する評価型のスタイルが必ずしも適切ではないからである。よって、国際商事調停の場合は、国内調停より、更に交渉促進型の要素を強めたスタイルが適しており、調停人が黒子に徹し、両当事者の言い分を相互に聞いて建設的な交渉をしたりできるように、対話の過程をコントロールしながら、調停人が主張の動機（issue）やそれにかかわる利益（interest）を引き出していくという交渉促進型を基本に考えるのがよいと考える。そして、それが奏功しなかったときには、紛争解決のために、一定の規範や調停人の見識・経験を用いた評価型の要素を入れていくことを検討すべきである。つまり、交渉促進型を原則とするが状況によっては評価型の要素を加えるというスタイルがよいと考える。但し、当事者が裁判所の合理的な判断を期待して申し立てている司法型調停とは異なるので、調停人が調停案まで出すかどうかは、事案の内容や当事者の期待・感情等を個別に考慮して舵取りをしていくことになる。

この点、交渉促進型のスタイルは、表面に見える争点（issue）及びそれに対する当事者の主張・立場（position）だけではなく、上記のとおり、その背後にある当事者の主張の動機（needs）やそれにかかる利益（interest）を引き出す力や、忍耐力も求められるから、技術や経験が必要である<sup>240</sup>。交渉促進型のスタイルについては、日本の調停人も、研修等で国際標準のスキルを身につけていく必要があるだろう。

## イ 調停人に求められるもの

このように、日本の調停人も国際調停の標準である交渉促進型のスキルを学んでいくべきであるが、評価型と交渉促進型の調停の両方を経験して、筆者としては、いずれのスタイルであっても、結局調停人が行うべきことは、当事者の話によく耳を傾け、真の紛争原因を探ってその解決を目指すこと、過去の紛争だけではなく未来に目を向けさせることであって、それらは共通していると考えられる。調停が成立するかどうか、究極的には、調停人の人間力と調停進行・調整能力にかかっているように感じている。

すなわち、司法型調停を行ってきた草野元判事は、説得技術の基本型として、以下を挙げる<sup>241</sup>。

- A) 当事者の言い分を良く聞くこと
- B) 誠意を持って接すること
- C) 熱意をもって粘り強く頑張ること
- D) 当事者の相互不信を解くように努力すること

<sup>240</sup> レビン小林久子「調停者ハンドブック」78-90頁（信山社、1998）

<sup>241</sup> 草野・前掲注134、53-78頁

- E) 当事者の心理状態をその人の身になって考えること
- F) 真の紛争原因を探り、その解決を目指すこと
- G) 具体的な話し方を工夫すること
- H) 和解の長所を説き、良い和解案を出すこと
- I) 相手の逃げ道を用意し、追い詰めないようにすること
- J) 現地を見分すること

また、基本型がうまく行かなかったときの応用型として以下を挙げる。

- a) 基本型と逆の方法をとること
- b) 裁判官としての職務を強調して強く出ること
- c) 当事者の意識していない困ったことを指摘すること
- d) 間を置くこと
- e) 発想法を転換すること

一方で、日本において交渉促進型調停をいち早く紹介したレビン小林久子氏によれば、調停者に必要な能力と態度として、以下の点を挙げる<sup>242</sup>。

- ① 中立でいること
- ② 聞き上手／話させ上手になること
- ③ 理解力と分析力のあること
- ④ 批判や説教をしないこと
- ⑤ 忍耐強いこと
- ⑥ 臨機応変なこと
- ⑦ 冷静なこと
- ⑧ アイディアマンでいること
- ⑨ 諦めないこと

そして、レビン氏は、調停のテクニックとして、アクティブ・リスニング（傾聴）を掲げ、具体的な方法としては、パラフレイジング（中立的な表現に言い換え）、リフレイミング（調停人の再解釈を交えた言い換え）、オープン・エンド・クエスチョン（はい、いいえだけの答えにならない質問）を挙げ<sup>243</sup>、さらに状況の分析として、当事者の視点を「争いを超えたもの」に向けることが重要であると述べる。

これらを比較すると、草野判事の応用型 a) 基本型と逆の方法をとることと、b) 裁判官としての職務を強調して強く出ること以外は、かなり両者が似通ったことを主張していることが分かる。

すなわち、草野元判事が最も大切な原則とする A) 当事者の言い分を良く聞くことというのは、レビン氏も調停者に必要な能力として②聞き上手になることと、必要なテクニックとしてのアクティブ・リスニングを挙げ、「聞くこと」が大変大切だと述べている<sup>244</sup>。また、草野元判事がいう C) 熱意をもって粘り強く頑張ることについては、レビン氏も⑤忍耐強いこと及び⑨諦めないことを挙げている。さらに、草野元判事がいう F) 真の紛争原因を探り、その解決を目指すことというのは、交渉促進型調停が、当事者の主張の動機（needs）やそれにかかる利益（interest）を明ら

<sup>242</sup> レビン・前掲注 240 20-27 頁

<sup>243</sup> レビン・前掲注 240 68-76 頁

<sup>244</sup> レビン・前掲注 240 68 頁

かにした上で、共通点を確立して合意を目指すものであるから、全く同じところを目指している。また、草野元判事の e) 発想法を転換することというのは、レビン氏の⑥臨機応変なこと、⑧アイディアマンでいること、と類似している。さらに、E) 当事者の心理状態をその人の身になって考えること、G) 具体的な話し方を工夫すること、I) 相手の逃げ道を用意し、追い詰めないようにすること、というのは、レビン氏の④批判や説教をしないこと、レビン氏の提唱するアクティブ・リスニングのパラフレージング、リフレイミング等につながる。

よって、草野元判事とレビン氏の主な違いは、草野元判事の場合、当事者の交渉促進だけでは和解できない場合、最後に裁判官として事実認定・法的評価を行った上で説得又は和解案の提示を行うが、レビン氏の場合は、基本的には、調停人として事実認定・評価は行わず、和解案の提示も行わないということに尽き、それ以外は、同じところを目指していると思われる。

もちろん、草野元判事は、裁判官としては当事者間の交渉をかなり重視するタイプであり、司法調停の実情としては、草野元判事が提唱するような交渉促進型を基本として心証を加味する方式の調停を実践している例はそれほど多くないであろう。しかし、筆者が家裁や東京弁護士会で調停人として活動していて感じるのは、裁判所での調停であっても、民間の交渉促進型の調停であっても、表面の請求のみにとらわれず、当事者の言い分を良く聞き、何が真の紛争の原因で、当事者は何を一番求めているのかを理解することが大切であり、そのためには調停人の真摯な姿勢、調停の進行・調整能力が重要だということである。

例えば、第1章、第1、2において、東京弁護士会の事例として述べた、融資を断られた申立人が、金融機関へ損害賠償請求を申立てた件においても、周辺事情を聞いてみると、実際には、申立人にとって損害賠償以上に大事だったのは、親族の不動産に対して設定された抵当権の解除であった。

また、他の調停で、個人が海外でカードを不正利用されたが、カード会社の対応の遅さのために損害を被ったとして、カード会社に多額の損害賠償請求を申立てたという案件があった。申立人に、申立ての理由を聞いてみると、「不正利用に気づいてすぐにカード会社に連絡したのに、窓口をたらいまわしにされ、その間にも損害額が増えた。それについて、カード会社からは全く謝罪がなかった」ということに対する不満であり、申立人にとっては謝罪がないことが一番の問題であった。この案件は、ほぼ実際の損害額と同額の賠償と、カード会社から謝罪を行うことで解決した。

さらに、家事調停の例では、未成熟子がいる離婚調停で、離婚自体は合意しているものの、夫に多額の資産があり、未払婚姻費用及び財産分与について激しい争いとなっていた調停があった。これについてそれぞれ別席で事情聴取したところ、実は、妻側としては子どもを引き取れない事情があるため、妻としては、相手方の夫が子を監護してくれるということが一番重要であり、財産関係については妥協できると分かった。一方、夫が妻に対し一番求めていたのは、過去の出来事についての謝罪であった。両当事者のニーズが何かということを調停人が理解してからは、話し合いがスムーズに進み、未払い婚姻費用と財産分与についても合意できた。

また、感情的な対立が激しい紛争については、過去の事実だけでなく未来にも目を向けさせることが重要である。例えば、夫の不倫が発覚して、妻が夫に慰謝料を

請求するとともに離婚を申立てるケースにおいて、よくあるのは以下のようなパターンである。

妻は夫に裏切られたという気持ちがあるから、夫の言うことが何もかも信用できない。夫は財産分与のため財産リストを提出したが、妻はもっと他に財産があるのに隠しているのではないかと行って、調停が進まない。こんなにひどい人とは、子どもとも絶対に会わせたくないと言って、別居以来、子どもが夫と交流できない。

家事事件の場合、過去の出来事に対する怒りや憎しみの感情からなかなか抜け出せず、現在の問題を解決することができないということがままある。このような場合、調停委員会は、当事者（妻）に対し、過去の話は一旦脇に置くことにして、離婚によって子どもの生活に悪影響が出ないようにするためにはどうしたらよいか、今後子どものためには、どのように父親と交流していくのが良いと考えるか等、未来の話に視点を移すことを試みる。この方向付けが奏功すると、妻は、自分と子どもの新たな未来に向けて、何が重要かという視点を取り戻すことができ調停も進むのである。

一方で、海外の調停においては、何が重要であろうか。第1章、第1、3において紹介した CEDR の事例（労働者から以前の勤務先に対し、不正確な Reference のせいで転職ができなかったとして損害賠償が申し立てられた事案）については、調停人は、当事者に対し、アクティブ・リスニングの手法によって、質問や確認をしながら、当事者の話を聞き、特に申立人に対しては、過去の事実関係を聞くほか、申立の動機や申立人の現在の状況を聞き、現在の申立人にとって何が重要なのか、今後仕事をどうしていきたいのか、という現在及び将来のニーズを把握することを重点的に行っていた。

これらの経験から、筆者としては、日本の調停であっても海外の調停であっても、調停人が行うべきことは共通であり、究極的には、調停人の人間力と調停進行・調整能力が大切だと考える。なかでも、当事者の話に真摯に耳を傾け、真の紛争原因を探ってその解決を目指すこと、及び過去の紛争だけではなく未来に目を向けさせることが重要と考える。真の紛争についての問題を解決すること及び未来に目を向けることこそが、訴訟や仲裁にはできない和解の最大のメリットであるからである。

結局、日本の司法型（評価型）調停でも、海外の交渉促進型調停であっても、調停人が行うべきことが共通であるとする、両者の調停スタイルにおける最も大きな違いは、調停人（調停委員会）が、上述したようなテクニックをつかってもお互い当事者間の交渉がうまく行かなかったときに、日本の司法型調停では、裁判所として、事実認定・法的評価をもとにした解決案を提示して、当事者の説得を図るのに対し、海外の交渉促進型調停では、当事者から求められない限り、通常は調停人が解決案を提案することはないという点に集約されるだろう。

## （2）主張・証拠の引継ぎについての比較

第2章、第2では、日本の調停と海外の調停の主張・証拠の引継ぎについて比較・検討した。

日本の調停、特に司法型調停において提出された主張・証拠は、当事者で証拠制限契約を締結しない限り、訴訟に提出される可能性があるか、又は調停人たる裁判



官が訴訟手続の裁判官でもあった場合は当然に引き継がれる。一方、海外における調停では、調停において当事者間の本心での話し合いを促進するため、主張や証拠の引継ぎ禁止が定められるのが一般的である。

主張・証拠の引継ぎについては、効率的な紛争解決を重視するのであれば、また日本の司法調停、特に訴訟上の和解を前提とすれば、調停での主張・証拠は、訴訟等にも当然引き継ぐべきということになる。しかし、それよりも、紛争解決のために、当事者が調停の非公開で本音で話し合うというインセンティブやメリットを守ることを重視するのであれば、UNCITRALや海外の調停規則で定められているように、調停での主張・証拠は、訴訟等に引き継ぐべきではないということになろう。

ただ、司法型調停が多い日本においては、すぐに法律で一律に主張・証拠の引継ぎを禁止するのも難しいと思われる。そこで、現状の対応としては、個別の事案に応じて、当事者間で証拠制限契約を結ぶことを検討する、もしくは、主張・証拠引継ぎ制限が定められている JCAA や京都国際調停センター<sup>245</sup>等の調停機関で調停を行うことを検討するのがよいと考える。

### (3) プロモーションについての比較

第2章、第3では、日本と海外の調停についてのプロモーションについて比較・検討した。

シンガポール、香港、イングランドは、訴訟の前に調停を含む ADR を検討することを義務付ける等、調停について裁判所や法務省も積極的に推進している。特にシンガポールは、調停を含む国際紛争解決について、シンガポール国際仲裁センター (SIAC)、シンガポール国際調停センター (SIMC)、シンガポール国際商事裁判所 (SICC) と国際紛争解決に関するフルメニューをそろえ、日本を含む海外で各種セミナーを頻繁に開催する等国際紛争解決のハブとして、非常に積極的にプロモーションしている<sup>246</sup>。2014年に設立されたシンガポール国際調停センター (SIMC) も、2018年は取扱件数 27 件と順調に件数を増やしている。一方、これまで日本において唯一国際商事調停を扱っていた JCAA は国内外で国際商事調停について殆どプロモーションを行っておらず、同調停年間 1-2 件程度しかない。

このように、これまでアジアの国際紛争解決推進の潮流に取り残されてきた日本であったが、ようやく、日本政府も、国際仲裁を中心にそのプロモーションに取り組み始めた。ただ、国際商事調停の案件は、国際仲裁以上に少なく、国際商事調停についての日本企業に対しての意識啓発・広報はこれからである。国際取引の際、又は商事紛争が発生した際、安心して日本を紛争解決地に指定してもらうためには、

<sup>245</sup> 京都国際調停センター及び JCAA の証拠引継ぎ制限を定める規則は以下の通りである。

京都国際調停センター機関調停規則 7 条 (守秘義務) 2 項

<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20181115133452> (2019.07.06)

JCAA 商事調停規則 20 条 (非公開と守秘義務) 5 項

<http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/domest-chotei.pdf> (2019.07.06)

JCAA 商事国際調停規則 12 条 (非公開と守秘義務) 3 項 [http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i\\_chotei\\_kisoku.pdf](http://www.jcaa.or.jp/adjust/docs/i_chotei_kisoku.pdf) (2019.07.06)

<sup>246</sup> 特に SIAC は日本において年に何度もセミナーを開催する等、海外でのプロモーションに力を入れており、SIAC の仲裁申立件数は 2011 年の 188 件 から 2018 年には 402 件 と伸ばしている。

日本及び海外に対し、日本で国際標準の国際調停ができることをアピールしていく必要がある。2018 年 11 月に、京都国際調停センターが設立されたこともあり、今後、ますます日本における紛争解決についての情報発信が重要になってくるであろう。

なお、長期的なプロモーションの手段としては、香港の調停機関（HKEMC や HKMC）が行っているような、小学生向けの調停のワークショップが興味深く、検討に値しよう。

### 3 国際商事紛争解決地としての日本の未来

第 3 章の第 1 では、これまでの日本の国際商事調停の発展への障害・問題点として、①国際調停機関・施設の不足、②日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップの不足、③国際調停人・代理人の人材不足、④外弁法（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）上、外国弁護士が国際調停に代理人として参加できるか不明確、⑤裁判所の国際 ADR に対する理解の不十分さを挙げ、それに対する現在及び将来の取組みを述べた。さらに、同章の第 2 では、日本における国際商事調停の発展のための方策として、⑥シンガポール条約の批准、⑦仲裁と調停の効果的連携（Med-Arb、Arb-Med-Arb の活用）、⑧裁判所との連携を提言した。

#### （1）国際調停機関・施設の不足について

まず、①国際調停機関・施設の不足という点についてみると、上述したとおり、今まで国際商事調停専門の機関は日本に存在しておらず、国際商事調停は、日本商事仲裁協会（JCAA）において年に 1、2 件ある程度であった。また、その JCAA にはビデオ会議や防音設備を備えるような ADR 専用施設がないため、例えば日本において国際仲裁の審問や大規模な調停を行う場合は、ホテルか法律事務所の会議室を借りて行うしかなく、最新の ADR 専用施設があるシンガポール、香港、マレーシア、韓国と比較すると、日本は ADR の開催地として見劣りがした。実際に、JCAA においては調停のみならず、仲裁申立件数も 2017 年は 17 件、2018 年は 9 件のみと低迷していた<sup>247</sup>。

しかし、それに対する取り組みとして、日本政府は、2017 年頃から国際仲裁の活性化のための検討を始め、そのサポートもあり、2018 年 2 月に JIDRC 大阪の開設、同年 11 月に京都国際仲裁センターの開設、そして 2020 年 3 月には JIDRC の東京施設のオープンが予定される等、2020 年夏のオリンピックを前に、日本における国際紛争解決の夜明けがようやく始まろうとしている。この良い流れを途切れさせないように、政府と民間が一丸となって、京都調停センター並びに日本における国際商事調停について、その存在と良さを地道に広めて行く必要がある。

そのためには、まず、主なユーザーである日本企業、日本の弁護士に、国際商事調停を紛争解決の有効な方法と知ってもらう必要がある。同時に海外の弁護士や企業に対しても、京都国際調停センターがオープンしたこと、世界標準の国際商事調

---

<sup>247</sup> JCAA、前掲注 11 1 頁

停を行うことが可能であること、京都という世界的な観光地で、しかも高台寺等の重要文化財に指定されている寺院でも調停が行えること等、紛争解決地としての魅力を日本や海外のセミナー等で、どんどんアピールしていく必要がある。さらに、京都国際調停センターには、著名な国際調停人等がアドバイザリーボードに入っているのであるから、これらの調停人に、まず京都調停センターでの調停を行ってもらって、京都での調停の良さを実感してリピーターになってもらうということも考えられよう。

ただ、現在のところ、京都国際調停センターは、同志社大学の協力を得てはいるものの、基本的には、日本仲裁人協会（JAA）に所属する弁護士が、弁護士業務の合間にボランティアベースで運営に関わっているだけであるので、費用面でも活動面でも限界がある。2017年以降は、政府としても日本の国際紛争解決機能を強化しようということであるが、政府の対応は、まず、国際仲裁の促進ということから始まっている。これ自体も大変喜ばしいことではあるが、国際調停及び国際仲裁は互いに補完しあう関係にあるから、国際調停についても、国際仲裁と同時に、その促進に向けた政府のサポートが必要である。例えば、京都国際調停センターも、案件及び収入が無い設立当初だけでも、SIMCのように、予算面で国のサポートを得て、専用の職員や事務局を設けることができれば、事務局長が世界を飛び回って日本における国際調停について宣伝を行うことも可能であろう。国際商事紛争解決の方法として、Med-Arb や、Arb-Med-Arb 等の仲裁と調停の連携も話題となっている今、調停についても政府の強力な支援を期待したい。

また、寺院が調停場所として提供されることもあり、法務省だけでなく、京都府・京都市と手を組んで、観光都市京都の枠組みの中で、京都調停センターをアピールすることも効果的ではないだろうか。京都という国際的ブランドを利用し、多くの人に京都での国際調停について知ってもらうべきであろう。

## （２）日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップについて

次に、②日本企業、海外へのプロモーション、政府のバックアップについては、京都国際調停センターが設立されてからは、同センターを中心に、国際商事調停のセミナー等が企業や弁護士向けに行われるようになってきた。また、日本政府も、他のアジア諸国に比べるとスタートは大分遅れたものの、近年は、法務省を中心に、国際仲裁・調停関連のセミナー等へのスピーカーとしての出席や後援を積極的に行っている。さらに、法務省は、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための予算措置として５年間で約７億 8000 万円を講じ、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための調査委託業務を実施することとした<sup>248</sup>。

その委託業務内容としては、i) 英語で国際仲裁手続を取り仕切ることのできる専門性を持った仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、ii) 国内外の企業等に対する広報・意識啓発、iii) 日本において審問手続等を実施するための仲裁専用施設の確保・提供といった総合的・包括的に行い、かつ、実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策のあり方について

---

<sup>248</sup> 松井・前掲注 204、20 頁

調査分析を行うことである。この業務については、日本国際紛争解決センター（JIDRC）が受託しており、2020年3月の東京のADR施設開設もこの予算を使って行われる。上記予算については、仲裁が前面に押し出されてはいるが、Med-Arb、Arb-Med-Arb等仲裁と調停の連携が多くなり、国際商事調停も推し進められている。昨今、当然、国際商事調停のためにも利用できる施設となる。今回は5年間の予算措置であるが、この政府からの予算的バックアップが今後も続くことを期待したい。

### （３）国際調停人・代理人の人材不足について

さらに、③国際調停人・代理人の人材不足であるが、現在日本における国際商事調停の件数が殆どないため、実地で学ぶことが難しい。国内・国外での研修機会を増やして国際調停手続を英語で行える調停人、代理人を育成するのと並行して、日本において国際商事調停件数を増やして行くのが急務である。

### （４）外弁法（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）の問題について

そして、④の外弁法の問題は、現在の外弁法上、外国企業の子会社の日本法人の事件は、「国際仲裁事件」に該当しないことになって、外国法事務弁護士等が代理できないことになり、そのような弁護士に依頼したい外国企業が日本を仲裁地とするものの障害となっているという点である。さらに、国際調停については、外弁法の条文上、仲裁付託後の調停手続の代理は可能であるが、仲裁付託前の調停手続の代理はできないと解釈されていた。そこで、2018年、改正の検討が行われ、改正案は、外国資本50%以上の子会社の紛争であれば、「国際仲裁」の定義に当たり、仲裁の代理人に外国弁護士が就任できることとされ、国際商事調停についても、国際仲裁事件の定義規定にそそぐ規定を整備するのが適当とされた。改正案の早期成立が望まれるところである。

### （５）裁判所の国際ADRに対する理解について

また、⑤の裁判所の国際ADRに対する理解の不足については、仲裁関連の紛争件数が少ない上、民事通常部にバラバラに配点されているため、裁判所内に知識・経験の集積と共有が進んでいないことが問題と思われる。特に、大阪高裁平成28年6月28日の仲裁判断取消決定は、仲裁関係者の間で、日本における仲裁判断の安定性、信頼性を揺るがしかねないとの不安をもたらした。そこで、国際ADR関連事件につき、東京・大阪の商事部が集中して扱うこととし、知識・経験の共有、安定した判断をめざすことが考えられるところである。

### （６）シンガポール条約の批准

さらに、同章第2で日本における国際商事調停の発展のための方策として、まずあげられるのが、⑥シンガポール条約の批准である。同条約は、2018年12月21日、

国連総会で承認されたが、その目的は、調停の当事者が、調停による和解合意に基づいて、国境を越えて強制執行できるようにすることである。本条約は調停の欠陥を克服するものであって、非常に大きな意義を有する。

仮に、日本がシンガポール条約を批准し、日本における国際調停による和解も強制執行が可能となれば、日本企業が締結する契約の紛争解決条項にも、例えば「京都国際調停センターにおける調停」を最終的紛争解決手段として、記載できるようになり、これにより日本における国際調停の申立件数がぐんと伸びることが予想される。もちろん、シンガポール条約の実効性を高めるためには、ニューヨーク条約のように多くの国が批准する必要があるが、シンガポールのメディアによれば、すでに米国、中国を含む 25 カ国が署名をすると述べているとのことである<sup>249</sup>。中国や米国等日本と取引の多い国が加盟国となるのであれば、日本企業にとってもシンガポール条約の意義は大きくなる。京都国際調停センターが開設され、今後日本における国際調停を守り立てていくべき今、日本もシンガポール条約の批准を行うべきである。

### （7）仲裁と調停の連携（Med-Arb、Arb-Med-Arb）の活用

また、次に国際商事調停の発展のための方策として挙げられるのは、⑦仲裁と調停の連携（Med-Arb、Arb-Med-Arb）の活用である。仲裁は、国際紛争の解決方法としてメジャーであるが、最近問題とされる仲裁のコストの高さ、手続の長期化という点からすると、調停を組み合わせ、より短期間・低コストでの紛争解決をはかろうとすることには合理性がある。

調停と仲裁を組み合わせる主な方法としては、2 つあり、1 つ目は、Med-Arb と呼ばれる、調停を先行させる方法であり、2 つ目は、Arb-Med-Arb と呼ばれる方法で、仲裁を先行させ、仲裁の途中で調停へ移行するものである。Arb-Med-Arb の場合、調停が不成立だった場合は、仲裁手続に戻り、調停が成立した場合は、同意による仲裁判断（consent award）を下すという手続が用意されている。シンガポールでは、SIMC（シンガポール国際調停センター）と SIAC（シンガポール国際仲裁センター）が協定を締結し Arb-Med-Arb を積極的に PR しているところである。

一方、京都国際調停センターは、一定の仲裁機関とは提携していないこともあり、Arb-Med-Arb のモデル条項はホームページに掲載していないが、Med-Arb のモデル条項案はホームページに掲載している<sup>250</sup>。将来的には、京都国際調停センターも、メジャーな国内外の仲裁機関のいくつかと覚書を結ぶ等して、Arb-Med-Arb をスムーズに行えるような態勢を整備してそれを宣伝していくことが望ましいであろう。

### （8）裁判所との連携

さらに、⑧裁判所との連携については、例えば、i) 京都国際調停センターで調停が成立した場合に、迅速に国内において執行力を得るため、即決和解手続の期日を

---

<sup>249</sup> CNA・前掲注 226

<sup>250</sup> 京都国際調停センター、モデル条項 <https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/20190517100601> (2019.07.06)

すぐに入れられるように簡易裁判所と取り決めを結ぶことが考えられる。また、ii) 裁判所に国際商事専門部を作り、それによって裁判所内の ADR に対する理解を深め、安定した手続を行えるようにすること、さらには、iii) ADR に関する訴訟手続の言語について英語を可能にすること、少なくとも証拠だけでも英語のまま提出することを可能とすることも考えられる。

日本を仲裁地又は調停実施地と定める際に、日本の裁判所やその手続がその妨げにならないように、更には裁判所も日本における国際 ADR を後押ししていくように、制度の改革も検討していくべきであろう。

#### 4 おわりに

草野元判事は、和解は、当事者双方にとってよりよい「未来を創る」ことができると述べる<sup>251</sup>。判決は、判決の確定力により現在の紛争を終了させるものであって、未来への影響は間接的な効果を持つにとどまるが、和解は、当事者双方が未来に実行することを合意することにより、現在の紛争を終了させるものだからである<sup>252</sup>。筆者も、調停人として、過去に踏ん切りをつけ、未来に向かって歩き出すためには、判決や仲裁より、自ら問題に対して向き合い、自分で納得して決めた調停による解決のほうが優れていると実感している。

今年 2019 年にシンガポール条約が署名され、国際商事調停での和解に執行力が付されるようになると、国際紛争解決の方法として国際商事調停が活用される場がぐんと広がる。日本が国際商事調停の場を提供することは、日本企業にとってメリットは大きいのはもちろん、将来、第三国調停として人気の場所になれば、それに伴う経済的効果も大きい。

今後、日本としては、国際商事調停を発展させるため、官民一体となって、日本企業・海外に対するプロモーションや、シンガポール条約批准等を進め、日本における国際商事調停を積極的に推進していくべきであろう。

以上

---

<sup>251</sup> 草野芳郎「和解は未来を創る」豊田愛祥ほか編「和解は未来を創る 草野芳郎先生古稀記念」8-9 頁（信山社、2018）

<sup>252</sup> 前掲注 251、8-9 頁